

第 75 回総会第 3 委員会 女性・女児関連公式文書(1)

房野 桂 訳

女子差別撤廃委員会報告書(A/75/38)

第 73 回会期(2019 年 7 月 1-19 日)

第 74 回会期(2019 年 10 月 21 日-11 月 8 日)

第 75 回会期(2020 年 2 月 10-28 日)

伝達文

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に従って設立された女子差別撤廃委員会は、「条約」第 21 条に従って、経済社会理事会を通して、毎年その活動について総会に報告することになっていることに言及させていただくことを光栄に思います。

委員会は、国連ジュネーブ事務所で、2019 年 7 月 1 日から 19 日まで第 73 回会期を開催し、2019 年 10 月 21 日から 11 月 8 日まで第 74 回会期を開催し、2020 年 2 月 10 日から 28 日まで第 75 回会期を開催しました。委員会は、2019 年 7 月 19 日の第 1717 回会期と 2019 年 11 月 8 日の第 1746 回会期と、2020 年 2 月 28 日の第 1776 回会期で、会期に関する報告書を採択しました。その報告書は、ここに、第 75 回総会に伝えるために提出されます。

(署名) Hilary Gbedemah
議長

第 1 部: 第 73 回会期に関する女子差別撤廃委員会報告書

2019 年 7 月 1-19 日

第 I 章: 委員会採択の決定

決定 73/1

2019 年 7 月 9 日に、決定 72/XI をさらに推し進めるために、委員会は、2019 年「気候行動サミット」にあたって 2019 年 9 月 16 日に、経済的・社会的・文化的権利委員会、子どもの権利委員会、すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会及び障害者の権利委員会との共同で出された人権と気候変動の問題に関する声明のテキストを採択した(bit.ly/3bt1pcR)。

決定 73/II

2019年6月18日に、国際女児の日に当たって、2019年10月11日に、子どもの権利委員会と共同で出された「女児を保護しエンパワーし、平等を要求する」に関する共同声明のテキストを採択した(bit.ly/21kgTCA)。

決定 73/III

決定 69/V と 72/X を改訂して、作業方法を他の条約機関の作業方法に沿わせる目的で、委員会は、委員会への定期報告書の提出の簡素化された報告手続を利用したいと思っている締約国のために、共通の核心となる文書の提出の要件を除去することを決定した。

決定 73/IV

「国連ジュネーブ事務所のために開発されつつある戦略的遺産計画に特に関連して、適宜、人権条約機関に関連する関連アクセス可能性基準の漸進的实施を保障し、完全で効果的な参画を保障するために障害を持つ条約機関専門家のために合理的な宿泊所を提供する」ことを事務総長に要請している総会決議第 68/268 号を想起し(A/RES/68/268、パラ 29)、

完全で効果的な参画を保障するために、作業を、障害を持つ専門家がアクセスできるものにするこの重要性を認め、

委員会は、以下を事務局に要請することを決定した:

(a)すべての文書が、委員会によって検討される普通少なくとも 24 時間前に、緊急の場合には少なくとも 6 時間前にアクセスできる書式(ワードまたは PDF)で利用できることを保障すること。

(b)十分な通告で要請された時、点字コピーも利用できることを保障すること。

(c)文書の採択中に、討議中のパラグラフが事務局職員または専門家によって完全に読み上げられることを保障すること。

委員会は、障害を持つすべてのステイクホルダーのためにその作業のアクセス可能性を継続して改善し続け、それによって委員会の作業へのその完全で効果的な参画を確保する目的で、その慣行を検討し続けることも決定した。

決定 73/V

2018年11月8日付の委員会と女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との間の「協力枠組」に沿って、委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するフォーカル・ポイントを設立することを決定した。委員会は、フォーカル・ポイントに Gienover Tisheva を任命した。委員会の作業部会の合理化に関するその決定 73/XII に留意して、委員会は、国内の人権機関に関する作業部会が一旦解散し、特定の成果が女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会のために決定されたならば、フォーカル・ポイントは作業部会に切り替えられるかも知れないことが決定された。

決定 73/VI

委員会は、2020年3月の第64回女性の地位委員会中に行われる予定であった「北京宣言と行動綱委

領」(1995年)の実施の「北京+25の見直し」のための寄稿を準備することを決定した。委員会は、委員会によって支持されることになる概要の準備と2019年10月から11月の第74回会期中に採択するためのテキスト案の作成をNicole Ameline、Bandana Rana及びその他の委員会の関心のある委員に委任した。

決定 73/VII

締約国の要請で、2013年6月に受領したイェーメンの第7回・8回合同定期報告書(CECAW/C/YEM/7-8)の検討を延期する決定にさらに付言して、委員会は、第77回会期(2020年3月2-6日)の会期前作業部会に、締約国にその報告書を更新するよう求める目的で、問題と質問の改訂されたリストの作成を委任した。

決定 73/VIII

委員会は、ある地域グループからの会期前作業部会委員の別の地域グループの委員との入れ替わりについて、ビューローは前もって知らされることとすることを決定した。委員会は、公正な地域代表の原則が、相互の交換を通してできる限り保障されるものとする 것도決定した。それによって、自分の地位を譲り渡す地域グループの委員は、今後の会期前作業部会で、それぞれのその他の地域グループからの委員と入れ変わるることとなる。

決定 73/VIII

委員会は、第75回会期の会期前作業部会の委員を確認した：つまり Gladys Acosta Vargas、Gunnar Bergby、Naela Gabr、Wenyan Song 及び Genovova Tisheva である。

第 II 章: 組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第73回委員会の最終日である2019年7月19日現在、「条約」の締約国は189か国であった。さらに、79か国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第20条(1)の改正を受け入れていた。「条約」の総計126の締約国が、発効させるために改正案を受け入れる必要かがあった。
2. 同日現在、「条約」の「選択議定書」の締約国は112か国であった。

B. 会期開会

3. 委員会は、2019年7月1日から19日まで、ジュネーブの国連事務所で、第73回会期を開催した。委員会は、18の本会議と議事項目5から8を討議するための会議を11回開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第一部の付録に含まれている。
4. 7月1日の第1688回会議で、会議は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、7月1日の第1688回会議で暫定アジェンダ(CEDAW/C/73/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告

6. 2018年11月12日から16日まで集まった会期前作業部会の報告(CEDAW/C/PSW/G/73/1)は、7月1日の第1688回会議で Gladys AcostaVargas によって紹介された。

E. 作業組織

7. 7月1日と8日に、ビデオ会議を含め、国連システムの専門機関、基金、計画とその他の政府間機関の代表者と非公開会議を開催し、代表者たちは、「条約」の実施を支援するためのこれら機関の努力についての国に特化した情報と一般情報を提供した。

8. 委員会は、NGOと国内人権機関の代表とも非公式の公開会議を開催したが、代表者たちは、締約国における「条約」の実施に関する情報を提供し、委員会はその報告書を会期で検討した。

9. 7月1日に、委員会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者のマンデートの25年に関する人権理事会へのテーマ別報告書を含め、その活動に関して特別報告者 Dubravka Simonovic による説明を受けた。

10. 7月4日に、委員会は、危険な中絶を撤廃する世界的努力を強化する目的で、中絶に関する WHO のデータベースとリポジトリーに関して WHO の妊産婦周産期保健と危険な中絶防止チームの Antonella Lavelanet より説明を受けた。

11. 7月8日に委員会は、「CEDAW 条約: 女性を推進し、エンパワーして 40 年」に関するパネル討論会を主催した。この行事は、国連訓練調査研究所、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)及び列国議会同盟によって、「条約」40周年を記念するために開催された。

F. 委員会委員

第 73 回会期出席

12. 全委員が第 73 回会期に出席した。以下の委員は示された日に出席しなかった: Aruna Devi Narain は 7 月 5 日と 12 日; Franceline Toe-Bouda は 7 月 1 日と 2 日。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書第 3 部の付録 II に含まれている。

第 III 章: 会期間活動に関する議長報告

13. 2019 年 7 月 1 日の第 1688 回会議で、議長は、第 72 回会期以来の活動に関する報告を提出した。

第 IV: 「条約」第 18 条の下で締約国によって提出された報告書の検討

14. 委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 7 つ締約国の報告書を検討し、それらについての以下の最終見解を準備した:

オーストリア	(CEDAW/C/AUT/CO/9)
カーボヴェルデ	(CEDAW/C/CPV/CO/4)
コーティヴォワール	(CEDAW/C/CIV/CO/4)
コンゴ民主共和国	(CEDAW/C/COD/CO/8)

グァイアナ	(CEDAW/C/GUY/CO/9)
モザンビーク	(CEDAW/C/MOZ/CO/3-5)
カタール	(CEDAW/C/QAT/CO/2)

最終見解に関連するフォローアップ手続き

15. 委員会は以下の締約国から受け取ったフォローアップ報告書を検討した:

アルバニア	(CEDAW/C/ALB/CO/4/Add.1)
ベラルーシ	(CEDAW/C/BLR/CO/8/Add.1)
カナダ	(CEDAW/C/CAN/CO/8-9/Add.1)
エルサヴァドル	(CEDAW/C/SLV/CO/8-9/Add.1)
ホンデュラス	(CEDAW/C/HND/CO/7-8/Add.1)
フィリピン	(CEDAW/C/PHL/CO/7-8/Add.1)
スイス	(CEDAW/C/CHE/CO/4-5/dd.1)
トリニダード・トバゴ	(CEDAW/C/TTO/CO/4-7/Add.1 及び Add.2)

16. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアイルランド、ミクロネシア連邦国家、ルワンダ、スリランカ、ウクライナに最初の督促状を送った。

17. フォローアップに関する報告者は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているものと仮定して、ミャンマーとタンザニアの代表と会った。

第 V 章: 「選択議定書」の下で行われた活動

18. 「選択議定書」第 12 条は、委員会は、「選択議定書」の下でのその活動の概要をその年次報告書に含めることを規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会によって取られた行動

19. 委員会は、2019 年 7 月 15 日と 16 日と 19 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

20. 委員会は、第 44 回会期の「選択議定書」の下での通報作業部会の報告書を支持した(bit.ly/2UDVQAh)。

21. 委員会は、作業部会が Gladys Acosta Vargas を議長に、Aruna Devi Narain を副議長に選出したことを伝えられた。

22. 委員会は、「選択議定書」の第 2 条の下で提出された 9 つの個人通報に関して最終的立場を採択した。委員会は、*A.N.A 対デンマーク事件*(CEDAW C/73/D/994/2015)、*J.D.他対チェコ共和国事件* (CEDAW/C/73/D/102/2016) 及び *ポーランド反差別法協会対ポーランド事件* (CEDAW/C/73/D/136/2018) の不許可の決定を採択した。委員会は、*R.S.A.A.他対デンマーク事件* (CEDAW/C/73/D/86/2018)、*O.M.対ウクライナ事件*(CEDAW/C/73/D/87/2015)、*S. L.対ブルガリア事件*(CEDAW/C/73/D/99/2016) 及び *X と Y 対ロシア連邦事件*(CEDAW/C/73/D/100/2016) に違反ありとの見解を採択した。委員会は、*O.D.A.対デンマーク事件*(CEDAW/C/73/D84/2015) と *N.A.S.対デンマーク事件* (CEDAW/C/73/D/109/2016) の検討を打ち切った。すべての決定はコンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

23. 委員会は、その見解に含まれている勧告が、満足が行くように実施されていることを発見して、*T.P.F.対ペルー事件*(CEDAW/C/50/D/22/2009)に関連するフォローアップ対話を終了することを決定し、*L.R対モルドヴァ共和国事件*(CEDAW/C/66/D/58/2013)は、その見解に含まれている勧告の不十分な実施を発見して、関連するフォローアップ対話を終了することを決定した。現在フォローアップ調査中の11の事件の中で、ロシア連邦に関連するものが3つとブルガリア、フィンランド、ジョージア、メキシコ、スロヴァキア、タンザニア、東ティモール及びウクライナに関連するものがそれぞれ1つずつある。

C. 「選択議定書」第8条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

24. 委員会は、7月16日に、「選択議定書」の第8条の下での活動を討議した。委員会は、「選択議定書」の下での作業部会の第13回会期の報告書を支持した。

25. 委員会は、作業部会が Marion Bethel を議長に、Aricha Vall Verges を副議長に選出したことを伝えられた。

26. 委員会は、作業部会によって出された以下の勧告を承認した:

(a)カナダに関する調査第2011/1号に関連して、調査報告書に含まれている勧告を実施するために取られた措置に関して情報を提供するよう締約国に勧めること(CEDAW/C/OP.8/CAN/1、パラ85と86)。

27. 委員会は、以下の決定も採択した: 調査第2017/3に関連して、Nicole Ameline と Dalia Leinarte と共に調査を行う追加の委員として、Lia Nadaria を指名すること。

第VI章: 委員会の作業を促進する方法と手段

28. 事務局は、「条約」第18条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目7の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

29. 会議カレンダーに従って、委員会の第74回、75回、76回会期と関連会議のために確認された:

第74回会期(ジュネーヴ)

- (a)「選択議定書」の下での通報作業部会の第45回会期: 2019年10月16-18日
- (b)「選択議定書」の下での調査作業部会の第14回会期: 2019年10月17-18日
- (c)第74回会期: 2019年10月21日-11月8日
- (d)会期前作業部会第76回会期: 2019年11月11-15日

第75回会期(ジュネーヴ)

- (e)「選択議定書」の下での通報作業部会の第46回会期
- (f)「選択議定書」の下での調査作業部会第15回会期: 2020年2月6日と7日

(g)第 75 回会期: 2020 年 2 月 10-28 日

(h)第 77 回会期前作業部会: 2020 年 3 月 2-6 日

今後の会期で検討される報告書

30. 委員会は第 74 回会期で、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カンポディア、イラク、カザフスタン、リトアニア及びセイシエルの報告書を検討し、第 75 回会期で、アフガニスタン、ブルガリア、(簡素化した報告手続きで; 第 72 回会期から延期)、エリトリア、キリバティ、ラトヴィア、パキスタン、モルドヴァ共和国及びジンバブエの報告書を検討する。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

作業方法に関する作業部会

31. 作業部会は会期中に 2 回集まった。作業部会は、共通の核心となる文書を提出する要件をなくし、障害者のための委員会の作業のアクセス可能性を改善することにより(決定 73/IV)、簡素化した報告手続を利用する締約国の基準の改訂を議論し、これら問題に関する決定案を委員会に提出した。

「条約」、国連ウィメン及び「持続可能な開発目標」に関する作業部会

32. 作業部会は 2 回集まり、「持続可能な開発目標」を統合する改正条約に特化した報告ガイドライン案の現在の状態を討議した。作業部会は、「北京宣言と行動綱領」の実施の北京+25 の見直しへの委員会による文書による寄稿の準備に関してのその討論を継続した。

33. 作業部会は、女性の地位 NGO 委員会が準備し、最近出版された*国内並行報告書のための NGO ガイダンス*のプレゼンテーションを行った女性環境開発団体理事長である Soon-Young Yoon と会った。

国内人権機関との協力に関する作業部会

34. 作業部会は会期中に 2 回集まった。作業部会議長は、国内人権機関との委員会のかかわりに関するガイダンスメモの採択に向けた進捗状態について他の委員に説明した。議長は、OHCHR の国内機関と地域メカニズム課と国内人権機関世界同盟事務局の代表者の作業部会の会議への参加を歓迎した。議長は、すべてのステイクホルダーの事務局との継続中の協働に対して感謝を表明し、ガイダンスメモを仕上げるために委員会の第 74 回会期前に集まるよう彼らを招いた。

世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する作業部会

35. 作業部会は、会期中に 2 回集まった。作業部会議長は、世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する一般勧告案について 2018 年 6 月以来開催された様々な専門家グループの成果、ヘルシンキで計画されている専門家グループ会議及び地域協議会のみならず一般勧告案の準備のための資金作りの際に遂げられた進歩について他の委員に説明した。議長は、2019 年後半のカイロでの地域協議会の開催についても作業部会に伝えた。作業部会は、一般勧告案の準備のための予定表の変更を討議した。

第 VIII 章: 第 74 回会期暫定アジェンダ

36. 2019 年 7 月 19 日の第 1717 回会議で、委員会は、第 74 回会期の暫定アジェンダ案を検討し、承認

した。

第 IX 章: 報告書の採択

37. 2019 年 7 月 19 日の第 1717 回会議で、第 73 回会期の口頭で修正の報告書案を検討し、採択した。

付録: 第 73 回会期で委員会に提出された文書

文書番号	文書のタイトル
CEDAW/C/73/1	注釈付き暫定アジェンダ
CEDAW/C/73/2	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/AUT/9	オーストリア第 9 回定期報告書
CEDAW/C/CPV/9	カーボヴェルデ第 9 回定期報告書
CEDAW/C/CIV/4	コートイヴォワール第 4 回定期報告書
CEDAW/C/COD/8	コンゴ民主共和国第 8 回定期報告書
CEDAW/C/GUY/9	グァイアナ第 9 回定期報告書
CEDAW/C/MOZ/3-5	モザンビーク第 3 回から 5 回合同定期報告書
CEDAW/C/QAT/2	カタール第 2 回定期報告書

第 2 部: 女子差別撤廃委員会第 74 回会期報告書

10 月 21 日-11 月 8 日

第 I 章: 委員会によって採択された決定

決定 74/1

2019 年 11 月 7 日に、委員会は、国内人権機関との協力に関する文書を採択したが(bit.ly/21kvJxo)、これは 2008 年の委員会による国内人権機関との関係についての声明の採択以来、その他の人権条約機関によって開発された手続きと慣行を考慮に入れるものである。

決定 74/II

2019 年 11 月 8 日に、委員会は、「持続可能な開発目標」の状況で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 18 条の下での報告書の準備のために締約国のためのガイダンスメモを採択した(bit.ly/3dwyj8j)。

決定 74/III

委員会は、締約国が、追加の回答が管理できる量に保たれることを保障する目的で、建設的対話に続く 48 時間以内に文書で提供される追加の回答を最大 1,500 語に制限することを決定した。委員会は、締約国が委員会との建設的対話に先立って、語数制限について伝えられるべきことも決定した。

決定 74/IV

委員会は、対話中に提起される問題の効果的調整を保障する目的で、その日の終わりよりはむしろ、当該締約国との建設的対話の前日の NGO による昼食時の私的説明会直後に行われるように会議の予定を再調整するために国のタスク・フォースの調整会議に関するその決定 65/I を修正することを決定した。

決定 74/V

人権条約機関の委員の独立性と公平性に関するガイドライン(アディアスアベバ・ガイドライン)を実施するために、委員会は、国別報告者、国別タスク・フォースの委員及び委員会議長は、それぞれ、問題のリストの採択または報告に先立つ問題のリストの採択と当該締約国の最終見解の採択との間の期間中に、「条約」に関する模擬セッションまたは報告ワークショップに参加するべきではないことを決定した。委員会は、前述の期間中にそのような行事に参加する委員は、後の段階で国別タスク・フォースに加わり、当該締約国との建設的対話または最終見解の準備と採択に参加してはならないことも決定した。委員会は、前述の期間中にそのような行事に参加する委員は、日常の生計給付と旅費の払い戻しとは別に何ら報酬を受けてはならないことをさらに決定した。

決定 74/VI

委員会は、2020年2月の委員会の第75回会期まで、「北京宣言と行動綱領」の実施の25年後の見直しへのその寄稿の採択を延期することを決定した。

決定 74/VII

2019年11月8日に、委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するフォーカル・ポイントを Genoveva Tisheva が議長を務める作業部会に変えることを決定した。委員会は、一般勧告第19号を更新する、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号(2017年)に述べられているように、責務と説明責任の実施に関する「条約」第18条の下での委員会への報告書の提出のためのチェックリストを含め、締約国のための包括的ガイダンスの開発を作業部会に委任することを決定した。

決定 74/VIII

2019年11月6日に、委員会は、最終見解に対するフォローアップ手続の更新された方法論を採択した(bit.ly/3dyUFuA)。

決定 74/IX

委員会は、第76回会期の会期前作業部会の委員を確認した: Gladys Acosta Vargas、Gunnar Bergby、Hilary Gbedemah、Wenyan Song 及び Genoveva Tisheva。

第 II 章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第74回会期の最終日の2019年11月8日に、「条約」の批准の状態(189の締約国)は第73回会期の

最終日の7月19日と同じであった。1つの追加の締約国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第20条(1)の修正を受け入れ、修正を受け入れた締約国の総数は80となった。

2. 「条約」の「選択議定書」の批准状態も113の締約国に増加した。

B. 会期開会

3. 委員会の第74回会期は、2019年10月21日から11月8日までジュネーウの国連事務所で開催された。委員会は、18の本会議と議事項目5から8を討議するために13の会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書の第2部の付録に含まれている。

4. 10月21日の第1718回会議で、会期は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、10月21日の第1718回会議で、暫定アジェンダ(CEDAWC/74/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告

6. 3月11日から15日まで集まった会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/74/1)は、10月21日の第1718回会議でNicole Amelineによって紹介された。

E. 作業組織

7. 10月21日と28日に、委員会は、国連システムの専門機関、基金、計画とその他の政府間機関の代表とビデオ会議を含めた非公開会議を開催し、代表者たちは、「条約」の実施を支援するこれら機関の努力に関して国に特化した情報とその他の情報を提供した。

8. 委員会は、NGOと国内人権機関の代表と非公式の公開会議も開催し、代表者たちは、報告書が会期で検討される締約国での「条約」の実施に関して情報を提供した。

9. 10月25日に、委員会は、「思春期の女子の権利のために道を作る：政策と法律に年齢とジェンダーの視点を統合する」に関するパネル討論会を主催した。この行事は、プラン・インターナショナル、国連ウイメン、OHCHR、ジュネーヴの国連事務所とその他の国際団体へのウルグアイ代表部、子どもの権利コネクト、Terre des Hommes及び子ども擁護インターナショナルによって、「条約」の40周年と「子どもの権利に関する条約」の30周年を記念するために開催された。

10. 10月29日に、委員会は国連ウイメンの規範的支援・国連システム調整・プログラム成果の副事務局長であるAsa Regnerとの非公式会合を開催したが、彼女は、欧州経済委員会によって行われた「北京宣言と行動綱領」の実施の地域の25年後の見直しと2020年にメキシコとフランスで開催されことになっている「世代間平等フォーラム」に関して説明した。

11. 10月30日に、委員会は、「世代間平等フォーラム」の大使兼事務総長のDelphine Oと非公式会議を開催したが、彼女は、「北京宣言と行動綱領」の実施の25年後の見直しに関して説明した。

12. 10月31日に、委員会は、以前の委員であるRuh Kaddariとの非公式会合を開いたが、彼女は裁判所手続きで、片親引き離し症候群の概念の利用によって提起される課題を含め、ドメスティック・ヴァイオレンスと子どもの後見の問題に関する彼女の調査に関して委員会に説明した。

13. 11月1日に、委員会は、OHCHRの現在の財政状況と「北京宣言と行動綱領」の実施の25年後の見直しをきっかけにした押し戻しを討議するために、当時の国連人権副高等弁務官のKate Gilmoreとの非公式会議を開催した。

14. 11月5日に、委員会は、ジュネーブの国連事務所とその他の国際団体への**日本代表部**が開催し、カナダ、フィンランド、フランス、メキシコ、タイの代表部、OHCHR、国連ウィメン及び国際人道法と人権ジュネーブ・アカデミーが共同で後援した「女性の経済的エンパワーメントとSDGs: 急速に変化する社会でいかにジェンダー・ギャップを埋めるか」に関するパネル討論会に参加した。

15. 11月6日に、委員会と人権委員会は、両委員会のマンデートの下で生じる問題を討議するために、ジュネーブ人権プラットフォームの主催で、国際人道法と人権ジュネーブ・アカデミーが開催した非公式会議を開いた。

F. 委員会委員

第74回会期での出席

16. 全委員が第74回会期に出席した。以下の委員は示された日には出席しなかった: Tamader Al-Rammah、11月4日から8日まで; Naela Gabr、11月5日から8日まで; Ana Pelaez Narvaez、10月28日から30日まで。任期を示した委員会委員のリストは本報告書第3部の付録IIに含まれている。

第III章: 会期間活動に関する議長の報告書

17. 2019年10月21日の第1718回会議で、議長は、第73回会期以来のその活動に関する報告書を提出した。

第IV章: 「条約」第18条の下で締約国によって提出された報告書の検討

18. 委員会は、「条約」第18条の下で提出された7つの締約国の報告書を検討し、以下の最終見解を採択した:

アンドラ	(CEDAW/C/AND/CO/4)
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	(CEDAW/C/BIH/CO/6)
カンボディア	(CRDAW/C/KHM/CO/6)
イラク	(CEDAW/C/IRQ/CO/7)
カザフスタン	(CEDAW/C/KAZ/CO/5)
リトアニア	(CEDAW/C/LTU/CO/6)
セイシエル	(CEDSW/C/SYC/CO/6)

最終見解に関連したフォローアップ手続き

19. 委員会は、以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

アルメニア	(CEDAW/C/ARM/CO/5-6/Add.1)
ブータン	(CEDAW/C/BTN/CO/8-9/Add.1)

ブルンディ	(CEDAW/C/BDI/CO/5-6/Add.1)
ドイツ	(CEDAW/C/DEU/CO/7-8/Add.1)
ヨルダン	(CEDAW/C/JOR/CO/6/Add.1)
イタリア	(CEDAW/C/ITA/CO/7/Add.1)
クウェート	(CEDAW/C/KWT/CO/5/Add.1)
ウクライナ	(CEDAW/C/UKR/CO/8/Add.1)

20. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているバルバドス、コスタリカ、モンテネグロ、ニジェール、ナイジェリア及びタイに、第一回督促状を送付した。

最終見解に関連したフォローアップ手続の評価

21. 委員会は、第 65 回会期で委員会によって採択されたフォローアップ手続の以前の評価でなされた勧告に従って(A/72/38、第 2 部、第 IV 章)、フォローアップに関する報告者によって提出された最終見解に関連するフォローアップ手続の評価(bit.ly/3azqfpW)を採択し、方法論(決定 74/VIII を参照)を更新した。委員会は、フォローアップ手続は、継続されるべきであり、次回の評価は 2022 年の 10 月と 11 月に、委員会の第 83 回会期で行われるべきであるというフォローアップに関する報告者の勧告を支持した。

第 V 章: 「選択議定書」の下で行われた活動

22. 「選択議定書」第 12 条は、委員会はその年次報告書に「選択議定書」の下でのその活動の概要を含めるものと規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

23. 委員会は、2019 年 10 月 28 日と 11 月 4 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

24. 委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第 41 回会期の報告書(bit.ly/2UnCyjS)を支持した。

25. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 4 つの個人通報に関して、最終決定を採択した。委員会は、*K.I.A 対デンマーク事件* (CEDAW/C/74/D/82/2015)、*K.B.対英国事件*(CEDAW/C/74/D/106/2016)及び *A.J.他対英国事件* (CEDAW/C/74/D/126/2018)の不許可の決定を採択した。委員会は、*Clobanu 対モルドヴァ共和国事件* (CEDAW/C/74/D/104/2016)に違反ありとの見解も採択した。すべての決定はコンセンサスで採択された。委員会は一つの事件を作業部会に照会した。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

26. 委員会は、作業部会がその第 45 回会期で、フォローアップ対話が継続しているそれぞれの事件でフォローアップ状況を討議し、取るべき行動について合意したと伝えられた。委員会は、その見解に含まれている勧告の満足のいく解決があったとして、*X と Y 対ジョージア事件* (CEDAW/C/61/D/24/2009)に関連するフォローアップ対話とその見解に含まれている勧告の解決が不満足であったとして、*L.R.対モルドヴァ共和国事件*(CEDAW/C/66/D/58/2013)に関連するフォローアップ対話を打ち切ることを決定した。現在フォローアップ調査の下にある 12 の事件のうち、ロシア連邦に関連するものが 4

つとブルガリア、デンマーク、フィンランド、メキシコ、スロヴァキア、東ティモール、ウクライナ及びタンザニア連合共和国に関連するそれぞれ1つがある。

C. 「選択議定書」第8条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

27. 委員会は、「選択議定書」第8条の下での活動を11月5日に討議した。委員会は「選択議定書」の下での調査作業部会の第14回会期の報告書を支持した(bit.ly/2JfwnrE)。

28. 委員会は、調査第2011/4号に関する結果、コメント及び勧告を採択した。委員会は、6か月以内に見解のために当該締約国にこれを伝え、前述の期間後に調査の報告書を公表することを決定した。

第VI章: 委員会の作業を即示唆する方法と手段

29. 事務局は、「条約」第18条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目7の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

30. 会議カレンダーに従って、委員会の第75回・76回会期と関連会議のために確認された:

第75回会期(ジュネーヴ)

(a)本報告書の第1部のパラグラフ29に示されている通り

第76回会期

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会の第47回会期: 2020年6月17日から19日

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会の第16回会期: 2020年6月18日と19日

(d)第76回会期: 2020年6月22日-7月10日

(e)第68回会期のための会期前作業部会: 2020年7月13-17日

今後の会期で検討される報告書

31. 委員会は、第75回会期で、本報告書第1部のパラグラフ30の列挙されている締約国の報告書を検討し、第76回会期で、バーレーン(第73回会期から延期)、デンマーク、ドミニカ共和国(簡素化された報告手続の下で)、ガボン、キルギスタン、モルディヴ、モンゴル(簡素化された報告手続の下で)及びパナマ(簡素化された報告手続の下で)の報告書を検討することを確認した。

第VII章: 「条約」第21条の実施

作業方法に関する作業部会

32. 作業部会は、会期中に2回集まった。作業部会は、建設的対話に続いて締約国によって文書で提供される追加の回答の語数制限(決定74/IIIを参照)と国別タスク・フォースの調整会議の再計画(決定74/IVを参照)を討議し、これら問題に関する決定案を委員会に提出した。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

33. 作業部会は、「持続可能な開発目標」の状況で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」第 18 条の下での報告書の準備のために、締約国のためのガイダンスメモ案を仕上げるために、会期中に集まった(決定 74/II を参照)。

34. 作業部会は、「北京宣言と行動綱領」の 25 年後の見直しへの委員会の文書による貢献に関するその議論を継続した。作業部会は、委員会の第 75 回会期まで委員会がその文書の採択を延期することを勧告することを決定した。

国内人権機関との協力に関する作業部会

35. 作業部会は、会期中に 3 回集まった。作業部会議長は、国内人権機関との委員会の協力に関するガイダンスメモを仕上げるために前会期以来取ってきた手段に関して委員たちに説明した(決定 74/I を参照)。議長は、OHCHR の国内人権機関と地域メカニズム課と国内人権機関世界同盟事務局から作成プロセス中に受けたインプットの価値を強調した。

世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する作業部会

36. 作業部会は会期中に 2 回集まり、世界的な移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告案を準備する予定表とコンサルタントによって準備される注釈付き概要案の構成と内容を討議した。作業部会議長は、2019 年後半のカイロでの地域専門家会議の準備についてまた 2020 年 1 月にウィーンで、2020 年 4 月にパナマ市で計画されている地域協議会について委員に伝えた。作業部会は、さらなる地域協議会または専門家会議の開催の可能性を議論した。

第 VIII 章: 第 75 回会期の暫定アジェンダ

33. 2019 年 11 月 8 日の第 1746 回会議で、委員会は、第 75 回会期の暫定アジェンダ案を検討し、承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

34. 2019 年 11 月 8 日の第 1746 回会議で、委員会は第 74 回会期の報告書案を検討し、高等で修正通り採択した。

付録: 第 74 回会期で委員会に提出された文書

文書番号	タイトル
CEDAW/C/74/1	注釈付き暫定アジェンダ
CEDAW/C/74/2	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/AND/4	アンドラ第 4 回定期報告書
CEDAW/C/BIH/6	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ第 6 回定期報告書
CEDAW/C/KHM/6	カンボディア第 6 回定期報告書

CEDAW/C/IRQ/7	イラク第7回定期報告書
CEDAW/C/KAZ/5	カザフスタン第5回定期報告書
CEDAW/C/LTU/6	リトアニア第6回定期報告書
CEDAW/C/SYC/6	セイシェル第6回定期報告書

第3部: 女子差別撤廃委員会第75回会期報告書

2020年2月10-28日

第I章: 委員会が採択した決定

決定75/I

2020年2月27日に、委員会は、「北京+25: 変革の指導的力としての女性」と題する「北京宣言と行動綱領」の実施の25年後の見直しへの寄稿を採択し(決定73/VIと74/VIを参照)、2020年3月9日から20日まで、ニューヨークで開催され予定の女性の地位委員会の第64回会議中にこれを提出することを決定した。

決定75/II

2020年2月27日に、委員会は、委員会の第69回会期中の2018年2月27日に、サウディアラビアの第3回・4回合同定期報告書の委員会の検討への拘束されたサウディの女性人権擁護者 Loujain Al-Hathloul の参加2周年にあたっての声明を採択した(bit.ly/3cLuxML)。

決定75/III

国内人権機関との委員会の協力に関する文書に従って(決定74/Iを参照)、委員会は、A-statusを持つ制度のような試験的段階中に、その要請に従って、国の代表との対話中に5分を超えないステートメントを出す機会を提供することを決定した。後者は、「条約」のそれぞれぞれの条項に関する委員会との対話中に対応する機会を持つことになる。委員会は、国内人権機関のステートメントが対話の前日に委員会と分かち合われるべきであり、締約国はこの新しい手続きについて知らされるものとするとも決定した。

決定75/IV

委員会は、国別報告者、国別タスク・フォースの委員及びその他の委員会委員への報告に先立って、問題のリスト案への委員会によるインプットのために他の条約機関からの要請を回覧するよう事務局に求めることを決定した。委員会は、当該条約機関への委員会委員によるコメントと提案される修正を編集し、伝えるよう事務局に要請することも決定した。

決定75/V

委員会は、世界的な移動の状況での女性と女児の人身取引に関する委員会の一般勧告案に関して締約国のために2020年5月半ばにジュネーヴで説明会を開催するよう事務局に求めた。

決定 75/VI

委員会は、第 77 回会期の会期前作業部会の委員を確認した：秋月弘子、Gunnar Bergby, Rhoda Reddock, Elgun Safarov 及び Toe-Bouda。

第 II 章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」及び「選択議定書」の締約国

1. 第 75 回会期の最終日の 2020 年 2 月 28 日現在、「条約」の批准状態(189 締約国)と委員会の会議時間に関する「条約」第 20 条(1)の修正案を受け入れた締約国の数(80)は第 74 回会期の最終日の 2019 年 11 月 8 日と同じであった。
2. 「条約」の「選択議定書」の批准状態(113 の締約国)は、第 74 回会期最終日の 11 月 8 日と同じであった。

B. 会期の開会

3. 委員会の第 75 回会期は、2020 年 2 月 10 日から 28 日まで、ジュネーブの国連事務所で開催された。委員会は 20 の本会議と議事項目 5 から 8 を討議するための会議を 10 回開催した。委員会に提出された文書のリストは本報告書の第 3 部の付録 I に含まれている。
4. 2 月 10 日の第 1747 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は 2 月 10 日の第 1747 回会議で暫定アジェンダ(CEDAW/C/75/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

6. 2019 年 7 月 22 日から 26 日まで集まった会期前作業部会報告書(CDAW/C/PSWG/75/1)は、2020 年 2 月 10 日の第 1747 回会議で Rosario Manalo によって紹介された。

E. 作業組織

7. 2020 年 2 月 10 日に、国連システムの専門機関、基金、計画及びその他の政府間組織の代表者たちとビデオ会議を含めた非公開会議を開催したが、彼らは、「条約」の実施を支援するこれら機関の努力に関して国に特化した情報とその他の情報を提供した。
8. 委員会は、NGO と国内人権機関の代表者とも非公式の公開会議も開催したが、彼らは締約国における「条約」の実施についての情報を提供し、委員会はその報告書を第 75 回会期で検討した。
9. 2 月 10 日に、委員会は、国連ウィメンの市民社会課の課長であり、世代間平等基金の長である Lopa Banerjee と国連ウィメンの政策・プログラム・政府間部の部長である Sarah Hendricks とビデオ会議を開催したが、彼女たちは、2020 年にメキシコとフランスで開催されることになっている「世代間平等フォーラム」と委員会がかかわるための準備作業と機会に関して委員会に説明した。
10. 2 月 25 日に、Bandana Rana は、副議長としての権限で、第 4 回世界女性会議(1995 年)で採択され

た「北京宣言と行動綱領」の25周年を記念して、人権理事会の第43回会期の高官パネルで委員会を代表した。高官パネル討論のテーマは、「北京宣言と行動綱領の公約を促進する」であった。

F. 委員会委員

第75回会期の出席

11. Louiza Chalal を例外として、すべての委員が第75回会期に出席した。以下の委員は、示された日には出席しなかった: Tamader Al-Rammah、2020年2月10日; Hilary Gbedemah、2月19日から21日まで; Aicha Vall Verges、2月21日。任期を示した委員会委員のリストは、本報告書第3部の付録IIに含まれている。

第III章: 会期間活動に関する議長報告

12. 2020年2月10日の第1747回会議で、議長は、第74回会期以来のその活動に関する報告書を提出した。

第IV章: 「条約」第18条の下で締約国によって提出された報告書の検討

13. 委員会は、「条約」第18条の下で提出された8つの締約国の報告書を検討し、それについての以下の最終見解3092委託した:

アフガニスタン	(CEDAW/C/AFG/CO/3)
ブルガリア	(CEDAW/C/BGR/CO/8)
エリトリア	(CEDAW/C/ERI/CO/6)
キリバティ	(CEDAW/C/KIR/CO/1-3)
ラトヴィア	(CEDAW/C/LVA/CO/4-7)
パキスタン	(CEDAW/C/PAK/CO/5)
モルドヴァ共和国	(CEDAW/C/MDA/C/6)
ジンバブエ	(CEDAW/C/ZWE/CO/6)

最終見解に関連するフォローアップ手続

14. 委員会は以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

ミクロネシア連邦国家	(CEDAW/C/FSM/CO/1-3/Add.1)
イスラエル	(CEDAW/C/ISR/FCO/6)
モナコ	(CEDAW/C/MCO/FCO/1-3)
ノルウェー	(CEDAW/C/NOR/FCO/9)
ルーマニア	(CEDAW/C/ROU/CO/7-8/Add.1)
シンガポール	(CEDAW/C/SGP/FCO/5)
スリランカ	(CEDAW/C/LKA/C/8/Add.1)

15. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているブルキナファソ、コスタリカ、朝鮮民主主義人民共和国、ケニア、ナウル、オマーン及びパラグアイに第一回督促状を送付した。

16. 2月18日に、Nicole Ameline, Naela Gabr, Elgun Safarov 及び事務局は、パレスチナ国の第一回報告書に関する委員会の最終見解(CEDAW/C/PSE/C/1)に含まれている勧告を実施するための技術的助言を締約国に提供するために、国連ウィメンの招きと OHCHR のラマラ事務所の協力で、2019年11月10日から15日まで行ったパレスチナ国への技術的フォローアップ訪問に関して委員会に報告した。

第V章: 「選択議定書」の下で行われた活動

17. 「選択議定書」第12条は、委員会が「選択議定書」の下でのその活動の概要を年次報告書に含めることを規定している。

A. 「選択議定書」第2条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

18. 委員会は、2020年2月17日と24日と26日と28日に、「選択議定書」第2条の下での活動を討議した。

19. 委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第46回回帰報告書を支持した(fit.ly/2vafDOZ)。

20. 委員会は、「選択議定書」第2条の下で提出された7つの個人通報に関する最終決定を採択した。委員会は、*C.E.R.対アルゼンチン事件*(CEDDW/C/75/D63/2013)と*F.H.A.対デンマーク事件*(CEDAW/C/75/D/108/2016)の検討を打ち切った。委員会は、*Z.A.とK.T.対デンマーク事件*(CEDAW/C/75/D/108/2016)、*R.R.とM.R.対フィンランド事件*(CEDAW/C/75/D/111/2017)及び*G.M.N.F.他対オランダ事件*(CEDAW/C/75/D/117/2017)で3つの不許可の決定と*S.N.とE.R.対北マケドニア事件*(CEDAW/C/75/D/107/2016)、*L.A.他対北マケドニア事件*(CEDAW/C/75/D/110/2016)、*O.N.及びD.P.対ロシア連邦事件*(CEDAW/C/75/D/119/2017)及び*S.F.M.対スペイン事件*(CEDAW/C/75/D/138/2018)で違反ありとの見解も採択した。すべての決定は*S.N.及びE.R.対北マケドニア事件*と、*L.A.他対北マケドニア事件*のそれぞれに関連して一人の委員が反対意見を付け加えた見解の例外がある状態で、コンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

21. 委員会は、作業部会が第46回会期で、フォローアップ対話が継続しているそれぞれの事件で、フォローアップ状況を討議し、取るべき行動について合意したことを伝えられた。現在フォローアップ調査中の13の事件のうち、4つはロシア連邦に関連し、残りは一つずつブルガリア、デンマーク、フィンランド、メキシコ、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、東ティモール、ウクライナ及びタンザニア共和国に関連している。

C. 「選択議定書」第8条の下で生じる問題に関して、委員会が取った行動

22. 委員会は、2020年2月25日に「選択議定書」第8条の下での活動を討議した。委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会第15回会期の報告書を支持した。

23. 委員会は、以下の決定を採択した:

(a)調査第2016/1に関連して、Gunnar Bergby と Rosario Manalo と共に調査を行うための追加の委

員として Bandana Rana を指名すること

(b)提出物第 2019/1 に関連して、情報源から追加の情報を要請すること

(c)提出物第 2019/2 に関連して、「選択議定書」第 8 条の下で受け取った情報の予備評価を行い、当該情報に関連して見解を提出するよう当該締約国に勧めないこと

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

24. 事務局は、「条約」第 18 条の下で、締約国の提出期限の過ぎた報告書の提出状況について委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

25. 会議カレンダーに従って、委員会の第 76 回、77 回会期と関連会議の以下の日程が確認された:

第 76 回会期(ジュネーヴ)

(a)本報告書の第 2 部のパラグラフ 30 に示されている通り

第 77 回会期(ジュネーヴ)

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会第 48 回会期: 2020 年 10 月 14-16 日

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会第 17 回会期: 2020 年 10 月 15 日、16 日

(d)第 77 回会期: 2020 年 10 月 19 日-11 月 6 日

(e)第 79 回会期前作業部会: 2020 年 11 月 9 日-16 日

今後の会期で検討される報告書。

26. 委員会は、第 76 回会期で、本報告書第 2 部のパラグラフ 27 に列挙されている締約国の報告書を検討し、第 77 回会期では、アゼルバイジャン、エクアドル、ニカラグア、セネガル、南アフリカ、スウェーデン、ウルグアイ及びイエメンの報告書を検討することを確認した。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

作業方法に関する作業部会

27. 作業部会は、会期中に 2 回集まった。作業部会は、A-ステイタスを持つ国内人権機関に、要請に応じて、委員会の当該締約国との対話中にステートメントを出す機会を与えること(決定 75/III を参照)、及び報告に先立つ問題のリスト案に委員会によるインプットを求めるその他の条約機関からの要請を扱うためのプロセス(決定 75/IV を参照)を討議し、これら問題に関する決定案を委員会に提出した。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

28. 作業部会は会期中に 3 回集まり、「北京宣言と行動綱領」の実施 25 年後の見直しへの文書による寄稿案を仕上げ、採択を求めて委員会に提出した(決定 75/I を参照)。作業部会は 2020 年 3 月 9 日から 20 日までニューヨークで開催されることになっている女性の地位委員会の第 64 回会期中に文書が提出されることを勧告した。

女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する作業部会

29. この新しく制度化された作業部会は、会期中に2度集まった。秋月弘子、Nicole Ameline, Marion Bethel, Naela Gabr, Nahla Haidar, Lia Nadaraia, Aruna Devi Narain Ana Pelaez Narvaez, Bandana Rana, Rhoda Reddock, Elgun Safarov, Wenyan Song, Genoveva Tisheva 及び Francdedline Toe-Bouda より成り、作業部会は議長として Ms. Tisheva を選出した。作業部会は、一般勧告第19号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号(2017年)に述べられているようにその責務と説明責任に関する報告書の委員会への提出のためのチェックリストを含め、締約国のための包括的なガイドダンスを考案することを決定した。作業部会議長は、チェックリストに関連してそれぞれのテーマ別関心領域を示すよう委員に求め、第一回寄稿のためのトピックスのテーマ別リストを配布した。

世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する作業部会

30. 作業部会は会期中に2回集まり、コンサルタントが準備した世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する一般勧告案を検討した。作業部会は、ステイクホルダーからのコメントを奨励し、一般勧告案を採択する目的で、OHCHRのウェブサイト一般勧告案をポストするための予定表を討議した。作業部会議長は、パナマ市での地域専門家会議の準備と2020年前半にもう一つの地域専門家会議の開催の可能性について委員に伝えた。

第VIII章: 第76回会期の暫定アジェンダ

31. 2020年2月28日の第1776回会議で、委員会は、第76回会期のための暫定アジェンダ案を検討し承認した。

第IX章: 報告書の採択

32. 2020年2月28日の第1776回会議で、委員会は、第75回会期の報告案を高等で修正通り検討し、採択した。

付録I: 第75回会期で委員会に提出された文書

文書番号	タイトル
CEDAW/C/75/1	注釈付き暫定アジェンダ
CEDAW/C/75/2	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/AFG/3	アフガニスタン第3回定期報告書
CEDAW/C/BGR/8	ブルガリア第8回定期報告書
CEDAW/C/ERI/6	エリトリア第6回定期報告書
CEDAW/C/KIR/1-3	キリバティ第1回から第3回合同定期報告書
CEDAW/C/LVA/4-7	ラトヴィア第4回から7回合同定期報告書
CEDAW/C/PAK/5	パキスタン対5回定期報告書
CEDAW/C/MDA/6	モルドヴァ共和国第6回定期

付録 II: 2020年2月28日現在の委員会委員

委員名	国名	任期終了年
Gladys Acosta Vargas(副議長)	ペルー	2022
秋月弘子	日本	2022
Tamader Al-Rammah	サウディアラビア	2022
Nicole Ameline(副議長)	フランス	2020
Gunnar Bergby	ノルウェー	2020
Marion Bethel	バハマ	2020
Louiza Chalal	アルジェリア	2022
Esther Eeghobamien-Msheliaa	ナイジェリア	2020
Naela Mohamed Gabar	エジプト	2022
Hilary Gbedemah(議長)	ガーナ	2020
Nahla Haidar	レバノン	2020
Ddalia Leinarte	リトアニア	2020
Rosario G. Manalo	フィリピン	2020
Lia Nadaria(報告者)	ジョージア	2022
Aruna Devi Narain	モーリシャス	2022
Ana Pelaez Narvaez	スペイン	2022
Bandana Rana(副議長)	ネパール	2020
Rhoda Reddock	トリニダード・トバゴ	2022
Elgun Safarov	アゼルバイジャン	2022
Wenyan Song	中国	2020
Genovera Tisheva	ブルガリア	2022
Franceline Toe-Bouda	ブルキナファソ	2022
Aicha Vall Verges	モリタニア	2020

女性と女兒の人身取引(A/75/289)

事務総長報告書

概要

総会決議第73/146号に従って提出される本報告書には、加盟国が取る措置と女性と女兒の人身取引を撤廃するために国連システム内で行われる活動に関する情報が含まれている。本報告書は、人身取引の経済的牽引力と結果及びコロナウィルス病(COVID-19)の流行が女性と女兒の人身取引に与えるインパクトに特に重点を置いて、人身取引のジェンダーの側面に対処する努力に重点を置いてい

る。

I. 序論

1. 2020 年は、「北京宣言と行動綱領」採択の 25 周年を記す。1995 年に、各国政府は女性と女兒を人権享受から妨げる組織的で構造的な障害の除去を要請した。ジェンダー平等達成のための包括的アジェンダの一部として、「行動綱領」は、女性と女兒の人身取引を奨励する外部の要因を含めた根本原因に対処する適切な措置を取るよう特に各国政府に要請した。2015 年に、各国政府は、ディーセント・ワークの状況(ターゲット 8.7)と平和な包摂的社会的醸成の状況(ターゲット 16.2)での女性に対する暴力の一形態としての(ターゲット 5.2)人身取引の撤廃のためのターゲットを含む「持続可能な開発 2030 アジェンダ」とその「持続可能な開発目標」の中のこれら公約を土台とした。

2. これら公約にもかかわらず、女性と女兒の人身取引の撤廃における進歩は、依然として受け入れ難いほどに遅い。2017 年から 2018 年の間に、総計 74,414 人の人身取引被害者が 110 か国以上で発見された¹。発見された人身取引被害者の約 70%が女性: 主として成人女性だが、女兒も増えている²。発見された女性被害者の約 77%が、性的搾取のために取引されており、14%が強制労働のため、残りはその他の形態の搾取³のためである。女性は継続して、偽装・強制・奴隷結婚、子ども結婚、家事苦役、妊娠の目的でも取引され続けている。国際労働機関は、全世界で 2,870 万人の女性と女兒(被害者総数の 71%)が、2016 年に、強制労働、借金による束縛、強制結婚、奴隷制度と奴隷のような慣行、人身取引を受けているものと見積もっている⁴。人身取引者の大多数は継続して男性である。

3. 人身取引は、世界で最も儲かる犯罪活動の 1 つである⁵。女性と女兒の人身取引は、多くの「目標」、つまり程度の高い貧困(「目標 1」、教育へのアクセスの欠如(「目標 4」)、ジェンダー不平等と女性に対する様々な形態の暴力(「目標 5」)、不安定な非正規の仕事へ女性の集中(「目標 8」)に反映されている様に、組織的で構造的なジェンダー不平等と差別に根がある。より幅広いレベルでは、国々の内部及び間の不平等(「目標 10」)並びに紛争と人道危機の状況(「目標 16」)も女性と女兒を騙し、強制、搾取に対してより脆弱にする。人身取引は、加害者が享受する刑事責任免除のために、儲けが多く危険が少ないので根強く続く。人身取引者がかなり財政的に儲けている間に、基本的人権の侵害を含め、生涯にわたる破壊的で取り返しのつかない結果を通して、その尊厳を奪われ、長期的な健康の損害と経済的インパクトに耐えなければならぬその代価を支払うのは人身取引サヴァイヴァーである。

4. 現在のコロナウィルス病(COVID-19)の流行とその深く広がった社会的経済的影響は、搾取、虐待及び人身取引に対する女性と女兒の脆弱性を増している⁶。増加する不平等、脆弱性及び貧困が、女性と女兒の人身取引の危険を増すかもしれない。さらに、COVID-19 への対応として世界がオンラインに移動

¹ 国連麻薬犯罪事務所(UODC)、2020 年人身取引に関する世界報告書 (出版予定)。

² 同上。

³ 同上。

⁴ 国際労働機関(ILO)、*原題奴隷制度の世界的見積: 強制労働と強制結婚*、(ジュネーヴ、2017 年)。

⁵ ILO、*儲けと貧困: 強制労働の経済学*、(ジュネーヴ、2014 年)。

⁶ UNODC、「COVID-19 の流行が人身取引に与えるインパクト: 急速棚卸に基づく予備結果と測定」、2020 年。

するに連れて、人身取引者は、被害者を募集し搾取するためにオンライン技術及びその他の手段を利用している。重複し、重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒は最大の危険にさらされている。COVID-19 の状況での人身取引を含めた女性と女兒に対する深まる不平等とあらゆる形態の暴力の増加は、これまでに遂げられた限られた進歩も危険にさらしつつ、「目標」の達成に関する進歩をかなり遅らせる可能性がある。

5. これを背景として、決議第 73/146 号に従って、本報告書は、女性と女兒の人身取引の経済的牽引力と結果及び COVID-19 のインパクトに重点を置いている。報告書の中で、革新的慣行が強調され、人身取引者の訴追と被害者の保護を含め、この領域における進歩を促進するために具体的勧告が出されている。本報告書は、特に加盟国と国連システムの諸機関から受け取った情報に基づいている⁷。

II. 人身取引の牽引力と結果: 誰が儲け、誰が代価を払うのか?

6. 人身取引は、刑事司法の枠組内では刑法上の罪として対処されている。人権も人身取引の違反によって悪影響を受け、ある要因が、個人、社会グループまたは地域社会、特に女性と女兒を人身取引と関連する搾取に対してより脆弱にする。

A. 女性の経済的不平等が人身取引に対する脆弱性を増す

7. 国家間の経済格差は、人々がより豊かな国々へ移動するための危険な機会を求めるので、女性と女兒の人身取引を助長する要因である。しかし、国内の所得の不平等も人身取引を後押しする要因として、役割りを果たしていることを調査が示してきた。特に、比較的貧しい母集団の間でかなりの格差と剥奪されているという認識がある場合には、人々は、その経済的地位を改善するために危険なルートを取るよう強制される⁸。

8. 女性の経済的不平等と貧困は、女性と女兒の人身取引のカギとなる牽引力の 1 つである。91 の開発途上国からのデータの分析は、極度の貧困の中で暮らしている者らの間のジェンダー格差は、25 歳から 34 歳までの年齢層の女性は、男性よりも極度の貧困の中で暮らす可能性が 25% 高い状態で、この年齢層の間で最も大きいことを示している (E/CN.6/2020/3)。さらに女性は、低賃金と悪い条件を特徴とする仕事に就く可能性がより高い。女性はサハラ以南アフリカ諸国の 90% 以上、南アジアの国々の 89%、ラテンアメリカ諸国の約 75% で、非正規雇用に就いている可能性が男性よりも高い⁹。さらに女性は、家事労働、家庭を基盤とした労働、無償の家庭労働のようなディーセント・ワークの赤字に対して最も脆弱な職業でもしばしばみられる。移動、難民の地位、民族性、障害、HIV の状態はジェンダーと重なり合う時に、搾取の機会を増す仕事場で脆弱性を経験している女性の生計をさらに悪化させる特

⁷ 提出物は 44 の加盟国から受領された。つまり、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルネイ・ダルサラーム、ブルガリア、カンボディア、中国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェキア、コンゴ民主共和国、エクアドル、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、アイルランド、イスラエル、日本、カザフスタン、キルギス、リトアニア、メキシコ、モロッコ、ミャンマー、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、サンマリノ、サウジアラビア、セルビア、スロヴェニア、スウェーデン、トルコ、英国、ジンバブエ。提出物は、www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2020/07/a-75-789-sg-report-trafficking#view より干支津嵐可能。

⁸ Cassandra DiRienzo, Jayoti Das, 「所得のか配分と人身取引の流出、*欧州調査レビュー*、第 10 巻、第 2 号(2018 年)。

⁹ ILO, *ジェンダー平等のための飛躍的進歩: 万人のためのより良い仕事の未来のために* (ジュネーブ、2019 年)。

徴である。

9. 女性と女兒の教育、ディーセント・ワーク、資金及び意思決定への平等なアクセスを制限する社会的・経済的構造に根がある女性の不平等な経済的・社会的地位は、しばしば、人身取引者が騙し、強制、虐待を通してその脆弱性を利用できる危険な経済機会を求めるよう彼女たちに強いる。その結果、人身取引される危険にさらされている女性は、貧困の中で暮らし、教育へのアクセスを欠き、失業しているか、または社会と家族の構造によって力を失っている可能性がより高い。家族を人身取引者に売り渡す可能性が最も高いのは最貧家庭であることを証拠が示している¹⁰。さらに、女性にとってディーセント・ワークの機会が限られている状況では、女性の労働は、一般的に社会的に過小評価されるかも知れず、従って人身取引者への女性の「売買」を牽引するかも知れない¹¹。

B. 高い報酬と低い危険: 広がった刑事責任免除と認識される危険の欠如が、人身取引者にとって女性と女兒を搾取する動機を生み出す

10. 女性と女兒の人身取引は、人身取引者にとってかなりの財政的報酬を生む。最近の利用できるデータによれば、人身取引は世界的に年間で 1,500 億ドルの違法な利益を生み---性取引から 990 億ドル、労働取引から 510 億ドル---、人身取引を世界で最も重要な犯罪収益の生み手の 1 つにしている¹²。被害者一人につき年間 21,800 ドルの世界的な平均の儲けを得て、女性と女兒に主として悪影響を及ぼす性的搾取は、他の形態の強制労働すべてよりも儲けが大きく、家事労働の外の強制労働搾取よりも 5 倍も儲けが大きい¹³。人身取引の経済的意味合いに関する最新データは、前進のために極めて重要であろう。

11. 人身取引ネットワークは、有罪判決がほとんどなく、世界中で程度の高い刑事責任免除を得て活動を継続しており、人身取引を危険度の低い刑事事業にしている。過去数年にわたって人身取引の有罪判決はほんのわずかずつ増えてきていることをデータが示しているが、多くの国々で、特にアジアとアフリカで、有罪判決の率は依然として大変に低い¹⁴。有罪判決の少なさは、必ずしも国内の人身取引活動が限られていることを反映しているわけではなく、むしろ犯罪に対処する制度的能力の欠如のために、一般化された刑事責任免除で人身取引に対する限られた対応を反映している。その結果刑事責任免除は、女性と女兒の搾取を継続する人身取引者にとっての奨励策として役立っている。

12. 女性と女兒の人身取引のほとんどの側面は、地下活動であるが、人身取引者は多くの制度とサービスとその犯罪活動の一部として利用しており、それによって事業は、知ってか知らずにか犯罪を促進するかも知れない。これには、稼ぎや支払いを預けたり交換したりするための銀行設備の利用、被害者を輸送し、宿泊させる旅行、輸送、宿泊、ホスピタリティ・サービスの利用、被害者を募集し、そのサービスを広告するソーシャル・メディア及びその他のオンライン・プラットフォームの利用が含ま

¹⁰ Francesca Bettio, Tushar Nandi, 「性的搾取のために人身取引される女性に関する証拠: 権利に基づく分析」、*欧州応接経済ジャーナル*、第 29 巻、第 1 号(2010 年 2 月); スウェーデン、世界開発局、*貧困と人身取引: スウェーデンの国際開発協力を通して人身取引と闘うための戦略* (2011 年)。

¹¹ 同上。

¹² ILO、*儲けと貧困*。

¹³ 同上。

¹⁴ 2018 年人身取引世界報告書 (国連出版物、販売番号 E.19.IV.2)。

る。そのようなサービスは、人身取引の経済において役割を果たしているが、犯罪ネットワークと人身取引者の活動をより良く発見し破壊する機会も提供する。

13. 消費者も、人身取引と搾取の経済でカギとなる役割を果たしている。サービスの消費者の中には、労働またはサービスが人身取引された人によって提供されていることに気づかない人もあるかも知れないが、消費者は安価な労働または人身取引被害者の搾取から利益を受ける。場合によっては、消費者は、それと知って人身取引された労働を利用する。あらゆる形態の強制労働が人身取引を構成しているわけではないが、強制労働の目的で人身取引された女性はしばしば家事労働のために人身取引される。例えば、強制労働の条件の下で家事労働者を雇っている民間の家庭は、その労働者に支払わないまたは少なく支払うことによって、年間約 80 億ドルを節約している¹⁵。性的搾取に関しては、比較的若い女兒の身体に対する特別な需要が、比較的若い女性と女兒の性的搾取のために人身取引されることに繋がっている。

C. 人身取引には、特に人身取引された女性と女兒によって支払われるかなりの経費がかかる

14. 人身取引被害者は、給料泥棒、長期の経済的不安定、身体的・精神的に悪い健康成果を含め、生涯にわたる人的・財政的経費で、主として犯罪の経費を払っている。人身取引の被害者である女性と女兒は、旅行と経由中、搾取及びおそらく地域社会に戻って再統合する際を含め、人身取引のプロセスの様々な段階を通して虐待を経験するかも知れない。その結果、人身取引された女性と女兒は、非人間的な生活条件、乏しい下水道、不適切な栄養、乏しい個人的衛生、性的・身体的・情緒的虐待、危険な職場条件、職業上の危険、質の高い保健ケアの欠如から生じる一連の身体的・心理的健康問題で苦しむ。英国で行われたある調査で、人身取引被害者には、平均して 4 年の精神的支援が必要であることが分かった¹⁶。

15. 募集プロセスの支払い不足、または賃金の除去と法外な経費も、人身取引された女性と女兒に負わされる。性的搾取に対しては、最近のデータは利用できないが、2009 年の調査で、被害者の強制の総経費は、196 億ドルと推定される被害者の搾取からの人身取引者が持っている利益を含め、残る 14 億ドルは違法な募集手数料のためである状態で、約 210 億ドルであることが分かった¹⁷。多くの人身取引サヴァイヴァーは、その搾取、不安定な入国の地位、人身取引されたことの保健上のインパクトのために安定した雇用を維持することができない間に強制された犯罪または違法行為の結果として、長期的な経済的安全保障を達成しようともがいている¹⁸。人身取引のサヴァイヴァーは、長期的雇用を見つけるための教育を修了する能力も限られている。

16. 「経費と負債」が発生するのは別に、人身取引被害者が加害者の違法な財政的儲けから補償を受けることは滅多にない。携帯電話やインターネットのような ICT へのアクセスの欠如も、利用できる場

¹⁵ ILO、*儲けと貧困*。

¹⁶ Maria Cary 他、「人身取引と急性精神病: サヴァイヴァーの精神科サービスの経済的分析」、*BMC 保健サービス調査*、第 16 巻 (2016 年)。

¹⁷ ILO、*強制的経費: 職場での基本原則と権利に関する ILO 宣言のフォローアップの下での世界報告書* (第 98 回国際労働総会報告書 I(B)、2009 年)。

¹⁸ 女性政策調査機関、「米国での性取引の経済的牽引力と結果」、2017 年。

合に被害者の司法と補償メカニズムへのアクセスを妨げる。資産が人身取引者から差し押さえられている時には、儲けは普通被害者に自動的に行くことはない。司法手続きは普通長くかかり複雑であり、司法制度と複雑な補償制度に対する理解の欠如が被害者にとっての障害を生み出す(A/74/189)。人身取引者からの報復の恐れと国外追放の恐れも被害者が司法手続きを始め、利用できる場合に補償を追求することを妨げるかも知れない。

17. 人身取引の財政経費と個人経費を支払うことに加えて、被害者は、特に違法な活動にかかわるよう強制され、そのために訴追され刑を宣告される。人身取引被害者は、日常的に拘束され、罰金を取られまたは入国の罪、軽犯罪、労働法違反、偽造文書の使用を含め、その人身取引に関連した犯罪のために訴追されている¹⁹。関連する罪に関する人身取引被害者の犯罪化は、特に長引くトラウマを通して、さらなる害悪を伴う。人身取引に対する人権に基づく取組の核心として非処罰の原則が勧告されているにかかわらず、実施は脆弱で、人身取引被害者に逆効果となり、その権利を傷つけている(ボックス1を参照)。

ボックス1

被害者ではなく、人身取引者を罰する：非処罰の原則を実施する

人身取引された者としてのその状況に関連して犯罪を行う被害者は、逮捕されたり、罪を着せられたり、拘束され、訴追され、罰せられるべきではない。しかし、被害者を保護し、そのような事例にいかに対処するかに関して、被害者を保護し、警察と司法制度を導くために設置されている措置は不十分である。

2002年に、「人権と人身取引に関する推奨される原則とガイドライン」(E/2002/68/Add.1)が、国連人権高等弁務官事務所によって出された。原則7によれば、「人身取引された人は、経由国・目的国への入国または居住の違法性に対してまたはかかわりが人身取引された人としての状況の直接的である程度にまでその違法な活動へのかかわりに対して拘束され、罪を着せられまたは訴追されることがないものとする。」

原則の実施は、依然として不適切であり、原則が特に実施されてきた場合でさえ、人身取引被害者が直面する現実に対する不十分な認識、犯罪が行われたことをめぐる状況について尋ねることができないこと、不処罰の原則を実施する者の非効果的な訓練または能力開発、または不適切な被害者の身元確認のような課題がある。

不処罰の原則を実施するためには、国々は、以下を含めた²⁰ジェンダーと年齢に配慮した取組を優先すべきである：

- ・ 早期の被害者の身元確認と包括的な支援サービスへのリファールを支援する訓練
- ・ 不処罰の原則の反人身取引法と政策への統合
- ・ 非刑事プロセスのみならず、刑事司法制度のあらゆる段階での不処罰の原則の実施

¹⁹ 欧州安全保障協力機構、人身取引と闘うための特別代表・コーディネーター事務所、*人身取引被害者に関する非処罰の規定の恣意的実施に向けた政策と法的勧告* (ウィーン、2013年)。

²⁰ 人身取引に対する機関間調整グループ、「人身取引被害者の不処罰」、問題説明書、第8号(2020年)。

・人身取引の結果として行った犯罪について有罪判決を受けた人身取引被害者の犯罪記録が白紙に戻されたり、削られたりすることを可能にすること

III. COVID-19 とそれが女性と女児の人身取引に与えるインパクト

18. 人身取引された女性と女児は、移動の自由、残酷、非人間的、または品位を落とす扱いの禁止を含め、しばしば人権侵害の被害者である。COVID-19 の結果、多くの国々での国境の閉鎖とシェルター設置命令の実施で、女性と女児の人身取引の増加の危険がある²¹。同時に、人身取引サヴァイヴァーと反人身取引団体からの調査データは、人身取引された女性と女児は、支援サービスにアクセスする際にさらなる障害を経験しており、一般の注意は、犯罪人を訴追し、サヴァイヴァーを保護することからそらされることを示している²²。

A. 流行病の結果としての深まる脆弱性と経済的不安定は、女性と女児の搾取の危険を高めている

19. 人身取引を牽引する要因---経済的不平等と脆弱性---は、保健危機の状況で歴史的に悪化してきた。法の支配の崩壊、犯罪活動の増加、資源のための競争、並びに減少する経済機会が、人身取引のための肥沃な土壌を生み出す。例えば、2014 年のエボラ出血熱の初めての診断の 2 年半内で、ギニア、リベリア、シエラレオネの 11,000 人以上の人々がウイルスには感染した後に死亡し、16,000 名以上の子どもたちが、片親または両親を失った。家族を失った後に売春に強制された女児について若い人々の 10% が知っていることが調査で分かった状態で、子どもの性的搾取が増加した²³。より幅広く、様々な危機の分析---紛争、自然災害、その他の複雑な危機を含め---は、危機が、ジェンダー不平等と経済不平等を含めた女性と女児の人身取引の普通の危険要因を悪化させることを示しているが、人身取引は、しばしば人道危機の対応の一部としては見過ごされることを示している²⁴。

20. 以前の保健危機の経験は、移動・難民女性と女児を含めた女性と女児は、ジェンダーに基づく暴力、親密なパートナーからの暴力、性的搾取、虐待及び人身取引の高い危険にさらされており、COVID-19 に対しても同じことが言えることを示している²⁵。COVID-19 の結果としての失業と経済的不安定は、必死で仕事と経済的機会を捜す脆弱な人々の数を増やすであろう。世界的な働く時間は、2020 年の第 2 四半期で 10.5% 減り、これはフルタイムの労働者 3 億 500 万人に等しいと見積もられている²⁶。COVID-19 は 2020 年に、4,900 万人の人々を極度の貧困に押しやるであろうことを推定が示している²⁷。過去の経験と新たなデータは、COVID-19 の世界的不況のインパクトは、女性の所得と労働力参加を長期的に低下させる結果となり、すでに貧困の中で暮らしている女性に複雑なインパクトを与

²¹ UNODC、「COVID-19 の流行が人身取引に与えるインパクト」、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)と民主的制度と人権事務所、「COVID-19 が人身取引に与えるインパクト」、近日発表。

²² 国連ウィメン、民主的制度と人権事務所、「COVID-19 が人身取引に与えるインパクト」。

²³ セイヴ・ザ・チルドレン他、「子どものエボラ出血熱回復評価: シエラレオネ」2015 年。

²⁴ 国際移動機関(IOM)、*危機時の人身取引と搾取に対処する: 脆弱な移動母集団を保護するためのさらなる行動のための証拠と勧告* (2015 年 12 月)。

²⁵ 国連ウィメン、「COVID-19 の流行が女性移動の傾向は労働者に与えるインパクトに対処する」(2020 年)。

²⁶ 統計活動調整委員会、*COVID-19 は世界をどのように変えているか、統計の私的*、2020 年。

²⁷ 同上。

える²⁸。COVID-19 が、アジア太平洋地域の女性の仕事に与えるインパクトの急速評価で、多くの国々で、女性はその労働時間の大きな削減を目の当たりにすることが分かった²⁹。世界的に非正規雇用にいる女性が 7 億 4,000 万人いる状態で³⁰、女性の脆弱性は、基本的資格、社会保護、経済的支援へのアクセスの欠如によって悪化している。アジア太平洋地域では、非正規労働者間の失業は、すべての国々で、25%から 56%にまでわたる³¹。

21. 世界の多くの部分での世界的な経済不況と失業の急激な増加は、雇用の急速で長期的な落ち込みを経験している国々からの国境を越えた人身取引を増加させる可能性がある³²。この傾向は、特に長引く高い失業率の悪影響を受けた国からの人身取引被害者がある目的国でますます多く発見された 2007 年から 2008 年間の世界的な財政危機中に見られた。失業率と人身取引被害者の分析に基づいた数か国からの証拠は、送り出し国の増加する失業率と発見される人身取引被害者の増加との間の平行する傾向を示している³³。

22. COVID-19 の結果としての移動と物理的距離の制限は、人身取引に関連する搾取の形態を変えるであろう。性的搾取のために人身取引された女性と女兒に対する需要は、物理的距離によって影響を受けるかも知れず、新しい形態の性的搾取と虐待がオンラインで起こっている³⁴。法律施行協力欧州連合機関は、COVID-19 の結果として、子どもの虐待資料を求めている者によるオンライン活動の増加を文書化してきた³⁵。子どもに対するインターネット犯罪フィリピン・センターも、ロックダウン中にオンラインでの未成年の性的搾取のいくつかの事件を発見した。COVID-19 中の第一線の人身取引サービスの調査で、回答者の 3 分の 2 近くが、ウェブカムと強制オンライン・ポルノを通したものを含めたオンラインでの性的搾取の目的での人身取引によるオンライン募集の増加があると報告したことが分かった³⁶。貧困を経験している家庭は、特に子どもが学校から落ちこぼれている状況で財政的困難を緩和する方法として、子ども結婚を見るかも知れず、子ども結婚、早期・強制結婚のための人身取引の増加につながる³⁷。さらに、医療品の生産のような需要の高い労働とサービスの急速な醸成も、儲けを最大にし、安価で搾取的労働に対する需要を生み出す動機付けのために脆弱な女性の人身取引につながる状況

²⁸ 国連、「COVID-19 が女性に与えるインパクト」2020 年 4 月 9 日。

²⁹ 国連ウィメン、「COVID-19 がアジア太平洋でジェンダーの効果を持つことを調査が示している」2020 年 4 月 29 日。

³⁰ ILO、*非正規経済での女性と男性：統計的姿*、第 3 版、(ジュネーブ、2018 年)。

³¹ 国連ウィメン、「COVID-19 がアジア太平洋でジェンダーの効果を持つことを調査が示している」。

³² UNODC、「COVID-19 の制限と経済的決結果は、欧州と北米への移動者の密輸と国境を越えた人身取引にどのようにインパクトを与える可能性があるのか」、調査説明書、2020 年。

³³ 同上。

³⁴ UNODC、「COVID-19 の流行が人身取り引きに与えるインパクト」；人身取引に対する機関間調整グループ、「市人身取引と技術：傾向、課題、機会」、問題説明書、2019 年；人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者、「COVID-19 立場文書：COVID-19 の流行が人身取引され、搾取されている人に与えるインパクトと結果」、2020 年 6 月 8 日。

³⁵ 法律施行協力欧州連合機関、「ウイルスを捉える：サイバー犯罪、偽情報、COVID-19 の流行」、2020 年 4 月 3 日。

³⁶ 国連ウィメン、民主的制度人権事務所、「COVID-19 が人身取引に与えるインパクト」。

³⁷ 花嫁ではない女兒、「COVID-19 と子ども結婚、早期・強制結婚：行動のためのアジェンダ」、2020 年 4 月。

も生み出すだろう³⁸。

23. 移動労働者も、移動労働に頼っている国々や都市が制限を導入する時、人身取引と搾取のさらなる危険にさらされかも知れない³⁹。労働法と社会保護制度からの保護の欠如に加えて、失業を含めた移動労働者の経済的脆弱性と絶望が、非正規になるまたは非正規の地位を持つ高い危険にさらし、これが本国に戻りまたは他の国に移るために移動者の密輸業者に頼らざるを得なくさせるかも知れず、これが人身取引者の手に落ちる危険も生み出す状況である⁴⁰。

24. COVID-19 の流行とウイルスに罹る危険によって生み出される新しい脆弱性に加えて、すでに人身取引された状況にある女性と女兒は、一層の虐待と暴力を受ける可能性が高い。例えば、その人身取引者のために所得を「稼ぐ」ことができない女性と女兒は、さらなる虐待と脅しを受けるかも知れない。移動制限の状況で、人身取引者は、送り出し国と目的国との間で、人身取引された女性と女兒に対してますます虐待し、脅し、暴力を用いるかも知れない。

B. 人身取引された女性と女兒は、保健ケア、情報、保護及び支援へアクセスをますます欠くであろう

25. 物理的距離を取ることと移動制限は、支援サービスを求めている人身取引被害者に追加の障害を生み出し、その安全性、保護及び回復を危険にさらしている⁴¹。COVID-19 の結果として、多くのサービス、ヘルプライン、診療所とシェルターはすでに閉鎖されたり制限されたりしている。基本サービスにアクセスする際の人身取引サヴァイヴァーと被害者の経験に関するデータは限られている。格差を埋めるために、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)と民主的機関と人権事務所は、COVID-19 中のサヴァイヴァーの経験と人身取引サービスを捉えるための特別調査を行った。102 か国にわたって、反人身取引イニシャティヴと取り組んでいる 397 の団体の調査で、回答者のわずか 14%が、人身取引被害者のための国のリファラル・メカニズムが完全に作動していると報告した⁴²。人身取引サヴァイヴァーは、約 70%が、心理的・財政的福利への否定的インパクトを報告した状態で、サービス、保健、福利に関してかなりの否定的インパクトに直面している⁴³。サヴァイヴァーたちは、流行病がサービスにアクセスする際に新しい困難を生み出したと報告した。調査に回答した 94 名のサヴァイヴァーの中で、3分の 2 以上が、医療サービスにアクセスする際の困難を報告し、60%が、雇用サービスにアクセスする際の課題を報告し、55%が、心理保健サービスにアクセスする際の課題を報告し、53%が、法的支援にアクセスする際の課題を報告した⁴⁴。COVID-19 は、安全で居心地の良い宿泊所、食糧と水のような基本的ニーズに応えるサヴァイヴァーの能力に否定

³⁸ Verite、「COVID-19 と強制労働のための人身取引に対する脆弱性」、2020 年 4 月 24 日。

³⁹ IOM、「COVID-19 と座礁させられた移動者」、問題説明書、2020 年 6 月 2 日；国連ウィメン・アジア大洋地域事務所、「急速評価: COVID-19 が CSOs に与えるインパクト」、近日発表。

⁴⁰ 国連持続可能な開発グループ、「政策説明書: COVID-19 と移動する人々」2020 年 6 月。

⁴¹ 国連ウィメン他、「COVID-19 と女性と女兒に対する暴力のサヴァイヴァーのための基本サービスの提供」、2020 年。

⁴² 国連ウィメン、民主的機関と人権事務所、「COVID-19 が人身取引に与えるインパクト」。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 同上。

的インパクトも与えてきた。人身取引被害者のためのサービスへのアクセスの欠如が虐待を増やし、サヴァイヴァーを再び人身取引きされることに対して脆弱にしているのかも知れない。

26. 直接的な健康危機に対処するサービス能力の流用も、人身取引被害者に対応する基本的サービス能力を制限するであろう。多くの人身取引サヴァイヴァーは暴力、身体的・性的・心理的虐待、不当な扱い、飢餓、自由の剥奪の結果として、直接的・長期的健康問題を抱えている。従って、保健ケアへのアクセスの欠如は、人身取引サヴァイヴァーの長期的回復を妨げるかも知れない。人身取引被害者とサヴァイヴァーのためのサービスが COVID-19 の状況での基本的サービスと考えられ、開放的なままで、人身取引被害者がアクセスできる遠隔サービスを提供することが極めて重要である。

27. このような課題に応じて、COVID-19 の状況で人身取引サヴァイヴァーにとってふさわしいものであることを保障するためにサービスを適合させる戦略が実施されつつある。例えば、オーストラリアは、COVID-19 の状況で人身取引被害者を支援し保護するための資金提供を増額し、精神衛生支援へのアクセスを増やし、人身取引サヴァイヴァーのための短期宿泊を延長し、可能な場合には人身取引サービスのための対面接触の代替手段を提供した。同様に、英国は、人身取引被害者へのオンライン支援を提供し、政府が資金提供する宿泊施設で暮らしている人身取引サヴァイヴァーが3か月間引越しを要求されないことを保障するために追加の資金を提供してきた。チェキアは、人身取引をめぐる支援の要請に応えるためにヘルプラインの能力を高めてきた。オーストリアとポルトガルは、人身取引被害者のためのシェルターが開いたままであることを保障するために適切な衛生・安全措置を実施してきた。カザフスタンは、人身取引サヴァイヴァーに法的援助、カウンセリング、医療支援を提供し続けるために、NGO と協力し、シェルター及びその他の社会施設が、社会的距離と厳しい衛生規準を守りつつ、開いたままであることを保障している。

28. 国連システムの諸機関も、人身取引被害者とサヴァイヴァーが適切なケア、サービス、保護を受けことを保障するために各国を支援している。例えばコロンビアでは、世界食糧計画が、脆弱な女性のために基本的な食糧と品物へのアクセスを保障している。アゼルバイジャン、ベラルーシ、モルドヴァ共和国及びウクライナでは、国際移動機関が、シェルターの受益者と職員と建物がきちんと装備され、流行病から守られ、被害者がシェルターによって提供されるサービスから利益を受け続けることができることを保障するために、政府と NGO が経営するシェルターに保護装備を提供し続けている。

C. 人身取引者を発見し、彼らに責任を取らせるための一般の人々の注意と資金は、刑事司法プロセスから転換されつつある

29. 流行病の前ですら、人身取引の防止、被害者の保護、人身取引者の訴追に捧げられる資金の欠如が、進歩に対する主要な障害であった。2020年に、それまでのところ2019年の12件に比べて、人身取引犯罪の有罪件数はわずか2件であった⁴⁵。公共の資金は、物理的距離の制限を施行し、監視することを含め、緊急の保健ニーズと COVID-19 の経済的インパクトに対処することに向けて移行されつつあるにつれて、人身取引に対処する政府の努力と配分される資金は、サービスと法律施行に向けたものを含め、減少するであろう。資金が移され、ロックダウンのために事件が継続して遅れる場合には(例えば裁判所が閉鎖される場合)、積み残しのために効果的な司法制度の運用に実際的な障害もある

⁴⁵ UNODC、人身取引知識ポータル、<http://sherloc.unodc.org/cld/en/v3/htmls/index.html> より閲覧可能(2020年6月8日に幾瀬素)。

う。現地の警察と労働検査を含め、基本的なものではないと考えられるサービスも影響を受ける。94名の人身取引サヴァイヴァーの調査で、3分の1近くが、その行政・政治・民事事件を含め、法的手続きの遅れを経験したと報告した。回答者は、彼らのシェルターにアクセスし、子どもと再会し、財政的補償を得る能力に否定的影響を与えたと報告した⁴⁶。

30. その結果、現在刑事司法プロセス内にあるサヴァイヴァーのための支援と司法へのアクセスのかなりの遅れのみならず、通報された人身取引事件に対応する法律執行当局と裁判所の能力が衰える可能性がある。国々は、COVID-19に対応して、人身取引被害者とサヴァイヴァーのための司法サービスの適用に関しては大変に限られた情報しか提供してこなかった。ドメスティック・ヴァイオレンスのような女性に対するその他の形態の暴力に対処する際に、裁判所のサービスにアクセスするためのビデオまたはテレ会議の利用を含め、女性と女兒の人身取引に適用できる女性の司法へのアクセスを保障するいくつかの革新的取り組みが出現した⁴⁷。しかし、被害者が、電話またはオンラインで提供される司法とその他のサービスにアクセスできるように、ICTへのアクセスがあることを保障することが極めて重要である。

IV. 経済的牽引力と結果に対処することに重点を置いて、人身取引者の訴追を高め、被害者の保護を強化する革新的取り組み

31. 近年、人身取引に対処する法律とサービスを導入し強化する国々による努力が増加してきている。「国連組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」が、現在、176か国の締約国を得て、普遍的批准に向けて前進しつつある。2017年以来新しい批准はないが、過去2年で、協力と調整を強化する目的で、被害者を保護し支援し、加害者を訴追し、パートナーシップの確立を推進して、人身取引の防止を含めた統合された取組を用いて、人身取引に対処する国内行動計画を数か国が導入し、強化してきた(キューバ、エクアドル、フランス、ギリシャ、フィリピン、ポルトガル、サウディアラビア、スウェーデン)。そのような努力にもかかわらず、有罪判決率の低さは、人身取引者が享受している刑事責任免除の文化を変えるためになすべき多くのことが残っていることを示している。

A. 人身と取引者への危険と経費を高める

32. 適切な懲罰を課して、被害者と人身取引者の発見を強化し、有罪判決率を上げることは、刑事責任免除と闘うためにも被害者の司法へのアクセスを保障するためにも極めて重要である。抑止効果もあろう。法律施行を強化する努力の一部として、国々は、場合によっては、ジェンダーに配慮した取組を保障するために人身取引被害者のための専門の女性のサービスとパートナーを組んで、タスク・フォースの創設、法律執行担当官と司法制度職員の訓練に重点を置き続けてきた(ベラルーシ、カンボディア、チェキア、リトアニア、フィリピン、トルコ、英国、ジンバブエ)。

33. 国々の中には、罰金と懲役期間を増やすことも求めてきたところもある。ラオ人民主義共和国は、懲罰を5年から15年の懲役に増やし、人身取引者の罰金も増やした。クウェートでは、法改正

⁴⁶ 国連ウィメン、民主的機関と人権事務所、「COVID-19が人身取引に与えるインパクト」。

⁴⁷ 国連ウィメン他、「COVID-19と女性と女兒に対する暴力のサヴァイヴァーのための基本的サービスの提供」。

が、賃金の不払いに対する懲罰を増やし、すべての支払われた賃金の文書化を義務化し、法律を遵守しない雇用者と政府役人の刑期と罰金を要求している。刑事訴訟法も、人身取引に関連する罪に対する懲罰を増やすためにカザフスタンで最近改正された。

34. 近年、各国政府と民間セクターのパートナーは、発見と有罪判決を増やす方法として、「金銭の追跡」---人身取引者の財政活動の発見---にますます重点を置いている。人身取引者の財政活動を効果的に発見するために、法律施行機関には財政捜査を行うためのマンデート、権限、資金を有することが必要である。オーストラリアは、金融取引の追跡とその他の形態のデータ分析に重点を置いて人身取引の犯罪を捜査するために、専門警察チームを設立してきた。収益の追跡、凍結、差し押さえのような金融技術を通して人身取引事件を明らかにし、訴追する反資金洗浄慣行の強化は、特定の産業の監視を含め、人身取引に関連する財政活動の承認のように、人身取引者の危険を高める。反人身取引努力で様々なセクターを動員しようと努力して、いくつかの同盟とパートナーシップが出現している(ボックス2を参照)。

ボックス2

人身取引者の財政及びその他の活動を発見するための新しいパートナーシップ

急速な技術変化とデータの収集と分かち合いの増加は、新しいパートナーシップが人身取引に関連した財政及びその他の活動を発見し、有罪判決を増やそうとする努力を強化させてきた。近年、そのような協働が、人身取引者を捜査し訴追する法律執行機関と司法当局の権限を強化し、それによって人身取引に関連する違法な金融の流れも破壊してきた。

・「リヒテンシュタイン・イニシャティヴ」は、リヒテンシュタイン、オーストラリア及びオランダ政府と民間セクターとの間の公・民パートナーシップである。これは、人身取引をなくすために金融セクターを動員することに重点を置いている。多様な銀行と金融機関が、疑わしい活動に対する金融取引を監視することに関わっている。ある会社はそのビジネスの関係を通して人身取引に繋がっている時、害悪を防止または緩和するためにその影響力を利用することが期待されている⁴⁸。

・「トラフィック分析ハブ」は、人身取引をなくすためのデータの分かち合いに重点を置いた金融機関、NGO、法律執行政府機関を含めた産業とセクターにわたるパートナーシップである。高度認識技術を利用して、「ハブ」は、30万以上の記録に基づいて、情報を集め、人身取引の高度にアクセスできる分析を分かち合っている⁴⁹。

・ホテル及びその他の宿泊提供者の同盟は、人身取引者の発見を強化している。会社の中には、ホテルの施設内で起きている性取引または労働取引を見つけ、対応するツールと技術を備えさせるためにスタッフに訓練を施してきたところもある⁵⁰。

⁴⁸ リヒテンシュタイン・イニシャティヴ、*奴隷制度と人身取引に対して金融を動員するための青写真: 現代の奴隷制度と人身取引に関するリヒテンシュタイン・イニシャティヴの金融セクター委員会の最終報告書* (国連大学、2019年)、www.fastinitiative.org/より閲覧可能。

⁴⁹ トラフィック分析ハブ、www.traffikanalysis.org/より閲覧可能(2020年7月9日にアクセス)。

⁵⁰ Polaris、「ホテル経営会社、人身取引との闘いを強化」、2019年、1月16日。

・国連人権高等弁務官事務所は、航空会社を支援し、機上及び空港での被害者身元確認に貢献する能力を築くためのツールと資料を開発するために、国際民間航空機関と協力してきた。搭乗員や地上職員を対象とした合同のガイドラインと訓練資料が世界中のいくつかの航空当局によって開発され、実施されてきた。

B. 特に COVID-19 流行の状況で、女性の経済的安全保障を確保する

35. 人身取引を後押しする要因の主たるものは、送り出し国内での質の高い経済機会の欠如である。女性が自分の経済的・社会的権利、質の高い教育へのアクセス、ディーセント・ワークへのアクセス、生産資源、貸付及びその他の金融サービスへのアクセスを利用できる時に、その経済的安全保障は、人身取引者に誘惑されることに対する脆弱性を減らすことができる。この点で、普遍的な社会保護も重要な予防措置として役立つ。人身取引に対する防壁の手段としての社会保護は、経済機会が全体的に減少する COVID-19 の状況で特定の共鳴を保持する。

36. 一般的に、人身取引防止イニシアティブは、労働市場でのジェンダー不平等と女性の貧困を含めたジェンダー化した根本原因よりもむしろ人身取引に対する意識啓発に重点が置かれている。大メコン準地域における国連ウィメンと国連麻薬犯罪事務所との合同プログラムは、職業技術訓練、財政管理及び現金支援で、女性の権利と安全な移動をめぐる意識啓発をまとめた⁵¹。もう一つの例は、女性と女兒に対する暴力を撤廃するための「国連・欧州連合スポットライト・イニシアティブ」の一部として、アジア太平洋地域で実施された「安全・公正」プログラムである⁵²。このプログラムは、女性移動労働者の暴力と人身取引に対する脆弱性に対処し、女性に対する暴力と労働移動ガバナンスに対する権利に基づきジェンダーに配慮した取組を強化している。

37. COVID-19 の状況で、パラグアイは、人身取引につながることもある職の申し出を受け入れる危険に注意を引くために女性を対象とするキャンペーンを実施している。カンボディアでは、政府が、女性が強制労働のために人身取引される危険を減らすために、流行病中に家事労働者の管理と資格について意識を啓発するために特別プログラムを実施している。ブラジルでは、移動・難民女性が、COVID-19 の状況でその起業活動を適合させ、人身取引の危険を減らすための政府の財政支援にアクセスする際に、支援されてきた。国際移動機関は、人身取引を含め、搾取と虐待の高い危険を緩和するため、流行病の結果として、脆弱なままにされてきた移動者を支援するためのその「世界支援基金」を拡大してきた。プログラムの取組を超えて、労働市場の女性の不平等の構造的原因に対処し、女性の仕事の質と条件を改善することが、長期的に人身取引を防止するために極めて重要である。

38. 経済的安全保障、人身取引サヴァイヴァーの経済的再統合、不平等、暴力、差別を永続化する社会規範の変化が、サヴァイヴァーの長期的回復と彼女たちが再人身取引されないことを保障するために極めて重要である。仕事を見つけるという課題に加えて、人身取引のサヴァイヴァーは、雇用者からの汚名、「見つけ出されること」に対する恐怖、並びにケアと輸送をめぐる実際的障害を含め、様々な課題に遭遇する。人身取引サヴァイヴァーのための特別な就職プログラムが、仕事を見つけ、経済的安全

⁵¹ 国連ウィメン他、カンボディア、ミャンマー、タイにわたる人身取引のジェンダー化した力学 (2020 年)。

⁵² 欧州連合と国連、スポットライト・イニシアティブ基金のための 2019 年統合年次物語と財政報告書、<http://mtpf.undp.org/factsheet/fund/SIF00> より干支ラン可能。

保障を築く際に彼女たちを支援できる。成功するプログラムは、就職を技術開発と職業訓練支援、職の準備、長期的支援とカウンセリング、雇用者となる可能性のある者の間の人身取引のインパクトに対する意識啓発と結びつける⁵³。就職に加えて、政府の中には(トルコとジンバブエ)職の創出プロジェクト、スキル開発及び人身取引サヴァイヴァーの教育のための支援を提供している。

39. 各国政府、民間セクター及びNGOの間のパートナーシップも、人身取引被害者の経済的再統合を支援するために現れている。「サヴァイヴァー包摂イニシアティヴ」(リヒテンシュタイン・イニシアティヴの一部)は、基本的な財政サービスへのアクセスを提供することにより、正規の財政制度に再統合する際に様々な国にわたってサヴァイヴァーを支援している⁵⁴。

C. 女性と女児の搾取を育てる需要に対処する

40. 女性と女児の人身取引防止の核心に、女性と女児の搾取を育てる需要に対処することがある。性的搾取のため人身取引にとって---女性と女児の人身取引の最も共通した形態---需要を減らすには、究極的に有害な男らしさと男性の資格に挑戦し、女性と女児の身体を物化し、過小評価し、支配する深く根付いた文化的規範を変えることが必要である。性的搾取に関して、特に男性と男児を対象とするプログラムは限られているが、女性に対する暴力を防止し、有害な男らしさに対処するより幅広い戦略から教訓を引き出すことができる。

41. 意識啓発、対面ワークショップ、メディア・キャンペーン、地域社会動員プログラムを含め、女性に対する暴力を防止するために男性と男児をかかわらせるための様々な取り組みがある。男性と男児をかかわらせるために何に効果があるかに関する証拠基盤は限られているが増えている。しかし、極めて重要であるとして表れてきたものは、男らしさ---規範、行動、男らしさの理想に関連する関係---の対処への明確な重点である⁵⁵。人身取引を含めた女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の間の共通の牽引力を仮定して、そのような取組も女性と女児の人身取引を防止するために有効である。エクアドルの国連ウィメンは、人身取引を防止する努力の一部として、若い男性を対象とした非暴力的な男らしさに関するプログラムを開発してきた。ギリシャは、女性と女児の人身取引の防止のための取っ掛かり点として教育を認め、教員と男児と女児の生徒のための訓練を行い、性的搾取のための人身取引を防止する措置として人権教育と包括的な性教育の提供に重点を置いた。

42. 強制労働のための人身取引には、労働基準の強化と供給網での搾取に対処する特別行動、意識啓発キャンペーンを通じた消費者に基づく行動に従うことを保障することを含め、様々なセクターにわたって需要を減らす取組がいくつかある⁵⁶。民間の家庭で女性によって典型的に行われており、搾取に対して女性を脆弱にしている安価な家事労働に対する需要に対処する際に、労働規制が重要な役割を果たしている。規則と労働法を通し、労働検査を行うことにより遵守を監視して、家事労働者の権利と資格を

⁵³ ボードウィン国王財団、ベルギーとドイツ Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit, GmbH 及び NECUS インスティテュート、「人身取引された人の再統合: 経済的エンパワーメントを支援する」、問題文書第4号、2012年。

⁵⁴ リヒテンシュタイン・イニシアティヴ、サヴァイヴァー・イニシアティヴ、www.fastinitiative.org/implementation/survivor-inclusion/より閲覧可能(2020年7月にアクセス)。

⁵⁵ Michael Flood、*暴力防止において男性と男児に関わる*(Palgrave Macmillan US、2019年)。

⁵⁶ 人身取引に戴す機関調整グループ、「需要に対処することにより人身取引を防止する」、2014年9月。

保障することが、搾取を減らす際に効果的であるとして出現してきた⁵⁷。供給網での搾取に対する女性の脆弱性を減らすために、オーストラリアと英国のような国々は、その事業と供給網で人身取引を根絶するために取っている手段に関して報告するためのある規模の民間セクター団体を要請する法律を最近採択してきた。ブルネイ・ダルサラームでは、女性移動労働者の脆弱性に対処するために、募集機関が、基準とガイドラインに沿っていることを保障するために監視されている。

D. サヴァイヴァーと被害者のための補償へのアクセスを確保する

43. 人身取引被害者に矯正への道を提供する措置は、人身取引の権利に基づく取組の核心にあり、人身取引者が儲け、被害者が代価を支払う現状を変えるために極めて重要である。補償は、人身取引被害者のための司法の重要な要素である。害悪を認めることに加えて、財政援助は、人身取引プロセス中に加えられた財政的損害を補償でき、サヴァイヴァーが身体的・情緒的・心理的害悪から回復する際に、サヴァイヴァーを支援することもできる。欧州、アジア太平洋、中米・南米の10の加盟国からの国連麻薬犯罪事務所のデータは、差し押さえられた資産の年間総額は、数千ドルから600万ドルに及ぶこともあり、差し押さえられた資金が、発見された被害者の数と比較される時、被害者一人当たり9,000ドルにもなることを示した⁵⁸。補償は、中・長期的に経済的安全保障を提供することにより、サヴァイヴァーをエンパワーすることもできることが広く受け入れられている⁵⁹。

44. 補償計画は、資格の要件、時間制限、刑事・民事手続きへの関係において大きく異なる。国々の中には、補償へのアクセスには法律施行及び当局との協力を必要とし、民事・刑事手月を通して救済策を尽くすことを必要とするところもある。傷害が認められ、補償される方法も国々にわたって異なる。補償計画のための資金提供源もサヴァイヴァーがどのように補償にアクセスできるかに違いを生む。国が資金提供するまたは助成金のある計画は、加害者を明らかにする必要なく、サヴァイヴァーに保証された支払いを提供するという利点がある。補償計画の好事例は、人身取引を個人が司法プロセスに関わり、その加害者を明らかにしなくても補償に応募できる特別な犯罪として、人身取引を明らかにしている⁶⁰。

45. 2019年に初めて、イスラエルは、人身取引サヴァイヴァーのリハビリとエンパワーメントのための金銭的補償と支援の一形態として、彼女たちに直接資金を配分した。資金は、司法手続きを通してうまく補償を受けことができなかつたサヴァイヴァーに授与された。同様に、米国のカリフォルニア州は、人身取引サヴァイヴァーがカリフォルニア犯罪被害者補償基金から、失った所得を受けられることができるようにする法案に2019年に署名した⁶¹。2020年5月に、フィリピンは、ビデオ会議を通してオンラインの性的搾取の目的での人身取引の初めての容疑者を有罪とした。容疑者は、道徳的損害に対して被害者にそれぞれ50万ペソを、懲罰的損害賠償として10万ペソを支払うよう命ぜられた。人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者は、この領域での努力を強化する必要性を述べて、補償は「人

⁵⁷ 欧州委員会、「反人身取引の需要の側：現在の前進の措置と方法」、欧州政策説明書、2017年10月。

⁵⁸ 2014年人身取引世界報告書（国連出版物、販売番号第E.14.V.10）。

⁵⁹ 人身取引に対する機関間調整グループ、「人身取引被害者のために効果的救済策を提供する」、問題文書、2016年。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ 奴隷制度人身取引廃止同盟、「新法は。商業的搾取のための所得の損失へのアクセスを人身取引サヴァイヴァーに与る」201

身取引プロトコール」の最も実施されていない規定の1つであると述べた(A/HRC/44/45)。

V. 結論と勧告

A. 結論

46. 人身取引には人権侵害が伴い、これが不相応に女性と女兒に悪影響を及ぼす。

47. 構造的・組織的不平等の結果としての女性の不平等な経済的・社会的地位、ディーセント・ワークと財産へのアクセスの欠如が、人身取引に対するその脆弱性を高める。同時に、人身取引は、女性の経済的不平等と貧困を永続化し、悪化させる。

48. 人身取引の牽引力、特に女性の不平等な経済的地位、貧困及び経済的不平等が、COVID-19の危機の結果として、強度を増し深まることが期待され、女性と女兒をますます危険にさらしている。人身取引サヴァイヴァーの調査は、彼女たちは、福利と回復の基本であるカギとなるサービスへのアクセスを失い、司法手続きのかなりの遅れが司法と補償へのアクセスが利用できる場合にインパクトを与えてきたことを示している。

49. 人身取引は、加害者にとって非常に儲かるものであるが、人身取引ネットワークは、有罪判決はほとんどなく、世界中で、高い程度の刑事責任免除で活動を続けている。刑事責任免除は、人身取引者が女性と女兒の搾取を継続する奨励策として役立っている。COVID-19と旅行制限から生じる経済危機の状況で、人身取引者は、女性と女兒の新しい搾取と暴力の手段を通してその収入を維持しようとするかも知れない。

50. 給料泥棒、長期的な経済的不安定、乏しい身体的・精神的健康成果を含め、生涯にわたる人的・財政的成本で主として代価を支払うのは、人身取引被害者である。人身取引のサヴァイヴァーは、加害者の違法な財政的儲けから補償を受けことはほとんどなく、しばしば長期的にディーセント・ワークを見つけようともがく。人身取引サヴァイヴァーが経験する生涯にわたる経済的不安定は、貧困と再人身取引されることに対するその脆弱性を高める。

51. 女性と女兒の人身取引に対処する国内行動計画を強化する努力が増えているにもかかわらず、人身取引者を訴追し被害者を保護する努力は依然として首尾一貫しないままである。人身取引の犯罪に対する刑事責任免除はすでにありふれており、多くの国々でCOVID-19のロックダウンが設置されている状態で、被害者とサヴァイヴァーの司法はさらに遅れる危険がある。

52. 人身取引被害者に対する無処罰の原則は、依然として不適切に適用されており、これが継続して被害者を関連犯罪に対して罪を着せられ、拘束され、訴追され、罰せられる危険にさらしている。

B. 勧告

53. 本報告書を背景にして、加盟国は以下を行うよう勧告される:

(a)それぞれの権限内で、COVID-19の状況で、人身取引と搾取に対する脆弱性を減らす手助けをするために、すべての移動者、難民、国内避難民を含め、社会保護と所得保護への普遍的アクセスを保障し、ホットライン、宿泊所、保健・心理支援及び雇用サービスを含め、人身取引被害者とサヴァイヴ

ァーのための特別サービスを開設し続け、対面支援が提供できない時には、技術を通してサービスを適合させること。

(b)法律執行機関が、特に人身取引と搾取の形態が COVID-19 と COVID-19 後の状況で変わる時に、女性と女兒の人身取引を発見し捜査する権限を留めることを保障し、被害者の司法への時宜を得たアクセスを保障するためにビデオ会議またはテレ会議を通して人身取引者を捜査し訴追する司法制度の継続性を保障し、被害者が携帯電話とインターネットのような ICT へのアクセスがあることを保障し、人身取引の被害者とサヴァイヴァーが、性と生殖に関する健康ケアを含め、COVID-19 とその他の身体的・精神的健康ニーズに関連する包括的な保健ケア・サービスに継続してアクセスがあることを保障し、人身取引被害者が、搾取中に行うよう強いられた犯罪に対して罰せられないことを保障するより強い措置を設置すること。

(c)生計が不安定なものを含めた移動労働者、家事労働者または非正規経済で働いている者が、労働法の下で権利と資格にアクセスできることを保障し、COVID-19 のインパクトが展開する時に、国際労働基準の遵守がより差し迫ったものになるので、労働検査と遵守の監視を継続すること。

(d)金融資源のかなりの流れを仮定して、金融捜査に、人身取引を発見し、COVID-19 の状況で、特に人身取引者が新しい形態の搾取に向かう時に加害者の身元を確認する大きな可能性があるので、人身取引に関連する疑わしい活動を定期的に監視し、発見し、通報するために、金融機関及びその他の民間セクター団体とパートナーシップを築くこと。法律執行機関には、金融捜査を行い、加害者を訴追するためのマンデートと権限と資金が必要である。セクターにわたるパートナーシップとデータの分かち合いが、人身取引者の発見にとって極めて重要である。

(e)人身取引に対する女性の脆弱性を減らし、教育、ディーセント・ワーク、平等な賃金及び資産と生産資源への平等な権利へのアクセスを含め女性の経済的・社会的権利を実現するために特別な経済的エンパワーメント・プログラムに加えて、包括的な一連の措置を導入し、ジェンダーに差別的な法律と政策を撤廃するために、特に送り出し国において、人身取引に特別な注意を払う証拠に基づいた女性の経済的エンパワーメント・プログラムへの投資を増やすこと。

(f)長期的に女性と女兒の人身取引を根絶するために、有害な男らしさと男性の性的資格を含め、性的搾取の根本原因に対処する長期的防止措置に投資すること。女性に対する暴力を受け入れる規範と態度を変えたために、男性と男児をかかわらせるプログラムが極めて重要である。

(g)人身取引被害者のための特別給付のある国を基盤とした計画を通して、人身取引サヴァイヴァーに補償すること。補償は、人身取引者からの資産の差し押さえ、法の施行との協力または司法手続きを通じた救済策の使い尽くしに頼るべきではない。

女性に対する暴力、その原因と結果(A/75/144)

事務総長メモ

事務総長は、総会決議第 73/148 号に従って、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告

者 Duvravka Simonovic の報告書を総会に伝えることを名誉に思う。

女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者

Dubravka Simonovic の報告書

ドメスティック・ヴァイオレンスと「家庭の平和」イニシアティブに 重点を置いたコロナウィルス病(COVID-19)の流行と女性に対する ジェンダーに基づく暴力という流行病との間の重なり合い

概要

本報告書で、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Dubravka Simonovic は、事務総長の「家庭の平和」イニシアティブを奨励しつつ、ドメスティック・ヴァイオレンスに特に重点を置いて、コロナウィルス病(COVID-19)の流行と女性に対するジェンダーに基づく暴力という流行病との重なり合いを分析している。

I. 序論

1. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Duvravka Simonovic の本報告書は、総会決議第 73/148 号に従って、総会に提出されるものである。報告書の中で、特別報告者は、ドメスティック・ヴァイオレンスに重点を置いて、コロナウィルス病(COVID-19)の流行と女性に対するジェンダーに基づく暴力という流行病との間の重なり合いに対処している。
2. 報告書は、ウィルスを抑えるために政府によって課せられる数多くの制限的ロックダウン措置によって女性の通常の生活が悪影響を受けてきた COVID-19 流行の状況での女性に対する暴力、特に女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスを分析しようとしている。
3. COVID-19 の流行とそのロックダウン措置、女性に対する暴力という流行病との間の重なり合いは、COVID-19 流行の始まり以前でさえ、加盟国によって対処が不十分であった人権侵害としての女性に対する暴力の防止における以前から存在していた格差と不足を明らかにしてきた。COVID-19 と闘う措置は、多くの国々が女性に対するジェンダーに基づく暴力と闘う措置を制限されてはならない基本的サーヴィスとして、また基本的人権として考えることができない状態で、ほとんどがジェンダーに対して盲目的であった。そのような要因の組み合わせが、COVID-19 の流行を抑制するために課されるロックダウン措置が女性に対するジェンダーに基づく暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンスの危険を高めたとする事実という結果となった。
4. 関連国際人権基準で確立されているように、家族を含めた民間の個人の手での女性に対するジェンダーに基づく暴力を防止し、これと闘うための相当の注意義務を含め、国家の責務は、COVID-19 の流行の状況で完全に適用できるという事実に基づいて、本報告書は、女性に対する暴力という流行病は、現在の流行病より先にあり、現在の流行病より長引く可能性が高いという事実を考慮に入れて、COVID-19 の流行とそれを超えた状況で、ドメスティック・ヴァイオレンスに重点を置いて、女性に対するジェ

ンダーに基づく暴力を防止し、これと闘うために必要な行動と措置に関して、国々、国連及びその他の関連ステイクホルダーに勧告を提供している。報告書は、COVID-19 流行とそれ以降中に、「家庭の平和」のための事務総長の世界的呼びかけに貢献することも目的としている。

II. ドメスティック・ヴァイオレンスに重点を置いた、COVID-19 の流行と女性に対するジェンダーに基づく暴力の流行病との間の重なり合い

A. 一般的情况

5. COVID-19 を引き起すウイルスは、2019 年 12 月に中国の武漢で初めて明らかにされ、2020 年の最初の数か月を通して世界のその他の地域に急速に広がった。2020 年 1 月 30 日に、世界保健機関は、その勃発を国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態と宣言し、2020 年 3 月 11 日に、世界保健機関はこれを流行病と宣言することによりその警報を強化した。この病気の強い感染性とその世界全体への急速な広がり、科学的に証明された治療薬やワクチンの不在と並んで、ウイルスの勃発の広がりを制限し、保健ケア及びその他の制度の崩壊を防ぐことを目的として、国々が人々の移動に様々な制限的措置を課することに繋がった。

6. 課された制限的措置は、母集団の間の物理的距離を推進し、従って感染の機会を減らすために確立されてきた。これらには、国境の閉鎖、商売、裁判所、学校、文化的行事、公共の場所及び基本的とは言えない産業やサービスの閉鎖、集会の禁止、感染したまたは暴露された個人の検疫が含まれ、孤立しているために安全であるとして、家庭と家族状況を考えるロックダウンと家庭での閉じこもり措置で頂点に達している。措置が実施されるにつれて、そのジェンダー盲目的性質と女性と女兒に与えるジェンダー化したインパクトが、ドメスティック・ヴァイオレンスが圧倒的に女性に悪影響を及ぼすにつれて、ますます明らかになった。多くの女性とその子どもに取って、そのような措置は、彼らがさらされているドメスティック・ヴァイオレンスの頻度と強度と危険を増した。

7. そのような措置には、シェルター、ヘルプライン、保護命令及び性と生殖に関するサービスのようなど数多くが減らされたり中止されたりしているジェンダーに基づく暴力に対する女性のためのサーヴィスと保護メカニズムを含め、基本的ではないと考えられている全てのサーヴィスの規模を縮小することにより COVID-19 の勃発との闘いに向けた資金の再配分も含まれた。家庭に留まるロックダウン措置は、家庭における女性の役割にも悪影響を及ぼし、育児や学校なしに放置されてきた子どもたち、高齢者及び病人の世話を含め、女性が家事責任の増加に直面している状態で、固定観念的な分業が未だに圧倒的であることを確認した。

8. ある不利な周縁化された集団の女性と女兒は、複雑で重なり合う形態の差別の悪影響を特に受けてきた。彼女たちには、マイノリティ、先住民族、アフリカ系の人々、移動者及び農山漁村地域社会、高齢女性、障害を持つ女性と女兒、無宿女性、自由を奪われた女性及び人身取引被害者が含まれる。重要な医療ケアとその他の緊急サーヴィスを提供している第一線の役割を占めている保健ワーカーも圧倒的に女性であり、ウイルスに一層さらされる危険につながっている。

9. このすべてが、世界の多くの部分で様々な程度に正常化され、国連と地域レベルで確立された人権基準に従って国々による対処が不十分であった女性に対するジェンダーに基づく暴力という流行病を防

止し、これと闘う際の国内・地域・世界レベルの格差と不足を明らかにし、強化してきた。

B. 事務総長と国連システムによる対応

10. 事務総長は、COVID-19 の流行とそれが女性に対する暴力に与えるインパクトに対する世界的対応において、主導的な声であった。初めから、事務総長は、危機を克服するため多国間協働の必要性を強調し、人権が各国政府の対応計画の中心になければならないことを強調してきた⁶²。加盟国は、総会決議第 74/270 号で、流行病に対する対応において人権に対する完全な尊重の必要性を認め、この決議の中で、総会は、国際協力と多国間主義へのその公約を再確認した。流行病の状況での人権侵害に関する事務総長の最も早い懸念の中に、女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスの問題があった。2020 年 4 月 6 日に、事務総長は、女性と女兒に悪影響を及ぼす「ドメスティック・ヴァイオレンスの恐ろしい増加」に対処する措置を採用するよう各国に要請した。世界中の紛争の休戦と「至るところの暴力の終結」の呼び掛けに言及して、事務総長は、多くの女性と女兒にとって、家庭が暴力と恐怖の場所であることを想起した。彼は、すべての各国政府に「流行病に対応する時に女性の安全を第一に考えることを要請し、「家庭での平和」のための世界的アピールを開始した⁶³。

11. 約 146 の加盟国が、即座に回答し、以下のように警告した：「ますます多くの国々が感染とロックダウンを報告するに連れて、世界中のドメスティック・ヴァイオレンス・ヘルプラインとシェルターが助けを求める電話が増加していると報告している。被害者とサヴァイヴァーには、避難するようにと告げられている場所つまり家庭で暴力が起こる時、逃れるすべがない。」国々は、「情報が利用できること及びサービスに安全にアクセスできることを含め、ジェンダーに基づく暴力の防止と矯正を国と世界の対応のカギとなる部分にすること」にコミットした⁶⁴。

12. 事務総長は、国連システム全体からの専門知識に基づいて、最も脆弱な母集団を保護する COVID-19 への対応を提供するためのガイダンスに関する政策説明書を発表してきた。2020 年 4 月 9 日に、国連人権高等弁務官事務所との協働で作成された COVID-19 が女性に与えるインパクトに関する政策説明書が発表され、「流行病は、既存のすべての不平等を増幅し、強化する。これら不平等が、代わって、誰が悪影響を受けるのか、そのインパクトの強度、私たちの回復努力を形成する」と述べた⁶⁵。

13. 事務総長は、すべての COVID-19 の対応計画、すべての回復パッケージ、すべての資金の予算作成は、流行病のジェンダー・インパクトに対処するべきであることを勧告した。

14. 人権高等弁務官も、流行病への対応において人権の中心的役割について各国とその他のステイクホルダーに積極的に思い出させ、これに関して広範なガイダンスを出してきた⁶⁶。

⁶² 国連、「COVID-19 と人権：私たちは全員がこのことで共にある」、2020 年 4 月。

⁶³ 国連、国連ニュース、「国連事務総長、『恐ろしい世界的増加』の中でドメスティック・ヴァイオレンスの『休戦』を要請」、2020 年 4 月 6 日。

⁶⁴ ニュージーランド、外務貿易省、「COVID-19 の下でのジェンダーに基づく暴力に関する国連共同声明」2020 年 4 と靴月 23 日。

⁶⁵ 国連、「政策説明書：COVID-19 が女性に与えるインパクト」、2020 年 4 月 9 日。

⁶⁶ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、「COVID-19 ガイダンス」、2020 年 5 月 13 日。

C. 女性に対する暴力に関する特別報告者の活動と対応及び女性に対する差別と暴力に関する独立専門家メカニズムのプラットフォーム

15. 特別報告者の定期的でマンデートを与えられた活動の多くは、これを書いている時に延期されたままであるモンゴルとパプアニューギニアへの計画されていた国別訪問に特に否定的インパクトを与えて、初めて、人権理事会に参加できず、2020年7月7日に、彼女は、第44回理事会で、女性ジャーナリストに対する暴力との闘いに関するテーマ別報告書(A/HRC/44/52)とブルガリア(A/HRC/44/52/Add.1)とエクアドル(A/HRC/44/52/Add.2)への国別訪問に関する報告書を提出し、ビデオ・リンクを通して、関連代表団と建設的対話に関わった。

16. COVID-19の状況への最初の対応の1つとしてまたロックダウン措置の結果としての女性に対するジェンダーに基づく暴力の悪化する危険の1つとして、特別報告者は、COVID-19流行中のドメスティック・ヴァイオレンスと闘い続けるようにと各国に呼び掛けて、2020年3月27日に、プレス声明を出した⁶⁷。特別報告者は、親密なパートナーのフェミサイドを含めたドメスティック・ヴァイオレンスの率が、一方ではその虐待者からの女性の孤立の状況で増え、他方でシェルターと警察の介入のようなサービスの利用可能性とアクセスを減らす可能性を述べた。特別報告者は、COVID-19の流行中に保護措置とサービスを維持し、適合させるよう各国政府に要請した。

17. COVID-19流行中の女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する情報とデータの欠如に留意して、2020年4月9日に、特別報告者は、ホットライン、シェルターまたは安全な場所の利用可能性、司法と裁判所への女性のアクセスと保護命令へのアクセス、保健ケア・サービス、特に性と生殖に関する健康サービスへの女性のアクセス、女性に対する暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンスの増加に関する利用できるデータ、危機への対応における好事例に関する情報を求めて、各国、国内人権機関、国際団体、市民社会、学界及びその他のステイクホルダーへのアンケートを含め、COVID-19と女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスに関する提出物⁶⁸の呼び掛けを出した。特別報告者は、多くの不足を明らかにし、本報告書の特徴付け、鼓舞した、受領した274以上の提出物に対して心より感謝している。

18. さらに、特別報告者は、COVID-19の流行中の女性に対する暴力の増加に対応して、関連国連団体、国連及び地域独立専門家メカニズム及び市民社会団体が取った行動と出した勧告に関する参考文献を編集してきた⁶⁹。

19. 危機中に、特別報告者は、マンデート保持者の関心を高めるために専門家パネルとセミナーに積極的に参加し、COVID-19の流行中に、女性に対するジェンダーに基づく暴力とドメスティック・ヴァイオレンスからの女性の保護を確保する緊急行動を要請してきた。

(a)2020年4月29日に、彼女は、「COVID-19と女性: 危機のジェンダー化したインパクト」という

⁶⁷ OHCHR、「COVID-19のロックダウンの状況で、国々は、ドメスティック・ヴァイオレンスと闘わなければ七位---国連権利専門家」、ジュネーブ、2020年3月27日。

⁶⁸ OHCHR、「提出物の呼び掛け: COVID-19と女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスの沿い増加」、(n.d.)。

⁶⁹ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Pages/ResponseCOVID-19.aspx より閲覧可能。

テーマに関する Right On イニシアティブによって開催されたセミナーに参加したが、これは国連システムと政府の担当官を集め、彼らは COVID-19 の流行が、女性の生計、仕事量、暴力に対する脆弱性、性と生殖に関する健康サービスへのアクセス並びにある女性集団の特別な脆弱性とこの状況での女性の権利の押し戻しに対する押し戻しを継続する必要性に与えるジェンダー化した意味合いを討議した⁷⁰。

(b)2020 年 5 月 20 日に、特別報告者は、女性に対するオンライン暴力を含め、COVID-19 流行の状況での女性に対する暴力の高まる危険に対処するために学者や独立人権専門家に加わった。欧州会議によって開催された「COVID-19 前、最中及び後の女性と女兒に対する暴力: 対処しなければならない影の流行病」というテーマに関する行事は、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州会議条約(「イスタンブル条約」)の締約国の継続する責務に対処するために役立った⁷¹。

(c)2020 年 5 月 29 日に、米州人権裁判所、米州女性委員会及び「ベレム・ド・パラ条約」のフォローアップ・メカニズムによって開催された高官パネルは、日常的に女性たちが受ける構造的差別と暴力を考慮に入れて、COVID-19 の流行の女性にとっての悪化する結果を議論した。パネルの参加者たちは、流行病中に女性の権利に関する国の責務を思い出させるために地域と国連の専門家メカニズムの間の協働の重要性を強調した。

(d)2020 年 6 月 4 日に、特別報告者は、「家庭での人権: COVID-19 によって悪化し、明らかにされた家庭内暴力」というテーマで、ジュネーブの国連へのオーストラリア代表部によって開催されたウェビナーに参加した。特別報告者は、COVID-19 中のフェミサイドを含めたドメスティック・ヴァイオレンスを追跡するためのデータの重要性を強調し、ドメスティック・ヴァイオレンスに対する対応における以前から存在していた格差が、COVID-19 によって引き起こされた格差によって複雑化され、COVID-19 後の新しい措置も対応の再評価も必要としていることを強調した。

(e)2020 年 6 月 11 日に、特別報告者は、「#女性に対する暴力に挑戦するフェミニスト・アジェンダを設定する」というテーマに関して、アイルランド国内女性会議が開催したウェビナーに参加した。このウェビナーの中で、パネリストたちは、ドメスティック・ヴァイオレンスとジェンダーに基づく暴力への対応の再考を呼びかける回復段階での優先事項と戦略を討議した。特別報告者は、彼女のマンデートの下で行われた主要な問題と好事例の監視を強調したが、これは流行病の初期に明らかにされた危険と結果の多くを確認した⁷²。

20. 2020 年 6 月 23 日と 26 日に、特別報告者は、副長委員会と役員委員会で事務総長が議長を務めた COVID-19 流行中のジェンダーに基づく暴力に関する討論に参加した。事務総長は、問題が現在の COVID-19 の状況でより深刻になったことを認め、あらゆるレベルでの効果的な対応を要請して、このトピックの重要性を強調した。

⁷⁰ Right On、「COVID-19 と女性: 危機の」、ジェンダー化したインパクト」、2020 年 4 月 30 日。

⁷¹ www.coe.int/en/web/istanbul-convention/webinar で閲覧できるウェビナー。

⁷² www.facebook.com/watc/live/?v=1165762117081015&ref=watch_permalink より閲覧できるウェビナー。

21. 特別報告者は、数多くの場合で⁷³、女性に対するジェンダーに基づく暴力と闘うための新しい国連システム全体にわたる取組または戦略の確立と国際基準に沿って、女性に対するジェンダーに基づく暴力の長年の流行病と闘う国の努力を導く国連実施計画の策定が必要であると論じた。COVID 前に出された前述の勧告は、女性に対するジェンダーに基づく暴力を防止し、これと闘う際の以前から存在する不足が COVID-19 流行の結果として明らかにされ、さらに悪化したので、現在の状況で一層重要である。

22. 特別報告者は、国連と地位独立専門家メカニズムをまとめるイニシャティヴである「女性に対する差別と暴力に関する独立専門家メカニズム・プラットフォーム」を調整し続けてきた。COVID-19 の流行のために、第 64 回女性の地位委員会の合間である 2020 年 3 月に行われることが予定されていた第 8 回会議を開催することができなかった。従って、2020 年 5 月 14 日に、特別報告者は、COVID-19 流行に対するそれぞれのメカニズムの対応に関する情報を分かち合い、この問題に関する合同イニシャティヴの可能性を評価する目的で、第 8 回会議をオンラインで開催した⁷⁴。

23. この会議に続いて、2020 年 7 月 14 日に、専門家メカニズムは、COVID-19 と女性に対するジェンダーに基づく暴力と差別の増加に関する共同声明を出した⁷⁵。専門家たちは、COVID-19 流行中にも適用できるままである関連国際基準に沿って、女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃のための司法とサービスへのアクセスを維持することにより、両流行病と闘うための責任について国々に思い出させた⁷⁶。

24. 最後に、COVID-19 への対応に関連する活動に加えて、特別報告者は、Equality Now との協働で、レイプの犯罪化と訴追に関して、2020 年 5 月 27 日に、オンラインの専門家グループ会議を開催した。40 名の参加者が出席して、この会議は、国連システム、地域メカニズム、市民社会及び学会からの専門家を集めたが、彼らは、世界の異なった地域の国内法における格差と課題のみならず、適用できる国際人権基準を討議した。この会議の結果は、2021 年 6 月の人権理事会に提出される特別報告者の最終テーマ別報告書の作成を特徴づけるであろう。特別報告者は、2020 年 4 月 9 日にこのトピックに関する提出物とアンケートの呼び掛けも出し、本報告書執筆時に 145 を超える提出物を受領した。彼女は、2020 年 12 月 31 日まで、アンケートへの追加の回答と寄稿を歓迎するであろう⁷⁷。

⁷³ 例えば、2020 年 3 月 9 日のニューヨークの女性の地位委員会の第 64 回会期での特別報告者 Dubravka Simonovic による声明、www.ohchr.org/Documents/Issues/sWomen/CSW/CSW64.pdf より閲覧可能; 人権理事会第 44 回会期での特別報告者 Dubravka Simonovic による声明、www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=2648&LangID=E より閲覧可能。

⁷⁴ この会議の報告書は、www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/SR/14May2020_EDVAW_Platform_meeting_report.docx より閲覧できる。

⁷⁵ OHCHR、「COVID-19 と女性に対する暴力と差別の増加に関する特別報告者と女性の権利メカニズムの EDVAW プラットフォームの共同声明」、2020 年 7 月 14 日。

⁷⁶ 同上。

⁷⁷ www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Pages/SRVAWaspx より閲覧可能。

D. COVID-19の流行とドメスティックヴァイオレンスに重点を置いた女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力という流行病との間の重なり合いのインパクト

25. 以下のパラグラフで、特別報告者は、様々なステイクホルダーから特別報告者が受領した 270 を超える提出物に基づいて、COVID-19 と女性に対するジェンダーに基づく暴力という流行病とその結果としてのインパクトの間の重なり合いの分析を提供している。受け取った情報は、「女性に対する暴力撤廃宣言」と一般勧告第 19 号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する女子差別撤廃委員会の一般勧告第 35 号(2017 年)に概説されているように、その責務に沿って、COVID-19 前と最中に、基本的サービスの提供を通して、女性に対するジェンダーに基づく暴力に対処し、防止する際の国々による調整された対応の数多くの不足と一般的欠如を明らかにしてきた。

26. 国々によっては、指導的役割を含め、女性が COVID-19 の対応計画の立案に完全に含まれているところもある(例えば、ニュージーランド)。しかし、大多数の国々で、女性は大部分、地方・国内・世界の COVID-19 対応チーム、政策スペース及び意思決定においては不在であり、世界及び国内レベルでの女性議員と指導者の数の少なさを反映している。

27. 市民社会、特に女性の NGO は、女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃を優先し、その活動は、深い社会的・政治的インパクトを持ち、人権侵害としての女性に対する暴力の承認と、これに対処する法律と政策の採択に貢献してきた(一般勧告第 35 号、パラ 4)。

28. 実際、暴力から逃れる女性を支援する際に NGO の支援がなければ、その状態はずっと悪いものとなることは明らかであり、地域社会レベルでの動員戦略は、もしそれらが地方自治体の代表者、地域社会の指導者、NGO 及び女性団体を含め、社会のあらゆるレベルをかかわらせるために調整されていなければ女性に対する暴力を防止する際に効果的であることはできないが、NGO は、暴力を防止し、これと闘う際に、積極的役割を果たしている。しかし、現在の危機中に、多くの NGO と女性団体は、資金提供を失い、その会員は、自分自身の健康と安全及び家族の健康と安全も確保しつつ、そのサービスを遠隔で提供することを含め、新しい活動方法に適合せざるを得なかった。

29. COVID-19 とこれに続くロックダウンの開始に関連する財政ストレスと懸念が家族と関係者の大多数にかなりのストレスを与えているが、それ自体がドメスティック・ヴァイオレンスを引き起こすわけではない。あるスコットランドの NGO⁷⁸は、危機に関連して現在使われている文言は、流行病が家庭内虐待の「原因」であるという考えを払拭するためにほとんど何もせず、その代わりに家庭内虐待は、加害者の抑制を超えた外的要因に関連する身体的暴力の一回きりの発生がかかわるという誤った考えを広げていると述べた。「家庭内虐待は、女性の不平等の原因と結果として理解されなければならない、虐待は依然として虐待者の選択のままであり、状況がどうであれ、外的要因によって許されることはできない」と述べられた⁷⁹。

30. ジェンダーに基づく暴力の増加に対する各国政府の対応の中には、不十分と考えられるものもあった。4月の調査で、「国内民主機関」は、回答者の 78%が、国の政府は強化された防止・保護・支援提

⁷⁸ スコットランド女性支援からの提出物。

⁷⁹ 同上。

供サービスを提供するために対応してこなかったと報告し、わずか 22%が、政府は正しく対応したと報告したと述べた。6月の最近の調査では、この問題に対する政府の回答の増加が観察され、42%が未だに、政府は適切に対応してこなかったと報告したのに対して、58%が、政府は対応を提供したと報告した⁸⁰。

31. 国々の中には、基本サービスが活動し続けることを保障するために必要な手段をとってきたところもあるが、多くのその他の国々は、危機センター、ヘルプライン、シェルター、安全な宿泊所のようなサービスを閉鎖したり、規模縮小したり、そのようなサービスを運用している市民社会と女性団体に提供される財政支援を打ち切ったところもあり、虐待的状况にある女性を受けるわずかな支援源がさらに減っている。

32. 国々の中には、ジェンダーに基づく暴力の女性被害者を支援する新しい措置を採用してきたところもある。それらには、オンライン・サービス、食料品店や薬局でのドメスティック・ヴァイオレンスを通報する警報システムの設立、シェルターが満員の場合にホテルの宿泊所の提供、家庭での性と生殖に関する健康ケアのための遠隔治療の利用の許可、仕事を辞めている家事労働者と低所得者のための経済的支援の提供、家にいる子どもや障害者を世話する親のための延長された有償休業の提供、貧しい女性のための無料の育児、一時的住居、食料の提供、危機中の法律・司法サービスの継続性を支援する「e 司法」サービスの提供及び遠隔心理カウンセリングと法的情報の提供が含まれる⁸¹。

33. COVID-19 の状況での国内のジェンダーに基づく暴力の状況と COVID-19 の国の対応の一部としてのジェンダーに基づく暴力支援の重要性に対する公共の意識を啓発する際にメディアも役立ってきた国々もある。

34. 国々の中には、レンタルと抵当の滞納金による立ち退きの一時停止(カナダ、スペイン及び米国)、ウィルスの悪影響を受けた人々のための抵当の支払いの繰り延べ、非正規定住地の強制立ち退きの冬季一時停止の延長及び無宿者のための下水道と緊急シェルターのスペースへのアクセスの強化を出してきたところもある。

35. 英国では、政府が「あなたは独りではない」キャンペーンを開始し、6か月間女性に対する暴力セクターに 3,700 万ポンドの緊急資金を配分した⁸²。

36. スコットランドでは、女性に対する暴力の悪影響を受けている女性と子どもが継続して支援サービスにアクセスできることを保障するために、レイプ危機スコットランドとスコットランド女性協会に、3月に、政府が 150 万ポンドの資金を配分した。総計 135 万ポンドが、遠隔活動情報技術経費と国内家庭内虐待と強制結婚ヘルプラインのための救援ワーカーの提供を含めて経費をカバーするために、スコットランド女性協会に配分された。NGO 女性援助の被雇用者も「カギとなるワーカー」として確認された⁸³。

⁸⁰ 国内民主機関による提出物。

⁸¹ OHCHR、「COVID-19 と女性の人權：ガイダンス」、2020 年 4 月 15 日。

⁸² 英国の NGO による共同提出物。

⁸³ スコットランド支援からの提出物。

37. アイルランドでは、計画が亡命申請者のための自己隔離ファシリティのために開発されつつあり、国外追放が延期され、保健ケアと所得支援がすべての非正規移動者にとって利用できるものとなり、必要ならば援助を求めるよう奨励される保証が政府によって与えられてきた。フランスでは、政府が、薬局に被害者警告システムを設立し、シェルターとして利用されるホテルの部屋の代金を払い、暴力を経験している障害を持つ女性専用のテキストメッセージ緊急番号を設立して、女性に対する暴力と闘うために活動している団体に助成金を提供することにより、ドメスティック・ヴァイオレンス危機に対応した。ジョージアでは、女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーのための国が提供するサービスに関する情報が、国に帰ってくる国民のための検疫ホテルで展示された⁸⁴。

38. 議会と政党も、女性に対する暴力という影の流行病に関する勧告を提供してきた。チリの急進党は、COVID-19 の対応に対する政策勧告を出したが、その中で女性に対する暴力のサヴァイヴァーを保護するための公共インフラと緊急サービスの緊急の創設を呼び掛けた。地域議会も積極的であった、つまり、ラテンアメリカ・カリブ海議会は、COVID-19 の対応のジェンダー主流化とあらゆるレベルの意思決定への女性の包摂を要請する決議を採択し、欧州議会の女性の権利とジェンダー平等に関する委員会の議長は、欧州連合とその加盟国に、COVID-19 の危機中に、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者への支援を強化するよう要請する声明を出した⁸⁵。

E. COVID-19 の流行中にドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、これと闘うための女性に対する暴力に関する統合されたサービスと保護措置の欠如

39. シェルターと保護命令に重点を置いて、女性に対する暴力に関する統合されたサービスと保護措置への人権に基づく取り組みを考えている 2017 年の人権理事会への報告書の中で、特別報告者は、女性に対する暴力と闘い、暴力を受けないすべての女性の権利を保護する国家の責務を述べた。暴力を受けずに暮らす女性の権利の承認は、そのような暴力を防止し、闘う法律と実際の措置を採用し、保護命令を含めたシェルターと措置のような包括的な一連の措置を提供することにより、女性に対する暴力の被害者または被害者となる可能性のある者を保護する国家の責務を決定する。そのようなサービスは、被害者を中心としたもので、女性の人権、安全及び被害者のエンパワーメントに重点を置き、女性と子どもの二次被害化を避けることを目的としたものでなければならない。そのような包括的取り組みは、ジェンダーに基づく暴力を防止し、保護し、訴追し、暴力からの女性のリハビリを確保し、このようにしてそのエンパワーメントを確保する目的で保護措置の提供に関連するすべての段階に適用しなければならない(A/HRC/35/30、パラ 41-47 を参照)。

40. マンデートを通して、特別報告者は、シェルターへの訪問と女性に対する暴力のサヴァイヴァー、サービス提供者及び関係当局からの直接的情報の収集を含む国別訪問中のシェルターと保護命令に関する情報の収集により、かなりの経験を得てきた。従って、彼女は、多くの国々でのシェルターと保護命令の提供に関連するかなりのギャップと課題を鋭く意識している。実際、ドメスティック・ヴァイオレンスが女性と子どもが安全を求めて移動せざるを得なくしていることにある程度気づきながら、政府はあまりにもしばしば、国中で、シェルターの十分な数、能力、配分を確立するための国の企画また

⁸⁴ ジョージア政府の提出物。

は資金を提供しておらず、世界の多くの国々で、夜中には滞在できない日中に通うシェルターしかない(A/HRC/35/30を参照)。COVID-19の危機は、ジェンダーに基づく暴力の被害者である女性と女兒のための適切な利用できるシェルターとなると、存在する重大な格差を露呈し、さらに悪化させてきた。

41. COVID-19の流行を抑えるために課される移動制限は、心理的・性的・身体的・経済的虐待がはびこっている恐怖の場所である家庭に何千人もの女性と女兒を捕らえられたままにしてきた。すでに虐待的状况にある女性にとっては、その法的・社会的支援ネットワークが破壊され、または場合によっては全く存在せず、彼女たちが直接的支援を求めたり、逃れたりするめことを不可能または困難にして、今ではその虐待者による強化された支配によりさらされたままになっているので、その状況は危機によってさらに悪化してきた。多くの女性は、家から追い出されるとか、財政資源や医療支援を撤回されるといった脅しにもさらされている。

42. ロックダウン措置、財政的制約、一般的な不確実性の組み合わせが、家父長的規範をさらに悪化させ、加害者を大胆にしてさらなる権力と管理を利用させている。物理的距離をとる措置も、その虐待を継続し、エスカレートさせ、多くの国々で被害者がその虐待を通報することを妨げるために利用している加害者もある。

43. 家庭内虐待の状況で、心理的暴力を女性に対する暴力として認めないことを含め、女性に対するその他の形態の暴力に対処する際の以前から存在する法的欠陥、婚姻内レイプと同意に基づくよりはむしろ強制に基づくレイプの定義の犯罪化の欠如が、通報に対する追加の障害となる。レイプ事件を通報する際の制約の状態も、COVID-19の流行が消散した後で、女性と女兒にとってのかなりの障害を生み出すこともある。

44. さらに、加害者を阻止する保護命令と除去命令が存在しないか不適切であり、警察の介入がジェンダーに配慮したものでなく、危険評価がないならば、女性は通報を控えるであろう。受領した提出物は、子どもの前で起こる虐待の危険の増加、並びに施設のケア・ホームにいるならば、多くの女性はもはや子どもには会えないという事実を示している⁸⁶。共同親権の場合には、多くの加害者は、訪問権を馬鹿にし、接触時間後に母親に子どもを返さないことを正当化するために流行病を利用している。

45. 加害者がCOVID-19ウィルスそのものを一形態の虐待として利用しているという報告が出現しつつある。ロックダウンの制限を守らないことにより、虐待者の中には、ホームに出入りして、帰り際にわざとパートナーの面前で唾をはいたり、咳をしたりする者もある。またある者は、自分にはウィルスがあり、従って、警察署に出向くことができないと主張することにより、警察の尋問を避ける手段として、これを利用している⁸⁷。

46. 以下のパラグラフは、COVID-19流行中とそれ以降の女性に対するジェンダーに基づく暴力を防止し、これと闘うための基本的人権に基づく措置とサービスの提供における格差に光を当て、特別報告者の提出物の呼びかけによって提起された特定の問題に応じて受け取った情報に基づく好事例が含まれている。

⁸⁶ スコットランド女性支援からの提出物。

⁸⁷ 英国女性団体ネットワークの提出物。

1. ヘルプライン

47. 彼女の前述の報告書の中で、特別報告者は、24時間の国のフリーダイヤルのホットラインは、女性被害者が利用できるものにされ、被害者の匿名性を相当に尊重して、機密の助言を提供し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第2条と「イスタンブール条約」の第24条に沿って、シェルターへの緊急入所を扱うことができるべきであると述べた。政府経営のまた市民社会のヘルプラインは、週7日24時間で利用可能にされ⁸⁸、国によってはフリーダイヤルである。

48. 多くの国々で、ヘルプラインはあるが、週7日24時間でもなければフリーダイヤルでもない。COVID-19流行中に、ロックダウン中は虐待的パートナーと生活スペースを分かちあっている間、女性が電話で助けに到達するのは難しいので、代替の連絡方法の重要性を強調して、変化なしまたは需要が減ったと報告するものもあるが、多くのヘルプラインは、通話の数の増加を報告してきた。

49. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)は、現状では、特にジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのための24時間ホットラインが、多くの太平洋諸国では市民社会によって圧倒的に運用されつつあると報告した⁸⁹。これらホットラインは、暴力を通報するスペースを提供することに加えて、場合によっては、暴力の心理的サヴァイヴァーのための応急手当、カウンセリング及び法的援助も提供している。ホットラインの中には、特別なニーズに対処するために流行病中に設立されたものもあり、例えば、抗レトロウイルス治療とカウンセリングと性と生殖に関する健康とジェンダーに基づく暴力に関するリファールの中断がないことを保障するためのHIV/エイズとともに暮らしている人々とCOVID-19の悪影響を受けているカギとなる母集団に情報とサーヴィスを提供するために、地域ホットラインがユーラシアで開始された⁹⁰。

50. 2020年3月1日から2020年4月16日までの間に、イタリア政府が経営しているヘルプライン(1522)は、5,031件の通話を受けたが、これは2019年の同期間より73%の増加であった。総数1,543名の女性が、虐待者またはストーカーからの助けの直接的必要があったために電話し、政府経営のヘルプラインに電話した女性の45.3%は、命または身体的完結性を恐れていた。93.4%の事件で、彼女たちは、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者であった⁹¹。メキシコでは、2020年3月31日現在、115,614件の緊急通話が記録された(545件は性的虐待に関連しており、22,628件は親密なパートナーからの暴力に関連しており、64,858件は、家庭内暴力に関連していた)。レバノンとマレーシアでは、暴力ヘルプラインへの通話が倍増し、一方スペインでは、ヘルプラインへの通話が48%増加した⁹²。コロンビアは、危機の4週間の期間中に、ヘルプラインへの通話に100%の増加を記録した⁹³。南アフリカでは、国立ジェンダーに

⁸⁸ バングラデシュ、カナダ、コロンビア、フィンランド、インド、ケニア、ノルウェー、南アフリカ及び英国を含め。

⁸⁹ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)のアジア太平洋地域事務所からの提出物。

⁹⁰ 国連人口基金(UNFPA)の統合提出物。

⁹¹ COVID-19と女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスの増加: イタリアからの視点、L. SIPALA及びV. Sicariに関する提出物。

⁹² スペイン政府からの提出物。

⁹³ コロンビア保健社会保護省からの提出物。

基づく暴力司令センターへの通話が、ロックダウン中に3倍になった⁹⁴。

51. ホットラインが使える太平洋の7か国（フィジー、キリバティ、ミクロネシア連邦国家、サモア、ソロモン諸島、トンガ及びヴァヌアトゥ）で、いくつかは、緊急状態、ロックダウン及びその他の政府がマンデートを与えられたCOVID-19緩和行動の宣言に続いて通話の増加を報告している⁹⁵。多くの国々が、ヘルプラインや同様のサービスへの通話の増加を報告しているが、これは、ジェンダーに基づく暴力のCOVID-19の対応の一部としてのサービスと数の強化された推進のせいかもしれない。

52. 国々の中には、ヘルプラインとホットラインが、異なった民族母集団と言語的マイノリティにアクセスできることを保障する手段をとってきたところもある。ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、ヘルプラインが亡命申請者や移動者にも利用できるようにされ、このような集団のための支援が、「文化仲介者」が返答する電話線を通して、その母国語で提供された⁹⁶。

2. シェルターまたは安全な宿泊所の利用可能性

53. 国連人口基金にデータを提出した国々で、シェルターはほとんど利用できるが、COVID-19が襲う前ですら、多くのシェルターはすでに資金不足で、能力は限られており、流行病とジェンダーに基づく暴力の増加で、ほとんどすべてのシェルターが満杯になり、ぎゅうぎゅう詰めとなった。ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者のためのほとんどの危機センターとシェルターは---多くがNGOの経営---強制的な検疫措置と物理的距離を取るまたは自己隔離の能力の欠如のためにCOVID-19の危機中に新しいサヴァイヴァーの受け入れを中止した。その活動は、今ではオンライン相談に限られている。国々の中には、移動制限のためにサヴァイヴァーがシェルターにアクセスするのが難しいところもある。シェルターの中には、入所を許可する前に14日間の検疫を要求するところもあり、否定的なテスト結果という形態で、病気にかかっていない証明を要求するところもある。

54. 「急速評価: COVID-19が女性の市民社会団体に与えるインパクト」と題する報告書の中で、国連ウィメンは、市民社会団体とアジア太平洋地域の女性がCOVID-19を目前にして経験している課題を強調した。定期協議会と活動家と第一線のサービス提供者と同盟者とのウェビナーで、国連ウィメンは、女性に対する暴力に対処するサービスを開放しておくことは難しく、場所によっては、サービスは活動を止めなければならなかったと伝えられた。多くの場合、女性は、シェルターが存在していることを知らず、COVID-19中にどのサービスが未だに機能しているか、それらにどのようにアクセスするかを知らない。

55. ドメスティック・ヴァイオレンスのサヴァイヴァーは、ある国々では国のサービスが地方の登録を含め、緊急シェルターを得るためには広範な証明書を要求するために、重要な支援にアクセスする際に障害に直面する。地方の居住の証明を示す要件は、例えば離婚後に家の所有権を失ったり、虐待を逃れるために長距離逃げなければならなかったりするならば、ある女性にとっては作成が特にわずらわしいこともある。被害者は、決定までにしばしば何週間も待たねばならず、場合によっては、継続する虐待の危

⁹⁴ オックスフォード人権ハブからの提出物。

⁹⁵ 国連ウィメンのアジア太平洋地域事務所の提出物。

⁹⁶ UNFPA 統合提出物。

険に直面しつつシェルターへのアクセスを否定されている⁹⁷。

56. 国々の中には、非国民や入国者のようにあるグループの母集団にはシェルターが利用できないところもある。ある国々が設立してきた検疫センターも問題となる。そのようなセンターでの孤立した女性に対する暴力と虐待の危険も高い⁹⁸。多くのシェルターも、すでにシェルターに入っている者を保護するために制限的措置を課してきた。

57. 移動女性は、重要なサービスにアクセスする際に特別な障害に直面している。たとえば、英国では、虐待者は、彼らを管理し、彼らが助けを求めることを妨げるために彼らの入国の地位を利用しており、彼らは、拘束、国外追放、子どもとの離別の危険のために当局に近づくことを恐れるかもしれないことが報告されている。配偶者査証、フィアンセ査証のような査証に乗っている人々には、1999年の「入国・亡命法」の下では「公的資金に頼るすべはなく」、彼らをほとんどの政府給付に対しては無資格にしている。公的資金に頼っている多くのシェルターは、「公的資金に頼るすべのない」サヴァイヴァーを受け入れることはできない⁹⁹。

58. もう一つの課題は、特にベッドが不足しているならば、ドメスティック・ヴァイオレンス・シェルター内の物理的距離の措置を実施することであった。場合によっては、被雇用者自身が、流行病中に働くことの保健上の危険が受け取る給料に対してはあまりにも大きいと感じるかもしれない¹⁰⁰。「女性の援助」によって行われた初期調査は、英国の家庭内虐待サービスは政府のガイドラインに適合しようとしており、家庭内虐待のサヴァイヴァーに重要な支援を提供し続けているが、「多くは、職員不足と遠隔地提供に適合する際の課題のために、女性と子どもに提供できる支援を減らしたり、控えたりせざるを得ない」ことを明らかにした。女性の第一線の支援の約80%が、対面接触が少なくなったために、また、在宅勤務を可能にするラップトップ・パソコンの基本的不足を含め、職員の病気と技術上の問題のために、サービスを減らしていると報告した¹⁰¹。

59. シェルターは、安全を必要としているすべての女性のために利用でき、備えられていないかもしれない。高齢者はCOVID-19のロックダウン中に、暴力の高い危険に直面し、シェルターにアクセスできるサービスがほとんどないかもしれない。支援に対する高いレベルの要件を持つ障害女性は、虐待的状况から逃れることのできる女性のためのシェルターまたは代替の個人的な支援職員にアクセスできない¹⁰²。

60. しかしヴェトナムのような国々の中には、シェルターの数を増やす必要性に対応する手段を取り、登録されたホテルでジェンダーに基づく暴力の被害者のための一時的シェルターを提供しているところも

⁹⁷ 人権監視機構、お前を殺すことができるが誰も止めないだろう：ロシアにおけるドメスティック・ヴァイオレンスに対する脆弱な国の対応、(2018年10月)、64-75頁。

⁹⁸ UNFPA 統合提出物。

⁹⁹ 人権監視機構からの提出物。

¹⁰⁰ オックスフォード人権ハブの提出物。

¹⁰¹ 女性の援助、「COVID-19が家庭内虐待支援サービスに与えるインパクト：初期女性の援助調査の結果」(2020年6月27日にアクセス)。

¹⁰² 同上。

ある¹⁰³。デンマークでは、政府が、流行病中のドメスティック・ヴァイオレンスの増加のためにシェルターとして女性のために 55 か所の追加の緊急事態の場所を確保してきた¹⁰⁴。

61. ポルトガルでは、政府が 100 名の女性の収容能力のある 2 つの新しいシェルターを開設し、ロックダウン中に支援を求めることができることを女性たちに伝え、ドメスティック・ヴァイオレンス事件を通報するよう地域社会を奨励するテレビとラジオとソーシャル・メディア・キャンペーンを開始した¹⁰⁵。アゼルバイジャンでは、政府が、親密なパートナーからの暴力の悪影響を受けている女性のために、シェルターと安全なスペースの数を増やしてきた¹⁰⁶。フィジーでは、女性に対する暴力に対応し防止するために、男性の保健ワーカー、警察官と軍人を訓練する努力を払ってきた¹⁰⁷。

62. カナダでは、暴力を経験している女性とトランスジェンダーとノンバイナリーの人々は物理的距離をとる措置から除外され、女性のシェルターはほとんどの州と領土で基本的サービスであると宣言され、流行病中も開放されたままである。政府は、「家庭での自己隔離が選択肢ではないときに避難所を提供する」女性シェルターに約 2,600 万ドルの資金の一回限りのブーストを提供した。市民社会団体は、特にロックダウンの第一段階で、家庭が安全な場所でないならば、家庭にとどまる必要がないことを人々が知っていることを保障するために、政府からのより明確なメッセージを提唱した¹⁰⁸。

63. スペインでは、男性の暴力の被害者の支援と保護のためのサービスは、基本的サービスであると宣言されているので、危機中も同じ能力で経営を続けることができる。緊急シェルターの新しいスペースも、この危機に対応して、利用できるようにされてきた¹⁰⁹。米国では、ワシントン D.C. で、管轄区の中には点在する住宅モデル(伝統的なシェルターよりも)を受け入れているところもある。「点在する住宅」は、家族は一軒の家またはアパートに一つの単位として入居するので、公衆衛生の危険は低くなる。さらに、多くのホテルは、低価格でシェルターに部屋を提供している¹¹⁰。ルーマニアでは、ブカレスト市長が、流行病勃発の初めに、ルーマニアの首都で、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者のための最大のセンターを開始した¹¹¹。

3. 司法と保護命令へのアクセス

64. 前述の報告書の中で、特別報告者は、ドメスティック・ヴァイオレンスの加害者に、共有の住宅を離れ、被害者から一定の距離をとるよう要求する「立ち退き」命令を通して(禁止命令)、安全を確保する保護命令へのアクセスを確保する国家の責務を述べた。保護命令は、命令を受ける人物に様々な制約を課すことができる。例えば、加害者に被害者の住居を明け渡し、または共有の家、特定の場所(例えば被害者

¹⁰³ UNFPA の統合提出物。

¹⁰⁴ デンマーク人権機関の提出物。

¹⁰⁵ ポルトガル政府の提出物。

¹⁰⁶ UNFPA 統合提出物。

¹⁰⁷ UNFPA 統合提出物。

¹⁰⁸ アムネスティ・インターナショナル・カナダからの提出物。

¹⁰⁹ 欧州女性ロビーの提出物。

¹¹⁰ 人権提唱者からの提出物。

¹¹¹ 国内民主機関からの提出物。

の職場、子どもの学校)から立ち退き、または被害者または危険にさらされている人との接触を控えることを要求する。司法権の中には、例えば、加害者が家賃を払うこと、子どもの支援、または所持している武器を放棄することを要求する追加の命令を認めるところもある(A/HRC/35/30、パラ 61 を参照)。

65. 世界のほとんどすべての国々で、裁判所は閉鎖されているか、または時間を短縮して開かれている。その結果、取り調べは限られており、事件の処理にはかなりの遅れがある。さらに、裁判所の中には権限を縮小して活動しているところもあるが、多くの国々で、ドメスティック・ヴァイオレンス事件は裁判所によって優先されていない。

66. 現状に適合する手段として、多くの裁判所は、遠隔で事件を審議するために新しいオンラインの技術を利用することに切り替えており、国々の中には、e-保護命令を出す可能性を開拓してきたところもある。しかし、文書をオンラインで提出するには、特に社会経済的地位の低い女性にとっては、課題があることが分かってきた。多くの状況で、電話やコンピュータは男性の親戚によってしばしば管理されているので、技術への女性と女兒のアクセスは限られている。暴力を通報し、助けを求めるために、安全に電話をかけ、またはその他の形態のデジタル通信を利用する機会は、加害者と住居を分かち合っている場合には特に侵害される。技術へのアクセスの欠如または不適切な技術が、速やかに事件を解決してもらうことから多くの女性を妨げている。女性の中には、時宜を得た司法へのアクセスが死活問題であるものもあり、一方、世界的な COVID-19 流行のさ中に女性にとっての司法へのアクセスが保留され、その結果は、もし比較データが利用可能ならば、後になって明らかにされる。

67. COVID-19 の家庭にとどまる命令中に、保護と司法にアクセスする際に女性が直面するかもしれない特別な障害に対応して、ブラジルのサンパウロ州の公共擁護者事務所は、人々がオンラインでドメスティック・ヴァイオレンスを通報することを認め、裁判官が、被害者が裁判所に出頭することを要求する代わりに、遠隔で制限命令を出し、その他の保護措置を出すことを要請している¹¹²。

68. インドでは、ジャンム・カシミール高等裁判所が、ドメスティック・ヴァイオレンスの増加についてスオモト(独自の)コグニザンスをとり、女性と女兒のテレカウンセリングまたはオンライン・カウンセリング、雑貨屋のようなドメスティック・ヴァイオレンスを通報できる女性のための指定された非公式の安全なスペース、空いているホテル、学術機関及びその他のドメスティック・ヴァイオレンスの被害者のためのその他の場所での安全なスペースとシェルター・ホームの直接的指定並びにこの問題に対する意識を高めるためのキャンペーンの増加を含め、様々な支持を提案する命令を可決した。裁判所は、ジャンム・カシミールとラダクのすべての裁判所に、緊急にドメスティック・ヴァイオレンス事件を緊急の問題として扱うよう指示した¹¹³。

69. 南アフリカでは、司法長官が、保釈金の申請、維持、ドメスティック・ヴァイオレンス及び子ども関連の事件のような緊急問題に関連して、裁判所へのアクセスを可能にする指令を出すことを、上級・下級裁判所のすべての裁判長に許可してきた¹¹⁴。

¹¹² ブラジル政府の提出物。

¹¹³ オックスフォード人権ハブの提出物。

¹¹⁴ 国連ウィメン、世界保健機関、国連開発計画、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)及び UNFPA、「COVID-19 と女性と女兒に対する暴力のサヴァイヴァーのための基本的サービスの提供」(n.d.)

70. 裁判所が開いている国々においてさえ、その他の障害が、女性がドメスティック・ヴァイオレンス命令の申請を審査してもらうことを妨げるかもしれない。アイルランドでは、例えば、公共の輸送ルートがかなり減らされたので、たとえ完全に停止されていなくても、ロックダウン期間中に、農山漁村地域または裁判所がある町の外で暮らしている女性たちは、自分自身の輸送手段にアクセスがない限り、裁判所への出席を制限されていた。育児の欠如も、裁判所へのアクセスを妨げる重要な問題である¹¹⁵。

F. 性と生殖に関する健康を含めた保健ケア・サービスへのアクセス

71. 女性は、重要な医療ケアとその他の基本サービスを提供して、第一線の役割を不相応に占めている状態で、彼女たちはウィルスに感染する高い危険にさらされている。感染へのより大きな暴露と個人的な防護装置の必要性が、女性と女兒への不相応なインパクトの前面にある。女性は、第一線の助産師、看護師、薬剤師、地域社会の保健ワーカーを含め、保健ワーカーの70%を占めている。第一線にいる女性の保健ケア・ワーカーも月経衛生ニーズ、虐待と汚名からの保護、心理的支援の必要性に注意を喚起した。

72. COVID-19の公衆衛生危機は、性と生殖に関する健康と権利に否定的影響を与えている。特に、以前から存在している医療的に不必要な性と生殖に関する健康サービスへのアクセスに対する法的・政策的障害は流行病の状況で悪化してきており、一方、各国政府の中には、これら権利を制限することにより、危機を利用することを求め、非基本的医療手続きであると考えることにより、中絶サービスへのアクセスに新しい障害を設けているところもある。

73. 特にレイプや近親姦の場合の妊娠の終了のような(合法的中絶を許可している国においてさえ)女性と女兒にとって基本的な保健ケア・サービスの提供の制限が不相応に女性と女兒の健康に悪影響を及ぼしている。サービスの否定とは別に、過密の病院と産科医の利用不可能性からくるCOVID-19感染の恐怖も、多くの妊婦が出産前の予約を取り消し、健康と安全性の懸念のために¹¹⁶出産の選択肢を考え直したり、または欠席の医師と相談できないので予定の健康診断を止めたり、基本的な薬物治療へのアクセスを欠いたりしているので、身体的・心理的ストレスを含め、妊婦を保健併発症に対して脆弱にしてきた。

74. 性と生殖に関する健康サービスへのアクセスの減少が増加していることに応じて、2020年5月6日に、59か国の政府が、性と生殖には関する健康と権利を保護し、COVID-19の危機においてジェンダーへの対応性を推進することには関する共同の報道声明を出した¹¹⁷。この声明は、心理的支援サービスを含めた性と生殖に関する健康ニーズとジェンダーに基づく暴力からの保護は、継続性を保障するために優先されなければならないと述べている。

75. 同様に、国々の中には、保健ケア・サービスが継続することを保障するために重要な手段をとったところもある。例えば、アイルランドと英国の一部は、テレ相談と家庭での早期医療中絶の利用を合

¹¹⁵ 安全なアイルランドからの提出物。

¹¹⁶ 同上。

¹¹⁷ www.government.se/statements/2020/05/joint-press-statement-protecting-sexual-and-reproductive-health-and-rights-and-promoting-gender-responsiveness-in-the-covid-19-crisis/より閲覧可能。

法化することを含め、流行病中の中絶ケアへのアクセスを確保する措置を採用してきた¹¹⁸。フランスでは、保健省と国立ジェンダー平等事務局によって4月3日に発表された共同声明の中で、中絶ケアの相談は、電話またはインターネットによって行うことができ、女性が望み、医療的に承認されれば、家庭で医療用中絶ピルを飲んでもよいと述べる新しいガイドラインが発表された¹¹⁹。ベルギーでは、25歳以下のすべての女性のために避妊薬を無料にしてきた¹²⁰。

G. データ収集

76. 関連データの収集、分析、共有はジェンダー関連の女性の殺害を防止し、捜査し、訴追する効果的で調整された措置にとって極めて重要であることが繰り返し主張されてきた。これら目的を達成するために、問題の規模を計り、基線を確立し、危険度の高い集団を明らかにし、最も必要とされるところで介入と防止努力に重点を置き、時がたつにつれての変化を監視し、介入の効果を評価し、暴力被害者への害に対処するために詳細にデータが必要とされる¹²¹。

77. COVID-19 流行の初めに、メディアと被害者サービスは、ヘルプラインへの通話の急激な増加を報告し、ジェンダーに基づく暴力の増加を示した。国々の中には、女性に対するジェンダーに基づく暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンス、女性と女兒に対するオンライン暴力、親密なパートナーと家族関連のフェミサイドの増加を報告してきたところもある。地域の状況によっては、子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除のような以前から存在していたジェンダーに基づく暴力の広がった形態も増加してきたと伝えられる¹²²。しかし、国連麻薬犯罪事務所が編集したある国々からのデータは、21か国のグループの性暴力の通報された事件の2020年3月と4月の減少と8か国での親密なパートナーからのフェミサイドの安定を示した。イタリアのような国々の中には、ヘルプラインへの通話のかなりの増加が、性暴力の通報の減少を伴ったところもある¹²³。

78. 一般的に、ジェンダーに基づく暴力に関する比較できる行政データが欠如しており、これがCOVID-19 流行中のジェンダーに基づく暴力の増加の程度の評価を難しくしている。親密なパートナーによるフェミサイドまたはジェンダー関連の女性の殺害に関してCOVID-19前に収集された行政データは、ドメスティック・ヴァイオレンスの状況で、女性は親密なパートナーからの殺害の影響を不相応に受けていることを明らかにした。そのようなデータが利用できる国々では、親密なパートナーからの暴力の状況で殺された人の80%以上が、女性であることを明らかにし、家庭が彼女たちにとって大変に危険な場所となることもあることを示した。2019年に世界で殺害されたすべての女性の中で、58%が親

¹¹⁸ 性と生殖に-19 に関する権利センターの提出物。

¹¹⁹ https://solidarites-sante-gouv.fr/IMG/pdf/200403-_ivg_et_covid-19.pdf より閲覧可能。

¹²⁰ 欧州女性ロビーの提出物。

¹²¹ 国連、女性に対する暴力に関する統計を生み出すためのガイドライン：統計調査(国連出版物、販売番号第 E.13.XVII.7)。

¹²² 人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会、「COVID-19 流行中の女性の権利侵害に関するアフリカ女性の権利に関する特別報告者のプレス/リリース」、2020年5月6日。

¹²³ 2020年6月29日に開催された「COVID-19 時の女性に対する暴力」というテーマでのウェビナーでの UNODC の研究者 Fatma Ismetova Usheva によるプレゼンテーション。

密なパートナーまたは家族の手で殺害されていた¹²⁴。

79. 国の防止制度は、しばしば、いわゆる「通常」時に、信頼できるデータと危険評価を欠いているが、現状は、COVID-19 と関連するロックダウンと物理的距離の指令の結果として、暴力の増加の可能性の明確な姿を得ることを難しくしている。ウィルスのジェンダーに特化した人権インパクトに関する証拠に基づくジェンダー分析と文書化及び対応して採択される措置には一層の強調が置かれるべきである。

80. これを書いている時に、女性に対する暴力とフェミサイドに関する包括的データは、まだ利用できなかった。しかし、国々の中には、2021 年初めに親密なパートナーによる殺害とフェミサイドには関するデータを有するところもあり、これが COVID-19 の状況で、データを比較する機会を提供するであろう。現在の危機中にそのようなデータを収集することは、COVID-19 流行中のフェミサイド事件の分析を大いに助けることになり、今後の危機中にジェンダーに基づく暴力の似たような増加を避けることに貢献出来よう。

H. COVID-19 の状況での女性に対する重なり合う差別とジェンダーに基づく暴力

81. 非正規セクターと家事労働及びその他の低賃金の臨時の職での不安定な形態の雇用で不相応に数が多い女性に、危機は否定的影響を与える。多くの国々での社会保護制度の不在が、流行病を抑制するために導入されつつある措置に関連する社会的・経済的ショックに対して彼女たちを脆弱なままにしている。所得の喪失が、自分と家庭のための住居費、食費、水道料金を支払う女性の能力に直接的結果を与える。

82. 学校と教育施設の閉鎖が、何百万人もの子供を家に閉じ込めておくという結果となっている。世界的に就学している学生の総数の中から、国連教育科学文化機関は、89%以上が現在 COVID-19 の閉鎖のために学校に通っていないものと見積もっている。この数字は、7 億 4,300 万人近くの子供を含め、学校または大学に就学している 15 億 4,000 万人の子供と若者を表している。こういった子供の中の子供 1 億 1,100 万人が世界の後発開発途上国で暮らしている。オンライン授業が継続する教育を保障する手助けができるが、家事労働の重荷を背負い、インターネットにアクセスするのに必要な資金も器具も欠いている多くの子供と女性の選択肢ではない。世界中の何百万人もの子供が、オンラインにつながっておらず、従ってデジタル空間で起こっている学習にアクセスしていないかもしれない。

83. 流行病の経済的インパクトは、子供が子ども労働、早期・強制結婚、またはある状況では性取引のために退学させられることにつながるかも知れない。家に閉じこもる状況では、子供は、近親姦、早期妊娠およびレイプ、並びに女性性器切除と家族によるフェミサイド(名誉殺人)の高い危険にもさらされる。

84. 多くの国々によって用いられつつある制限措置は、これに限られるわけではないが、特に危機の悪影響を受けているマイノリティと先住民族、移動者と農山漁村地域社会の女性と子供、高齢女性と障害を持つ女性と子供、無宿女性、人身取引の被害者を含め、不利な立場にある周縁化された集団に属する女性に対する複雑で重なり合う形態の差別につながることもある。

¹²⁴ UNODC、「殺人に関する世界調査: 女性と子供のジェンダー関連の殺害」(ウィーン、2018 年)。

85. 女性は高齢者人口の半数以上を占めており、従って、しばしば資金不足の、自己隔離措置にうまく合っていない介護施設で暮らすことによりさらに悪化する課題に直面している。世界保健機関は、2020年6月に、すでに虐待的状况にある流行病中のロックダウンのもとにある高齢女性にとって、ジェンダー不平等と虐待者に長くさらされることが、高齢女性に対するジェンダーに基づく暴力の危険を高める¹²⁵と報告した。2020年3月7日から6月17日までのブラジルの女性・家族・人権省のホットラインからのデータは、ブラジルは、COVID-19の危機中に、虐待と保健上の危険への暴露を含め、高齢者に対する人権侵害のかなりの日常的増加があったことを示している¹²⁶。

86. 女性と女兒、特にマイノリティ集団に属している女性、特に経済的梯子段の一番下の段にいる集団の女性に対する差別の発生が、流行病中に増加してきたことを報告書が示してきた¹²⁷。大半が女性である移動家事労働者、特に雇用者とともに暮らしている者は、特別な危険にさらされており、職場での感染と虐待のかなりの危険に直面しているが、しばしば、適切な安全プロトコールと装備を要求するだけの影響力がほとんどない¹²⁸。家事労働を行っている間に物理的距離をとることを通して感染の危険を減らすことは難しいかまたは不可能かも知れず、一方、同時に家事労働者は、職場でますます危険な条件に直面するかもしれない。

87. 障害を持つ女性と女兒、特に以前から存在する健康条件を持つ者または施設の中で暮らしている者は、複雑な問題に直面している。COVID-19のロックダウンは、すでに虐待を受けている障害を持つ女性の状況をさらに悪化させる。ドメスティック・ヴァイオレンスは、多くの障害を持つ女性はこれを通報する手段がないので、隠れた現象である¹²⁹。継続中の質の高いサービス、支援及びケアへのアクセスは巨大な崩壊に直面している。情報、緊急連絡番号及びヘルプラインを提供するサービスが、聴覚障害の、難聴の、聴覚・視覚障害の女性と女兒にサービスをつなげることを含め、すべてアクセス可能であることが極めて重要である。

88. 亡命申請センターでの女性と女兒は、目的にふさわしくないすでに過密状態の施設にとらえられており、ウイルスに感染するのみならず職員が限られているために性的搾取と虐待にもさらされるかもしれない高い危険にさらされている。自己隔離の提供も限られており、適切な衛生手続きへのアクセスも限られているかも知れない。

III. 国々とその他のステイクホルダーための結論と勧告

89. COVID-19の流行は、女性に対するジェンダーに基づく暴力と女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスの問題を特にスポットライトが当たるようにしてきたので、国内・地域・国際レベル

¹²⁵ 世界保健機関、「COVID-19と高齢者に対する暴力」(n.d., 2020年6月26日にアクセス)。

¹²⁶ “Acessível em libras, <https://ouvidoria.mdh.gov.br/portal/indicadores> より閲覧可能(2020年6月25日にアクセス); 及び Dew Universa, “ministerio recebe 1.3 mil denuncias de violacoes de direitos humanos, 2020年3月26日、www.uol.com.br/universa/noticias/redacao/2020/03/26/ministerio0recebe-13-,,il-denuncias-de-violacoes-de-direitos-humanos.htm より閲覧可能。

¹²⁷ 国連ウィメンからの提出物。

¹²⁸ 国際家事労働者連盟、「家事労働者を保護し、コロナウィルスの流行と闘うことに関する IDWF の声明」、2020年3月18日。

¹²⁹ 人権監視機構の提出物。

で、意味のある永続的変化をもたらす機会を示している。この勢いは、絶えず女性を押さえつけてきた構造的不平等と欠陥に対処することに向けて、社会を再イメージし、変革させることに向けて、女性に対するジェンダーに基づく暴力を可能にする法的・政治的・文化的・社会的牽引力の包括的移行をもたらすことに向けられなければならない。本報告書に示されているように、国連システムの役人、専門家及び機関は、COVID-19 の状況で、女性に対するジェンダーに基づく暴力の最も差し迫った現れに対処するいくつかの関連イニシアティブを開発してきた。しかし、危機は、特別報告者がそのマンデートの初めから光を当ててきた問題である女性に対する暴力の撤廃に対する調整と組織的取り組みの以前から存在している欠如も強調してきた。

90. 私たちは、近年達成してきた進歩を見失ってはならず、先の世界的な休戦と「いたるところであらゆる暴力をなくす」アピールに基づいて、4月の「家庭での平和」を求める事務総長の世界的アピールに対して約146の加盟国からの即座の前向き対応と公約から勇を鼓舞すべきである。この対応は、女性に対する差別と暴力に対処するための現状で大いに必要とされる政治的意思を表しており、危機に対するあらゆる対応は、生活のあらゆる領域で女性の権利を推進し、保護する際に、すでに払われてきた努力を認め強化し、「よりよく復興する」機会と考えられるべきである。特別報告者によって以前に推奨されたように、女性に対する暴力を防止し、これと闘うための国連システム全体にわたる取り組みまたは戦略(「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」に匹敵する)を確立する機会でもある。

91. 特別報告者は、COVID-19の対応においてジェンダーに配慮した重なり合う取り組みを採用し、以下のカギとなる措置を実施するよう各国に要請している:

(a)締約国は、女性に対するジェンダーに基づく暴力を防止し、女性を保護し、加害者に責任を取らせるその人権責務を支持するべきである。従って国々は、COVID-19に対する国の対応計画のカギとなる部分として、女性に対するジェンダーに基づく暴力を防止し、保護し、訴追する措置を含め、移動制限と家に閉じこもる措置を通して流行病を抑え込むためにとられる措置が、家庭での女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを可能にし、増やすという意図しない結果とならないことを保障するべきである。もし家庭が安全な場所であれば、もし「家庭の平和」がないならば、女性にはジェンダーに基づく暴力から身を守る包括的で統合されたサービスと措置へのアクセスがなければならない。

(b)国々には、あらゆるレベルで社会的・経済的回復計画を含め、COVID-19の対応回復努力における政策策定と意思決定への女性の完全で意味ある参画と平等な代表者数を保証し、現在とCOVID後の期間の社会変革の重要な担い手として女性を認める人権責務もある。

(c)国々は、「女性に対する暴力撤廃宣言」、「北京行動綱領」および女子差別撤廃委員会の女性に対する暴力に関する一般勧告第19号(1992年)と第35号¹³⁰、及び関連地域条約に書かれているように、女性に対する暴力を防止し、これと闘うことに関する国際人権基準に、国内の法的枠組みと政策を添わせるべきである。

(d)国々は、COVID-19流行の状況で、女性に対する暴力と闘うために必要な関連措置とサービス

¹³⁰ 特別報告者との協力で策定。

スを適合させることを含め、女子差別撤廃委員会の一般勧告第 35 号に沿って女性に対する暴力に関する国の行動計画を更新し、実施するべきである。

(e)国々は、検疫中に、暴力の被害者である女性と女兒のための援助・支援サービスがその人権保護のための基本的要素であると考えられることを保障し、地方自治体と国の当局は、その継続する利用可能性を保障する手段をとるべきである。

データ収集

(f)国々は、特別報告者の報告書(A/71/398)と女子差別撤廃委員会の一般勧告第 35 号に概説されているモダリティに沿って、COVID-19 流行中のジェンダーに基づく暴力とフェミサイドまたは女性のジェンダー関連の殺害に関するデータを組織的に収集し、COVID-19 以前と最中に集められたフェミサイドのデータの間の比較を行うべきである。

ヘルプライン

(g)国々は、国の 24 時間フリーダイヤルの電話ヘルプラインを設立するべきであり、これは、被害者の匿名性を相当に尊重して機密の助言を提供し、シェルターへの緊急入所を扱うことができるものとなるであろう。COVID-19 の状況で、代替の選択肢が利用できるようにされるべきであり、テキスト・メッセージ・サービスと e-ヘルプラインを含むべきである。

シェルター

(h)国々は、暴力の被害者である女性と子どものための十分な数の安全なシェルターまたはホテルのようなその他の安全な場所を設立し、COVID-19 の状況でも利用できる遠隔心理カウンセリング・サービスとともに、レイプ危機センターへのアクセスを確保し、COVID-19 に暴露されたためにそのようなサービスが許されない女性の安全な宿泊所とケアのためのプロトコルを開発し、これには安全な検疫とテストへのアクセスが含まれるべきである。

司法と保護命令へのアクセス

(i)国々は、あらゆる形態の女性に対する暴力のために保護命令を出すことを任されている裁判所またはその他の権限のある当局へのアクセスを保障するべきである。命令は、たやすくアクセスでき、COVID-19 の状況に適切に適合しなければならず、オンラインで利用でき、一方的に加害者に住居を明け渡すよう命令でき、または加害者が住居に立ち入り、被害者に接触することを禁じることができる e-保護命令と e-緊急命令を含むべきである。

性と生殖に関する健康を含む保健ケア・サービスへのアクセス

(j)周縁化された集団の女性と女兒に対する重なり合う暴力に特別注意が払われるべきであり、その特別なニーズが保護措置とサービスに対する説明責任の点で検討されるべきであり、テストと治療へのアクセスが保証されるべきである。

(k)国々は、COVID-19 の流行が、性と生殖に関する健康サービスと安全な中絶と中絶後のサービスへのアクセスを非基本的なサービスと資格づけることによって、制限するために誤用されないことを保障するべきである。

市民社会団体と国内人権機関

(l)国々は、女性の市民社会団体、女性運動及びドメスティック・ヴァイオレンスと虐待事件を扱っている独立人権機関との建設的協力を確立し、国際人権法に沿って、女性団体と施設に適切な資金、職員及び設備を配分すべきである。

(m)国々は、女性の地位委員会で、常設議事項目として、女性に対する暴力を含め、「女性に対する暴力撤廃宣言」と女子差別撤廃委員会の一般勧告第 35 号に基づいて、女性団体及びその他の関連ステイクホルダーと協力して、女性に対する暴力を防止し、これと闘う世界的実施計画の策定を開始すべきである。

国連システム、特別手続き及び条約機関

(n)国々と国連は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、女子差別撤廃委員会及び女性と女兒に対する差別に関する作業部会並びに関連する場合にはその他の条約機関と特別手続きの完全な参画を得て、女性に対する暴力を防止し、闘う国連システム全体にわたる取り組みまたは戦略（「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」に匹敵する）を確立すべきである。

(o)女子差別撤廃委員会と特別報告者は、国連人権高等弁務官事務所、国連ウィメン及びその他の国連機関からの支援を得て、2つのマンデートの間の協力協定の枠組みに沿って¹³¹、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号に関する実施ガイドを開発すべきである。女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するガイドは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の女性に対する暴力に関する選択議定書と女性に対する暴力に関する世界実施計画の基礎を提供すべきである。

子ども買春・子どもポルノ・その他の子どもの性的虐待資料 を含めた子どもの売買と性的搾取(A/75/210)

事務総長メモ

事務総長は、総会決議第 74/133 号と人権理事会決議第 43/22 号に従って提出された子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者 Mama Fatima Singhatoh の報告書を総会のメンバーに伝えることを名誉に思う。

131. www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/SR/SRVAW_CEDAW_FrameworkCooperation.pdf より閲覧可能。

子ども買春・子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた 子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者 Mama Fatima Singhateh の報告書

概要

総会決議第 74/133 号と人権理事会決議台 3/22 号に従って提出された本報告書の中で、子ども買春・子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する新しく任命された特別報告者 Mama Fatima Singhateh は、彼女の前任者による総会への前回報告書 (A/74/162) と 2020 年 5 月の理事会による彼女の任命以来のそのマンデートの成就において行われた活動を説明している。

彼女は、そのマンデートの取り組み、夢、範囲と戦略的实施のために彼女が開発する作業方法を含め、任期中に取る積りの方向の概要も提供している。

I. 序論

1. 決議第 74/133 で、総会は、子ども買春、子どもポルノ及び関連する子どもの性的搾取資料を含む子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者に、彼女のマンデートの成就において行った活動に関して、総会と人権理事会に報告書を継続して提出するよう要請した。
2. オンラインを含め、あらゆる形態の子どもの売買と性的搾取と虐待の規模、複雑性、個人と社会の膨大な害悪を認め、子どもの売買と性的搾取と虐待の根強さについて深く懸念し、特別報告者の作業と貢献を歓迎し、2020 年 6 月 22 日に、人権理事会は、決議第 43/22 号を採択し、それによって理事会は特別報告者のマンデートを 3 年間延長した。そうする際に、理事会は特別報告者に、国際人権法に従って、新たに出現しつつある形態のオンラインの子どもの売買と性的搾取と虐待を効果的に防止し、根絶するために、子どもとジェンダーに配慮した、子どもに優しい、法的・政策的枠組みと子ども保護戦略を開発する際に、国々を支援するよう要請した。理事会は、その作業計画に従って、理事会と総会にマンデートの実施に関して毎年報告し、子どもの売買と性的搾取と虐待の防止とジェンダーに対応し子どもの権利に基づくように子ども被害者とサヴァイヴァーのリハビリ、回復、再統合に関する提案と勧告を行うようにも彼女に要請した。
3. 本報告書で、特別報告者は、彼女の前任者によって行われた活動と彼女がこの役割を引き受けた 2020 年 5 月から 2020 年 7 月までの彼女自身の活動に関する情報を提供している。彼女は、その戦略的実施のために彼女が開発するマンデートの範囲と作業方法の取り組みと夢の概要も提供している。

II. 行われた活動

A. 人権理事会

4. 彼女の人権理事会への最終年次報告書の中で(A/HRC/43/40)、前マンデート保持者は、マンデートの 30 周年とその他の 2 つの周年記念、つまり「子どもの権利に関する条約」の採択 30 周年と子どもの

売買、子ども買春、子どもポルノに関する「選択議定書」の20周年を背景とした彼女の6年の任期を反省した。彼女は、子どもの売買と性的搾取に関連する主要な懸念の問題と新たな傾向、その根本原因及び新たな形態の全体像を提供し、この害悪を効果的に緩和し、防止し、子どもを保護するための前進の道を、一連の勧告を通して提案した。

5. 当時のマンドート保持者は、意識啓発、用語と国際協力の明確化を目的とする法的・制度的・政策的改革の点でかなりの進歩が遂げられてきたが、法律と政策の実施における重大な格差が依然として対処されないままであると述べた。問題の規模は、子どもの性的搾取が繁栄する条件をさらに促進するICTの急速な拡大と移動の流れの急激な増加を背景として驚くほどの速度で大きくなり続けている。彼女は、そのような性的搾取が普通無視され、大目に見られ、受容さえされる条件を醸成する社会的・文化的・ジェンダー的・制度的構造の継続する広がり述べた。彼女は、周縁化され、紛争の状況、貧困、緊急事態、または脆弱性の状況で暮らしている女兒を含めた子どもたち、マイノリティ集団に属している子ども、障害を持つ子ども、在宅看護を受けている子ども、先住民族の子ども、移動者・亡命申請者・難民・無国籍者の子ども、親に取り残された子どもを含めた危険にさらされている子どもに対してこう言った犯罪が最も広がっているように見えるとも述べた。

6. 従って以前のマンドート保持者は、包括的な子ども保護制度を築き、法的枠組みを改善し、根本原因と脆弱性に対処し、被害者とサヴァイヴァーを明らかにして支援し、ケア・回復・リハビリ・長期再統合サービスを提供するために、国内的・地域的・国際的に活動を継続するよう国々に要請した。各国政府も、強制労働を根絶し、現代の奴隷制度と人身取引をなくし、子ども兵士の募集と利用を含め、最悪の形態の子ども労働の禁止と撤廃を保障し、2025年までにあらゆる形態の子ども労働をなくす即座の効果的措置、子どもの虐待、搾取、人身取引、あらゆる形態の暴力と拷問をなくすことに対処する「持続可能な開発目標」のターゲット8.7と16.2の達成を目的として、オンラインでもオフラインでも子どもの売買と性的搾取を根絶する努力を促進し、調整された世界的対応を指導するよう要請された(A/HRC/43/40、パラ114-115)。

7. 報告書のプレゼンテーションに続いて、国々は、子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除のようになすすべての有害な慣行の撤廃に関する「目標」のターゲット5.3に応えるためにさらにできることは何か、技術会社は、虐待と搾取にさらされることから子どもを保護する際にどのように支援ができるのか、子どもの売買と闘う際に民間セクターをかかわらせる際の好事例、ターゲット8.7と16.2の達成に向けたその作業において国際社会が直面している最大の課題に関してガイダンスを求めた。国々は、子ども結婚に関連する時のデータ収集に関する好事例に関するガイダンス、デジタルの状況での子どもの権利保護を制定することに対して、国々にもっと責任を持たせるための主要な勧告に関するガイダンス、子どもが司法と賠償を効果的に求めることができるように子どもにやさしい捜査・通報メカニズムの確立のために見習うべき好事例関するガイダンス、来る6年間にわたって国際社会によって優先権が与えられるべき行動の領域に関するガイダンスも求めた。

8. 国々とステイクホルダーの中には、子どもの性的虐待資料の作成、配布、売買のみならず、子どもの売買と性的搾取を促進するためにICTの利用の増加を指摘したところもあった。多くは、オンラインでのそのような資料の報告の前例のない急騰、問題の規模と複雑性、刑事責任免除でそのような行為を行うことを可能にする関係する機密性を含め、与えられる害の大きさを懸念とともに述べた。ステイク

ホルダーの中には、オンラインでの子どもの売買と性的搾取と虐待と取り組むことを目的とする国内・地域・世界イニシアティブを支援するための特別報告者の側でのさらなるかかわりを求めた者もあった。

B. 国別訪問

9. 当該国政府の招きで、前マンデート保持者は、2019年4月1日から8日まで、ブルガリアへ公式の国別訪問を行い、2019年10月21日から29日まで、ガンビアへの公式訪問を行った。ブルガリアへの訪問の結論と勧告は、第43回人権理事会中に提出され、ガンビアへの訪問の結論と勧告は、2021年3月の第46回会期に提出される。特別報告者は、彼女の前任者によって送られた訪問の要請を受け入れたことに対してモリシャス、パラグアイ、シエラレオネ、トルコ、ウクライナ各国政府に感謝している。彼女は招待を高く評価し、2020年後半と2021年中に、訪問のための相互に便利な日程を討議することを楽しみにしている。

C. 会議、セミナー及びステイクホルダーとのかかわり

10. 2019年12月末までの前マンデート保持者の活動に関する情報は、文書A/HRC/43/40で見ることができる。2020年3月4日に、欧州連合、ジュネーブの国連事務所及びその他の国際団体へのウルグアイ代表部、国連子ども基金(ユニセフ)、国際電気通信連合及び子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表とのパートナーシップで、彼女は、デジタルの子どもの尊厳の推進に関するサイドイベントを共同開催したが、これは残念ながら、コロナウィルス(COVID-19)流行のためにキャンセルとなった。

11. 現在のマンデート保持者は、流行病のさなかの2020年5月1日にその機能を引き継いだ。5月6日に、隠れた勃発のインパクトが現れる以前でさえ、すでに不安定な社会経済的状况にあった全世界の何百万人もの人々に、COVID-19のロックダウン中の子どもに対する暴力と新しい形態の性的搾取と虐待の伝えられる急増が生涯にわたる意味合いを持つであろうと警告するプレス・リリースを出した。彼女は、包括的な地図作成と急速対応子ども保護措置が、危機が最も脆弱な子どもたちに与えるインパクトを評価する最高のものであると述べた。子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の採択20周年に当たって、他の国連専門家と子どもの権利委員会と共に、彼女は声明を出し、その中で国々は、売買と性的搾取と悪意のある募集と利用から子どもを保護するよう要請された。6月8日から12日まで、特別報告者は、特別手続きマンデート保持者のオンラインの誘導会期に参加した。彼女は、国際労働機関(ILO)が主導するユニセフと8.7同盟とのオンライン討論も開催した。

12. 7月7日に、ユニセフ調査事務所---イノチェンティとのパートナーシップで、特別報告者は、彼女のマンデート内の問題と取り組んでいる市民社会団体とパートナーと、初めてのオンライン協議会を開催した。彼女はこの機会を利用して、その夢を紹介し、思いがけず見過ごされ、さらなる探求に値する主要な懸念の問題に関してインプットを求めるためにこの機会を利用した。

13. 子どもにとっての流行病の意味合いに関する人権理事会へのこれから出す報告書の特徴づける目的で、特別報告者は、数名の特別手続きマンデート保持者と共に、人権の享受に与える流行病のインパクトに関するインプットを要請した。その報告書の中で、彼女は、危機がいかにかに売買と性的搾取に対して

最も脆弱な子どもの状況をさら浸食する恐れがあるかを探求するであろう。彼女は、押しやり引いたりする要因を明らかにし、好事例を規模拡大し、流行病の最中とその後子どもの売買と性的搾取の高い危険に対処する措置に関する勧告を提供することに重点を置くであろう。彼女の勧告は、ターゲット 5.3、8.7 及び 16.2 に関する限りでは「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の下でなされた誓約を事業化することを求め、緊急の状況で生じる効果的な子ども保護対応の実施を保障するであろう。

III. マンデート

A. 取り組みと範囲

1. 取り組み

14. 特別報告者は、マンデートへの貴重な貢献、特に子どもの性的虐待用語を推し進め、その結果子どもは今では虐待の被害者/サヴァイヴァーとして認められ、これを認めるためにマンデートの名称の変更を提唱する際その役割に対して前任者に感謝を表明したいと思っている。特別報告者は、世界的に子どもの売買と性的搾取をめぐる問題に対する意識が高まり、子どもの性的搾取と子どもの性的虐待資料に対する需要の牽引力に対する理解が深まったと述べた。彼女は、優先領域を決定し、これに続く作業の範囲を特徴づけるために、6年の任期の終わりに、前任者によって行われた調査活動を高く評価している。

15. 特別報告者は、前任者たちの活動と業績に基づいて、その作業の継続性を保障するつもりである。彼女は、彼女たちの努力を整理統合し、彼女の夢と関連ステイクホルダーとの交流に基づいてマンデートを開発する新しい方向を探求しようとしている。子どもの売買と性的搾取の複雑性と秘密の国際的な性質を仮定して、特別報告者は、厳格な子ども保護制度と効果的な国境を越えた協力がこの犯罪と闘う唯一の方法であると信じている。したがって、彼女は、組織的で永続的な刑事責任免除に挑戦し、ターゲット 16.2 で、各国政府が行った公約に沿って性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーの強化された保護と賠償を提唱する勧告を推進し、虐待、搾取、人身取引及び子どもに対するあらゆる形態の暴力と拷問を 2030 年までになくすために努力するであろう。彼女は、各国が、包括的で、証拠に基づいた、子どもに配慮した、サヴァイヴァーに伝える防止戦略を開発し、子どもの声を増幅し、防止・対応戦略を開発し、実施する際の子どもの役割を強化し、子どもに対するジェンダーに基づく暴力と闘う際に、男性と男児の重要な役割を強調するよう提唱を継続するであろう。特別報告者は、すべてを包括する法的枠組み、脆弱な子どものための身元確認とリファールを含めた子どもに配慮した通報メカニズム、家族と地域社会の強化と子どもの売買と性的搾取の根本原因と推し進める要因への対処、子どもの売買と性的搾取の防止と撤廃における民間セクターの役割と責任の推進及びこれら防止装置の定期的な評価と監視を含め、子どもに配慮した通報メカニズムも提唱し続けるであろう。

16. さらに、特別報告者は、子どもの売買と性的搾取は、「2030 アジェンダ」の達成と全世界での子どもの権利と福利の実現の中心である不平等・貧困・差別との闘いなくしては対処できないことを国々に思いさせ続けるであろう。彼女は、アクセスできる通報メカニズムを立案し、実施し、サヴァイヴァーの無処罰に重点を維持するために、効果的な資金の動員と配分を要請するであろう。彼女は、日常的に子どもサヴァイヴァーの状態の現実に対処している第一線のワーカーの役割に光を当て続けるであろう。彼女は、「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護のための用語ガイドライン」の利用を推進する

ことにより、子どもの性的搾取に関連する事柄を討論する際の子どもの配慮した用語の首尾一貫した利用も提唱し続け、子どもの権利委員会による子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の実施に関して最近出版されたガイドラインの普遍的利用を提唱するであろう(CRC/C/156)。

17. 特別報告者は、人権理事会決議第 43/22 号で要請されている通り、そのマンデートの実施において、協議的・参加型の取り組みをとり続けるであろう。彼女は、国々と建設的対話にかかわり、国連機関・基金・計画、国際・地域団体、国内人権機関、市民社会、NGO と政府間機関、子どもの権利団体と機関、第一線と草の根の子ども保護行為者、宗教団体と学術機関とのパートナーシップを強化し続けるであろう。彼女は、子どもの権利委員会、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者、原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、女性と女兒に対する差別に関する作業部会、移動者の人権に関する特別報告者、国内避難民の人権に関する特別報告者及びプライバシーへの権利に関する特別報告者のように、その他の関連マンデートと国連機関とメカニズムとの調整と補完性を確保しようと努めるであろう。特別報告者は、関連地域メカニズム、特に子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会と米州人権委員会の子どもの権利に関する報告者事務所との交流と協力を強化しようとするであろう。

18. 特別報告者は、そのマンデートの実施において子どもを中心とした取り組みを用いるであろう。すべての活動は、「子どもの権利に関する条約」に書かれている 4 つの原則、つまり、非差別(第 2 条)、子どもの最高の利益(第 3 条)、生命への権利、生存及び発達(第 6 条)及び子どもの考えの尊重(第 12 条)に従って行われるであろう。彼女は、子どもと若者が、子どもにふさわしい、子どもに配慮した情報、子どもにやさしいスペースとフォーラム、調査とデータ収集への子どものかかわり、子どもが主導する団体と同輩イニシアティブのエンパワーメント及び子ども保護プロジェクトと政策を開発し監視することへの子どもの参画の原則を用いるであろう。特別報告者は、絶えず変化する世界での子どもの生活の実現に関して子どもの考えを聞くことが、その状況を理解し、彼女の介入を特徴づける堅固な証拠基盤を築くために不可欠であると固く信じている。従って彼女は、子どもが生み出す専門知識と証拠を求めることにより、子どもと子どもの権利団体とのパートナーシップと相談で、売買と性的搾取を効果的に防止し、子どもを保護する新しい革新的戦略を開発するよう努力するであろう。彼女は、子どもの意味ある参画を強化し、重要な担い手であり、パートナーとしてのその発達する能力に従って、子どもの声を増幅するためにあらゆる機会を捉えるであろう。

19. 特別報告者は、決議第 43/22 号でマンデートを与えられているようにその作業全体を通してジェンダーの視点を統合するであろう。彼女は、搾取されている子どもの間の男性サヴァイヴァーの不可視性と並行して、マンデートの重点が、依然として主として女兒の危険にあることを観察してきた(A/HRC/31/58 を参照)。既存の調査は、虐待の明確化において男児が直面するかなりの障害に光を当てている¹³²。性的搾取をめぐる意思決定と政策と慣行において男児が取り上げられてこなかった程度について子

¹³² 例えば、ユニセフ、「男児の性的搾取に関する調査: 結果、倫理的配慮、方法論的課題」(ニューヨーク、2020 年)。

<https://data.unicef.org/resources/sexual-exploitation-boys-fidings-ethical-considerations-methodological-challenges/>より閲覧可能。

どもと取り組んでいる団体の間の懸念の程度は高い。男児には、公表を妨げる男らしさとセクシュアリティをめぐる深い個人のアイデンティティの問題に関連する複雑で、染みついた、相互に関連するギャップがある。性的搾取は、依然として、子ども労働と刑事的搾取のような男児のその他の形態の搾取の明確化の後でも発見されないままであり、性的搾取の状況についてのジェンダー化した期待のためにワーカーの側での思いがけない職業的盲点がある¹³³。従って、特別報告者は、とりわけ分類データの収集と分析及び身元確認、ケア、回復、リハビリのためのニーズに対応する好事例を明らかにする効果的なジェンダーに対応した戦略の開発を通して、子どもの売買と性的搾取の点で男児が悪影響を受けている様態も調べるであろう。

2. 範囲

20. マンデートの範囲は、これが設立され、更新された決議、特に人権委員会決議第 1990/68 号と人権理事会決議第 43/22 号で決定される。このマンデートは、最も悪質な人権侵害からの子どもの人権の推進と保護を保障する唯一のものであるという点で、国連人権構造の中でユニークに重要なものである。したがって、特別報告者は、子どもの売買と性的搾取の根本原因を分析し、需要を含めたすべての助長要因に対処し、この現象の新しいパターンを防止し、これと闘うことに関する勧告を出し、この現象と闘う措置に関する好事例を明らかにして推進し、包括的な防止戦略を推進し、被害者のリハビリに関する勧告を出し続けるであろう。

21. その作業の中で、特別報告者は、「子どもの権利に関する条約」と彼女のマンデートに関連するその他の核心となる人権条約に導かれるであろう。彼女は、「条約」の特定の条項、規定及びテーマの範囲と意味を解釈する際に助けとなる子どもの権利委員会の一般コメントと決定も検討するであろう。彼女は、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する「条約」の「選択議定書」によっても導かれ、子どもに向けられる性的虐待、暴力及び搾取の様々な側面と形態に対処する際に「選択議定書」の第 2 条と 3 条に規定されている定義に頼るであろう。彼女は、彼女のマンデートの範囲に当たる側面と形態と取り組み続けるが、「選択議定書」によってカバーされるものを超えるであろう。

22. 「条約」とその「選択議定書」を補い、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノを禁止し、防止し、対応する目的で詳細な規範と基準を提供している国際的な子どもの権利条約には、「国連国際組織犯罪防止条約」と「条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」、ILO の 1999 年の「最悪の形態の子ども労働条約(第 182 号)」、1973 年の「ILO 最低年齢条約(第 138 号)」、1930 年の「ILO 強制労働条約(第 29 号)」及び「条約」の実施におけるギャップに対処し、強制労働の効果的で維持される撤廃を達成するために防止と保護と救済策が必要であることを再確認するために採択された 2014 年の「議定書」及び「国家間の養子縁組に関する子どもの保護と協力に関するハーグ条約」が含まれる。

23. 地域レベルでは、マンデートに関連する関連条約には、「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護に関する欧州会議条約」、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する欧州会議条約」、「サイバー犯罪に関する条約」、「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章」、「未成年の国際取引に関する米州条約」及び「売春のための女性と子どもの人身取引の防止と闘いに関する南ア

¹³³ 同上。

ジア地域協力連合条約」が含まれる。

24. 特別報告者は、「子どもと思春期の若者の性的搾取を防止しとめるためのリオデジャネイロ宣言と行動の呼びかけ(2008年)」、2001年の「横浜世界公約」、「子どもの商業的性的搾取に反対する第一回世界会議の宣言と行動アジェンダ(1996年)」、子どもに対する暴力に関する国連調査(2006年)、自由を剥奪された子どもに関する国連世界調査(2019年)、COVID-19が子どもに与えるインパクトに関する政策説明書(2020年)及び国際法に沿った非拘束の状況での存続できる範囲の拘束の代替手段の利用可能性とアクセス可能性を保障することにより、国際移動の状況での子どもの拘束をなくすための活動に国々が言及している「安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクト」のような子どもに関する国際公約と政策イニシアティブにも言及するであろう。

25. 特別報告者は、子どもの売買と性的搾取を防止し、闘い、人権に従う保護とケアと回復を子どもに提供する目的で、この現象に関連する固有の状況と新たな脅威に対処し続けるであろう。従って、彼女は、オンラインの子どもの性的搾取、子どもの売買と性的搾取のジェンダーの側面、旅行と観光の状況での子どもの売買と性的搾取の高い危険に COVID-19 が与えるインパクトに関連する問題、傾向、効果を調べるであろう。彼女は、現在、そのマンデートでカバーされる人権侵害---子どもの売買、子どもの商業的・性的搾取と性的虐待画像を作成するための子どもの利用---は、家庭、学校、地域社会で子どもが受ける最も普通の形態の虐待の多くを除外していると述べている。彼女は、そのような暴力の底辺にある原因の効果的検討を可能にし、司法と性とセクシュアリティと関係性に関する教育へのアクセスを含め、共通の課題と構造的で組織的な対応に対処する包括的な取り組みを勧告するために、そのマンデートが子どもに対するあらゆる形態の暴力を含めるよう拡大できるものと信じている。

26. 特別報告者は、子どもの性的搾取との取り組みは、独自の課題を呈していると述べている。これらは専門的に提起され、以前のマンデート保持者たちによって対処されてきたが、助長する要因の多くは根深く続いている。加害者を裁判にかける効果的メカニズムの欠如が、刑事責任免除を推進し、あらゆる防止戦略を損なっており、国境を超える子どもの虐待と搾取には司法権の改革と国家間の協力が必要であり、技術の変革と開発には継続する教育、防止戦略と司法改革が必要である。以前のマンデート保持者たちは、その新たに出現しつつある形態を含め、子どもの性的搾取に正しく対処してきたが、性暴力に対する国の対応は、性的搾取にもっぱら重点を置いているわけではない。すべての対応は、子どもがさらされている重複する形態の暴力に対処することを目的としており、売買と性的搾取にマンデートを専ら制限することは、マンデート保持者が性暴力の根本原因を調査し、包括的な勧告を提供できることを制限する危険があることを意味する。

27. 1990年以来のマンデートの開発と暫時拡大は、特別報告者が、当初の権限である子どもの性的搾取の新たな形態に適合し、対応し、子ども売買、子どもポルノを超えた取り組みを構築できるようにしてきた。性的搾取と虐待形態を横断する防止と説明責任のための相互に関連する大義と戦略に照らして、子どもに対するあらゆる形態の性暴力を包括するマンデートのさらなる進展は、現在の子どもの権利侵害に対応し、子どもに対する性暴力の構造的・組織的原因と対応に効果的に対処する際に依然として関連性があり、効果的であることを保障するであろう。

B. 作業方法

28. 特別報告者は、「人権理事会特別手続きマנדート保持者のための行動規範」と「人権理事会特別手続き活動マニュアル」に従ってそのマンドートを遂行するであろう。彼女は、すべてのステイクホルダーとの対話と協力を通して、独立して、そのマンドートの条件に従ってその機能を果たすであろう。

29. 関連決議に従って、特別報告者は、人権理事会と総会に年次テーマ別報告書を提出し、国別訪問を行い、各国政府と関係ステイクホルダーに向けて勧告を出し、侵害の申し立てに関する緊急アピールを含め、通信を送り、そのマンドートの目標の達成を促進するために、意識啓発とアドヴォカシー活動のために、子どもの権利団体と機関のような関連ステイクホルダーとかがかわるであろう。

30. 特別報告者は、子どもの売買と性的搾取と効果的に闘うことに向けて包括的取り組みを取り続けるであろう。これには、意識啓発、防止、性とセクシュアリティ教育、法律制定と施行、信頼できるデータの収集と分析、出生登録、加害者の発見、捜査、訴追、懲罰及び扱い、子どもに配慮したカウンセリング、苦情処理・通報メカニズム、子ども被害者とサヴァイヴァーのケア、回復、長期的再統合、及び一般的に子どもの権利の推進を含む権利に基づく国の子ども保護制度の確立を目的とする包括的な戦略と行動計画の立案と実施の推進がかかわるであろう。彼女は、明確で達成できる勧告の提案を目的とし、好事例と成功するイニシアティブを提案し、国際協力と強化された企業の社会的責任を促進するであろう。以前のマンドート保持者たちは、資源の実態的富を生み出すためにそのテーマ別報告書で既存の好事例と勧告を分かち合ってきたが、資源は利用不足である。従って、特別報告者は、子どもの売買と性的搾取を防止し、闘い、よそでの再現を推進する目的で、その作業の核心として、好事例の可視性を高める国々の努力を支援するために努力するであろう。彼女は、情報を交換し、国別訪問を行い、テーマ別報告書に貢献し、ワークショップとセミナーを開催することにより、適切な資金が理由できるようにされることを仮定して、すべてのステイクホルダーとのパートナーシップも継続するであろう。

1. テーマ別報告書

31. 過去 30 年にわたって、続くマンドート保持者たちは、子どもの売買と性的搾取の防止をカギとなる優先問題として、幅広く異なった問題とテーマをカバーしてきた。課題と積極的措置が国際基準と好事例の要約を表して、数多くの報告書の中に照合されてきた。しかし、マンドートの創設 30 年後に、子どもに対する忌まわしい犯罪に対する意識を高める際に遂げられたかなりの進歩にもかかわらず、問題の規模は、驚くほどの割合で拡大し続けている。前マンドート保持者がその任期の終わりの報告書で結論付けたように、子どもの売買と性的搾取の新しい形態が現れておりそれを下支えする原因と取り組むのがますます複雑になっている(A/HRC/43/40、パラ 13 と 111)。彼女の報告書は、マンドート内にある核心となる問題に関連する今日の最も重要な課題への良い洞察力を提供している。

32. この背景に対して、世界的発展の状況での子どもの売買と性的搾取のますます複雑になり継続して進展する問題を仮定して、特別報告者は、国々の注意を引き、意識を高め、好事例と勧告を開発するために彼女が重要であり、緊急であると考える問題に優先権を与えるであろう。

オンラインの子どもの性的搾取と虐待

33. 過去 30 年の間にたびたび現れるパターンは、子どもの売買と性的搾取の罪を犯す道具としてのイ

インターネットとニュー・テクノロジーの利用の容赦のない増加であった。この進展は、国々とすべての関連ステイクホルダーの維持される関心を要求している。特別手続きマンデート保持者の中には、テーマ別調査の中で ICT のインパクトを調査した者もあり、インターネットの急速に進展する性質が絶え間ない更新を必要としてきた(A/HRC/28/56 及び A/HRC/43/40 を参照)。過去 30 年にわたって、世界が技術を通して急速に相互に関連するようになるにつれて、加害者が匿名のプラットフォーム、ストリーミング・サービス、暗号化した通信制度とヴァーチャル通貨のようなツールを利用できるデジタルの環境で、子どもの保護を含めた新しい懸念が出現し、彼らがたやすく資料を分かち合い、オンライン社会を通してお互いに連絡を取り合うことができるようになってきている。こういった発展が、子どもの性的虐待と搾取資料の作成・所持・配布のみならず、子どもの性的虐待のライブのストリーミング、オンラインの性的脅しと強制及びグルーミングも含め、オンラインでの子どもの性的搾取の考えを拡大してきた。オンラインでの子どもの脆弱性の増加のほかに、技術の急速な進化が、絶えず変化する犯罪の脅威と闘おうとするときに、しばしば追い抜かれたと感じる法律執行担当官、研究者、提唱者に課題を提起している。

34.これは、決議第 43/22 号で、人権理事会が特別報告者に、国際人権法に従って、新たに出現した形態のオンラインの子どもの売買と性的搾取と虐待を効果的に防止し、根絶する子どもとジェンダーに対応した子どもにやさしい様態で、法的・政策的枠組みと子ども保護戦略を開発する際に国々を支援するよう要請した状況においてであった。これは、インターネット利用規範をめぐる変化とともに、新しい形態の子どもの性的搾取が、国際・国内子ども保護努力と法律を追い抜いているように思えることを仮定すれば、マンデートへの重要な追加であった。

35. 特別報告者は、従って、オンラインでの子どもの虐待と搾取の手段に対する傾向と課題と対応をじっくり考えるであろう。彼女は、特にオンラインの虐待の率がどのように、いつ増加したのかとそれについてのすべてのステイクホルダーによる対応を調べるであろう。彼女の前任者たちの作業を土台として、彼女は、国々が子どもの性的搾取と虐待を扱うための法的枠組みを国際人権基準に完全に沿わせ、オンラインの子どもの性的搾取と虐待と闘う国内・国際努力のための資金提供の欠如に対処し、知られている子どもの性的虐待資料を発見する最先端技術が、国内子ども保護・司法当局と協力して、すべての国々ですべての ICT プロヴァイダーによって導入されることを保障することを提唱し続けるであろう。彼女は、モデルの実施がこれまで脆弱であった領域に特に注意を引いて、WeProtect 世界同盟によって開発されたモデル国内対応の利用を推進し続け、産業が、適切な規制を通して、オンラインの子どもの性的搾取と虐待と取り組む効果的な行動をとっていることを保障するであろう。

流行病が子どもの性的搾取と虐待の高い危険に与えるインパクト

36. COVID-19 が子どもに与える長期的インパクトは、大変に懸念されるもう一つの領域である。流行病は、ほとんどの脆弱な子どもの不平等と脆弱性をすでにさらに悪化させ、「2030 アジェンダ」の実現に長期的影響を与えており、その採択以来遂げられたかなりの進歩を逆転させる危険がある。子どもが子ども労働に追いやられ、特に女兒は子ども・強制結婚、搾取、虐待、人身取引にさらされる高い危険もある¹³⁴。

¹³⁴ OHCHR、「子どもの権利と『持続可能な開発 2030 アジェンダ』」。

37. 従って、特別報告者は、子どもの売買と性的搾取の押しやり引いたりする要因に COVID-19 が与えるインパクトと国々の対応に関する彼女の最初のテーマ別報告書を提出するつもりであり、それによって、2012年に彼女の前任者によって提出された自然災害のための人道危機に続く売買と性的搾取からの子どもの保護に関する問題に関する報告書(A/HRC/19/63及びA/HRC/19/63/Corr.1)を土台にするつもりである。彼女はさらに、売買とその他の形態の搾取に対する子どもの脆弱性に COVID-19 が与えるインパクトを探求するであろう。彼女は、流行病の最中及びその余波で高い危険に対処する特別保護の課題の明確化に関連して課題の全体像、懸念される領域、好事例及び学んだ教訓を提供するであろう。データの保護から強靱性と回復の構築に至るまで、彼女は、流行病と危機の状況で、子どもを保護する好事例を集め、勧告を出すことを目的とするであろう。彼女の勧告は、「目標」のターゲット 5.3、8.7 及び 16.2 に関連してなされた誓約を事業化することを求めるであろう。報告書は、特別手続きマニフェスト保持者によって出されるアンケートを通してインプットを求める共同の呼びかけを通して求められる広範なステイクホルダーによって提供される回答と証拠に基づくであろう¹³⁵。

男児と女児の売買と性的搾取のジェンダーの側面

38. 特別報告者の前任者たちは、テーマ別報告書に有害なジェンダー固定観念と慣行の分析を統合し、子ども結婚、女性性器切除、養子縁組の目的での未成年者の搾取のような有害な慣行を根絶する法律の効果的施行を提唱してきた。様々な場合に、マニフェスト保持者たちは、男らしさをめぐるジェンダー固定観念が、性的搾取に対する脆弱性の可能性にほとんど注意が払われずに、どのように男児に悪影響を与えているかについて問題を提起してきた。彼女たちは、付き添いのない子どもたち、移動者である子どもたち、亡命申請者である子どもたち、離別した子どもたちを含め、移動する子どもたちの保護のためのジェンダーに配慮した対応も提唱し続け、国境での懸念と移動関連の拘束の禁止に基づいて、年齢にふさわしい、ジェンダーに配慮した身元確認、評価、リファール手続きを要請してきた。

39. 最近の調査で述べられたように¹³⁶、男児の性的搾取は、あまりにもしばしば気づかれず、目に見えずに過ぎている重大な人権侵害である。ほとんどの調査も、ジェンダー二分法の外で明らかにされる男児と若者の経験を無視してきた。その格差を仮定して、データ収集と分析、討議と適切なガイドラインの強化が、政策、サービス提供、防止努力の改善にとって極めて重要である¹³⁷。特別報告者は、従って、証拠に基づく意識を高め、状況に特化した持続可能な防止サービス、子どもとジェンダーに配慮した司法と保護と包括的なケアと完全回復へのアクセスを提供する目的で、男児とジェンダー二分法の外で明らかとなり、性的搾取と虐待を受けた者のための規模と原因と危険要因と身元確認ツールのみならず、既存の証拠基盤の問題にテーマ別報告書を捧げることにより、子どもの売買と性的搾取のジェンダーの側面を探求するであろう。

旅行と観光の状況での売買と性的虐待と搾取

40. 旅行と観光の状況で子どもを保護する行動における大きな前進にも拘わらず、その脆弱性は、セク

https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/26130Child_Rights_230_Agenca_HLFP_2020.pdf より閲覧可能。

¹³⁵ さらに情報は、www.ohchr.org/EN/Issues/Children/Pages/callCOVID-19.aspx を参照。

¹³⁶ ユニセフ、「男児の性的搾取に関する調査: 結果、倫理的考慮、方法論的課題。

¹³⁷ 同上。

ターが拡大するにつれて増加し続けている。世界的な旅行と観光は、過去 30 年で倍以上となり、ヴォランティア観光、孤児院観光またはメカ行事のように、子どもを搾取の危険にさらす新しい旅行「産物」の増加があった。無規制の宿泊と乗り物の分かち合いのような前例のない旅行の増加と新しい形態の観光と技術的進歩を背景として、子どもの保護規制が遅れ、国際・国内レベルで、世界中で拡大し、対応する努力を追い抜いてきたこの重大な問題に対して、影響を受けない国はない¹³⁸。

41. 2019 年に世界観光機関によって採択された「観光倫理枠組み条約」と「企業と人権に関する指導原則：『保護し、尊重し、救済する』国連枠組みの実施」(2011 年)は、旅行と観光の状況で子どもが受ける暴力と搾取に光を当て、これをなくす行動を促進する際に基準でありカギとなるツールとして企業の社会的責任計画の核心になければならない。差別、排除、暴力、搾取からの子どもの保護は、すべての形態の観光が真に責任があり持続可能であることを保障することにとって不可欠である。これは、持続可能な観光を推進し、子どもに対する暴力をなくすことに関するターゲットを有する「2030 アジェンダ」を達成する手助けもするであろう。従って、特別報告者は、世界旅行観光会議と世界観光倫理委員会と調整して、スポーツ団体とスポーツと人権センターと密接に協力して、大スポーツ行事の枠組みを含め、旅行と観光の状況での子どもの性的搾取の問題に対処しフォローアップを継続するであろう。

売買、性的虐待、性的搾取の子ども被害者とサヴァイヴァーのための司法・賠償・リハビリへのアクセス

42. 特別報告者は、子どもの売買と性的搾取に対して責任を有する者の刑事責任免除に対処し、子どもサヴァイヴァーの司法、救済策、リハビリへのアクセスを推進する際のそのマンデートの役割を強化するつもりである。子ども被害者の包括的な保護とリハビリの利用可能性とアクセス可能性に加えて、司法・非司法メカニズムの重要性のテーマ別分析は、子どもの権利と被害者とサヴァイヴァーを中心とし、サヴァイヴァーによって伝えられる問題への取り組みを定める際の貴重なツールとなるであろう。特別報告者は、司法制度が、効果的に加害者を明らかにして責任を取らせ、司法メカニズムがサヴァイヴァーのニーズに応えること。向けられることを保障して、サヴァイヴァーの司法と賠償を提供することを保障する効果的手段を探求しようとするであろう。

43. この状況で、特別報告者は、平和維持活動と人道行動での子どもの性的搾取に対する説明責任の欠如に対処することを求めるであろう(A/72/164、パラ 84 を参照)。彼女の前任者に、強調されたように(A/HRC/43/40、パラ 47 を参照)、国連職員による性的搾取と虐待を防止し、対応する努力は、海外に駐在している武装軍の軍人が売春の需要を煽り続けており、かなりの数の子どもが性的に搾取され、虐待されるという結果となっているので、さらに強化される必要がある。

子どもの売買と性的搾取撤廃と根絶における重要な道程標としての「2030 アジェンダ」

44. 子どもは、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムへの報告書で、特に脆弱な集団として繰り返し言及されているが(A/73/174 及び A/73/174/Corr.1 を参照)、どの子どもも取り残されないことを保障するために、子どもの売買と性的搾取の撤廃に関連して、「2030 アジェンダ」がどのように実施されているかに関する分析と分類データが一般的に欠如している。信頼できるデータの不在は、この害悪

¹³⁸ 詳細は、www.ohchr.org/Documents/Issues/Children/Submissions/ECPATInternational.pdf を参照。

と闘う努力を危険にさらしている。違反の隠れた性質は、データ収集を極めて重要なものに行っている。特別報告者は、「目標」によって提供される勢いと相当する指標が、この領域でのさらなる努力につながることを希望している(A/HRC/43/40、パラ 109 を参照)。

45. ほとんどの任意の国内見直しは、「2030 アジェンダ」の重要な要素である誰も取り残さないという状況で、子どもに対処している。2017 年から 2019 年までの見直しの分析で、この概念は大部分が、修辭風に含まれていることが分かった。見直しは、最も取り残されている者に到達するという公約に関しては詳細を欠いていた。そのような詳しい情報の欠如は、現地での変革的で構造的な実施の欠如の可能性を示している。さらに、低・中所得国は、見直しで、子ども関連の指標のための国内の分類された統計を提出しようともがいていた¹³⁹。

46. 見直しの中で、子どもと若者は、取り残される危険が最も高い集団の中で圧倒的に目立っている。2019 に、見直しの中には、孤児、子ども兵士、人身取引された子ども、路上で暮らす子どもを含めた子どもたち、及び暴力、貧困、栄養失調または質の高い教育へのアクセスの欠如のために取り残されることを防ぐ行動に重点を置いたものもあった¹⁴⁰。不平等がある状況と要因のためにさらに悪化し、子どもの中には、ジェンダー、障害、人種または民族性、性的指向または性自認を根拠としたものを含め、重複し、重なり合う形態の差別に直面している者もある。取り残される危険が最も高い子どもたちには、路上の状況と農山漁村または周縁化された地域社会で貧困の悪影響を受けている者、紛争と緊急事態の悪影響を受けている者、移動する子ども、亡命申請者である子ども、難民である子どもと国内避難民である子ども、先住民族である子ども、出生登録がされていない子ども、代替ケアを受けている子ども、HIV/エイズと共に暮らしている子ども、子ども労働に従事している子ども、暴力、性的搾取、虐待にさらされている子ども及び拘束されている子どもも含まれる¹⁴¹。そのような子どもたちも、データ収集作業からは大部分排除されたままであるので、売買と性的搾取と取り組むための戦略の点では取り残される危険にさらされている。

47. 特別報告者は、従って、こういった集団の子どもたちの(ターゲット 5.3、8.7、及び 16.2 の状況でも)保護ニーズ、彼らがどのように売買と性的搾取の形態の悪影響を受けるのか、国の行動計画、戦略、政策及び予算において遠く取り残されている子どもたちに到達するために、どのような対象を絞った措置を採択する必要があるのかを、その特別な状況、ニーズ、脆弱性を評価し、優先することにより、検討するよう努力するであろう。これには、法律・基準・政策が直接的であれ、間接的であれ、差別的でないことを保障する必要に応じて改正し、特定の集団が取り残されるさらなる危険にさらされていることを考慮し、子どもの権利を推進し保護するように、持続可能な開発企画を特徴とづけるために、ジェンダー別、民族別、宗教別、障害別及びその他の関連基準別に分類された子どもと「2030 アジェンダ」に関連する透明性があり、正確なデータの組織的監視、照合、普及を保障することが含まれる。特別報告者は、国の統計局をかかわらせることを提唱し、データ収集に対する権利に基づく取り組みを開発する際に、統計局を支援するであろう。

¹³⁹ http://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/26130Child_Rights_2030_Agenda_HLPF_2020

¹⁴⁰ 同上。

¹⁴¹ 同上。

48. 言い換えれば、彼女の前任者たちは、需要を含め、形態、根本原因及び寄与する要因を調べてきた。彼女の作業は、今では、被害者となる危険に最もさらされている者をどのようになぜ明らかにし、制度的・オンライン・家庭の場を含め、あらゆる場での彼らの脆弱性と保護ニーズを緩和するために何をする必要があるのかから重点を移すことから利益を受けるかもしれない。

49. 特別報告者は、注意を証明する問題とトピックスに対して警戒を続けるであろう。彼女は、国連機関、各国、子どもたち、市民社会、地域・国際機関、専門家に手を伸ばすことにより、彼女の作業にインプットを提供してもらうために彼女のテーマ別報告書の開発に対して協議的取り組みを用いるつもりでいる。

ガイダンスとデータ収集

50. 以前のマンデート保持者たちが述べたように、子どもの売買と性的搾取の問題の規模は、犯罪の形態と明らかにされ、捜査され、訴追された事件の数に関する一か所に集められた分類データの利用不可能性のために、普通知られていない。関連する犯罪に関する不適切で不明確な法律、適切な通報メカニズムの不在、深く根付いた沈黙の文化と社会的寛容、子どもの性的虐待と商業的性的搾取をめぐる恥と汚名、意識と国際的な情報交換の欠如、犯罪活動の違法な性質が、さらに事件の通報を禁じている (A/HRC/43/40、パラ 16-17 を参照)。その範囲のみならず、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノと闘うことに向けた証拠に基づく戦略としても、この問題をよりよく理解するために、適切なデータ収集に投資し、国際的な情報交換を育成することが、各国政府にとって依然としてカギである。

51. 特別報告者は、データの効果的で対象を絞った収集と測定は、「2030 アジェンダ」の実施の中心であると信じている。分析は、促進して、効果的に「目標」を実施するためのプロセスを特徴づけるために、必要な指標とデータに重点が置かれるべきである¹⁴²。既存の「目標」プラットフォームと相談し、ユニセフ、同盟 8.7 及びその他の関連行為者とのパートナーシップで、特別報告者は、ガイダンスを開発しようと努力し、状況を観察し評価する目的で、市民社会と協働して、性的搾取の形態に関する分類データを収集するための指定されたメカニズムを提唱しようとするであろう。

2. 国別訪問

52. 特別報告者は、特別手続き制度によって開発された基準に基づいて、訪問のための国を選ぶために、予備分析を行うであろう。基準には、訪問がすでに彼女の前任者によって要請されたかどうか、前回訪問のフォローアップ、マンデート保持者によって送られた通信、子どもの売買と性的搾取を防止し、闘うための効果的プログラムの実施、「子どもの権利に関する条約」と「選択議定書」の批准と報告状態、普遍的定期的レビューの 2 回目のサイクルを受ける予定の国々、国々からの招待とマンデートの範囲に当たる子どもの権利の侵害の信頼できる報告に基づいた国連人権高等弁務官事務所、国連基金と計画、専門機関と NGO の現地駐在所からの提案のような指標が含まれる。訪問のために選ばれる国々は、地理的バランスを反映し、子どもの売買と性的搾取の国際的側面と取り組むであろう。国別訪問を行う際に、特別報告者は、事実確認ミッションの付託条項、特別手続きマンデート保持者の行動規範及び特別手続きの活動マニュアルによって導かれるであろう。

¹⁴² 同上。

53. 前任者の作業を継続するという公約の一部として、特別報告者は、政府が彼女の前任者からの訪問の要請に同意しているモーリシャス、パラグアイ、シエラレオネ、トルコ及びウクライナを訪問することに優先権を与えるであろう。彼女は、2020の後半と2021年に訪問のためのお互いに便利な日程を討議することを楽しみにしている。同様に、彼女は、遅れている要請を再送し、彼女の分析の結果として、新しい要請を出すつもりでいる。

54. 訪問の主たる目的は、子どもの権利保護と違反の防止に関して、政府とその他の関係ステイクホルダーに明確な勧告を提案し、子どもの売買と性的搾取をよりよく防止し、闘う際に支援することである。特別報告者は、明確で実践的な勧告を提供することを目的とするであろう。彼女の結論と勧告は、とりわけ、法的・制度的改革を提供するであろう。フォローアップ活動は、必要で、他の人権監視メカニズム並びに国際・地域行為者と調整している場合には、勧告のインパクトと実施を検証する可能性を高めるであろう。国別訪問中に、特別報告者は、政府と地方自治体当局、市民社会のメンバー、子どもの権利と保護の政府機関と専門家、子どもたち、民間団体、ICT会社の代表、国連及びその他の政府間機関と会うことを目的とするであろう。彼女は、子どもの権利委員会と普遍的定期的レビュー作業部会によってなされたものに加えて、それらが彼女のマンデートの範囲内に当たることを仮定して、彼女の報告書の中でなされた勧告に関するフォローアップに特に重点を置くであろう。

3. 通報

55. 特別報告者は、被害者と子ども団体と機関のような関心のあるステイクホルダーに、彼女のマンデートの条件と範囲を説明するという課題に気付いている。市民社会団体とのパートナーシップで、彼女は、インフォグラフィックや短編ビデオを含め、視覚資料の作成を通してマンデートに対する意識を高める努力を強化することを求めるであろう。資料はソーシャル・メディア・プラットフォームと関連ウェブ・ページで普及され、実際の被害者とサヴァイヴァーとその可能性のある人々、国際・地域・地方レベルで子どもやその他のパートナーと協力している団体と機関を対象とするであろう。

56. 限られたアウトリーチとこれまでに出了された通報の数を仮定すれば、特別報告者が被害者とサヴァイヴァー、NGOとその他のステイクホルダーから受けるかもしれない通報のインパクトに関連して、さらなる意識啓発を行うことができよう。彼女は、マンデートに関連する人権の申し立ての可能性スにつながる情報を受け、これに基づいて行動する努力を促進し、子ども被害者の保護を必要とする広範な問題またはマンデートに関連する侵害が起こり、起こる危険がある状況をカバーする通報を送ることにより、アドヴォカシー・ツールとして、通報をさらに推進するつもりである。

4. 意識啓発とアドヴォカシーのためのステイクホルダーとのかかわり

57. 特別報告者は、国際・地域団体、公共・民間セクター、市民社会と子どもを含めたあらゆるレベル(国際、地域、国内、地方)の多様なステイクホルダーとのパートナーシップに参加し、貢献することが、子どもの売買と性的搾取を防止し、撤廃するために極めて重要であると信じている。そのようなかかわりの目的には、子どもの売買と性的搾取の防止と闘いの側面に対する意識啓発、法的・政策的改革のためのアドヴォカシーへのかかわり及び地域・国際レベルでの介入の調整の強化が含まれる。

58. 犯罪と被害者の状態に対する意識を高める際の前任者たちによってなされた重要な貢献を認めつつ、特別報告者は、大陸の国々の中には、彼女のマンデートの存在と役割に対する意識を欠いていると

ころが依然としてあるものと信じている。メディアと政治的注意の高まりが、高い公的プロフィールと共に、特別報告者の役割に対する意識を高め、これが代わって、国のステイクホルダーと一般の人々の間にトピックと関連問題に関心を引くという点で、マンデートを強化するかもしれない。

59. 特別報告者の基本的ミッションは、国連加盟国、その他の国連メカニズム、地域団体、NGO、専門家及び現地での実践家の間の連結として役立つことであった。市民社会との協働は、きわめて重要であった。そのような団体の支援には、国別訪問中の特別報告者との面会、テーマ別報告書にインプットを提供するための団体との調整、現地の独自の経験、特に子ども自身と共に行われた参加型調査からの証拠の提供が含まれる。特別報告者は、彼女のマンデートのインパクトは国内・地域・国際団体と民間セクター、メディア、草の根と第一線のワーカー、法律執行担当官及び宗教指導者のようなその他の関連ステイクホルダーとの組織化された交流によってさらに高められるかもしれないと信じている。

60. 2016年に開催された「世界サヴァイヴァー・フォーラム」からの経験に基づいて、特別報告者は、国内レベルでサヴァイヴァーの集団とネットワーク結成のためのリーダーシップを奨励し、提供するのであろう。継続中の対話は、彼女に重要な情報を提供し、国内・国際レベルで被害者に影響を及ぼす決定においてその意見が聞かれるべき被害者の権利を推進するのであろう。

61. 上に示されたように、特別報告者は、子どもの参画を強化し、その年齢と成熟度に従って、変革と社会的変化の担い手として彼らをエンパワーすることにより、彼らの声を効果的に意味あるように増幅するためにあらゆる利用できる機会を捉えるであろう。従って、若者、特にこの問題の悪影響を受けた者を巻き込むことは、さらに効果的で影響力のあるメッセージとインパクトに貢献するかも知れない。子どもと若者に対する性暴力の防止を唱える際の参加型取り組みの価値を認めることに加えて、そのような取り組みが安全で倫理的な慣行に基づいていることが極めて重要である。

62. さらに、子どもの権利委員会によって支持された「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護のための用語ガイドライン」の重要性を仮定して、国々と国連システムによるその首尾一貫した利用を推進するためには、さらなる作業が必要とされるであろう。特別報告者は、従って、更新された用語を推進し、国々が「ガイドライン」に沿わせるために国内規則と政策を改正することを提唱しようとするであろう。

63. 特別報告者は、直接的な犯人のみならず、ポン引きから仲介者に至るまで供給網にかかわったすべての人を訴追する努力を推進し、意識啓発キャンペーンを通して加害者となる可能性のある者を標的にすることにより刑事責任免除の撤廃も提唱するのであろう。彼女は、市民社会や国々と協力し、資金提供の可能性に従って、加害者の捜査、懸念、訴追の成功を支援し、性的虐待と暴力の子ども被害者とサヴァイヴァーがどのように面接を受け、支援されるかに関するガイダンスを提供する子ども保護チェックリストを開発するのであろう。

64. 最後に、特別報告者は、「選択議定書」とその他の条約の批准と効果的实施を要請するために、彼女のマンデートの創設30周年と「選択議定書」の20周年によって提供される意識啓発機会を最大限に利用するのであろう。「選択議定書」の実施に関するガイドラインの最近の開始は、意識を高め、「議定書」の下での責務を果たすよう国々に要請する新たな勢いを提供するであろう。

65. 彼女のマンデートに直接結びついているテーマ別優先事項についての意識啓発とは別に、特別報告

者は、子ども・強制結婚を防止し、なくすことと付き添いなく移動する子ども、路上で暮らす子ども、白皮症の子どもを暴力と搾取から保護することを含め、横断的懸念の問題に関するアドヴォカシーにかかわるために、関連特別手続きマニフェスト保持者やその他の国際・地域メカニズムと密接に調整し協力するつもりである。

IV. 結論

66. 総会に提出する初めてのものである本報告書の中で、新しく任命された特別報告者は、彼女のマニフェストについての初めての反省の概要と3年の任期中に彼女が取ろうと計画している戦略的方法の概要を提供しようと努力してきた。

67. 特別報告者は、彼女のマニフェストの実施に対して、子どもを中心とした取り組みを用いるであろう。彼女は、子どもの参画を強化し、子どもの年齢と成熟度に従って、変革と社会的変化の担い手として、子どもをエンパワーすることにより、子どもに影響を及ぼす問題に関して、効果的に、意味あるようにその声を増幅するであろう。

68. 特別報告者は、子どもの性的搾取に関連する問題を討議する時には、子どもに配慮した用語の首尾一貫した使用を継続して推進し、すべてを包括する法的枠組み、脆弱な子どものための身元確認とリファールを含めた子どもに配慮した通報メカニズム、家族と地域社会を強化し、子どもの売買と性的搾取の根本原因と推進する要因に対処し、売買と性的搾取を防止し撤廃する際の民間セクターの役割と責任を推進し、国際協力を強化し、すべての防止措置を定期的に評価し、監視することを目的とする措置を提唱するであろう。

69. テーマ別に、特別報告者は、その作業全体を通して、ジェンダーの視点を統合し、とりわけ分類データの収集と分析、身元確認、ケア、回復、リハビリのためのニーズに対応する好事例を明らかにするためのジェンダーに配慮した効果的な戦略の開発を通して、男児が子どもの売買と性的搾取の悪影響を受ける様態を特に検討するであろう。彼女は、オンラインの子どもの性的搾取に関連する問題、傾向、影響、COVID-19が、旅行と観光の状況で子どもの売買と性的搾取の高い危険に与えるインパクトも調べるであろう。

70. 特別報告者は、マニフェストの範囲の幅広い解釈を適用し続け、目標の追求において、「子どもの権利に関する条約」とその他の核心となる人権条約によって導かれるであろう。彼女は、子どもの売買と性的搾取と効果的に闘うことに向けて包括的取り組みとマニフェストの実施においては協議的・参加型の取り組みを取り続けるであろう。

71. 特別報告者は、この害悪を防止し、闘い、子どもたちに人権に従った保護とケアと回復を提供する目的で、子どもの売買と性的搾取に関連する新たな脅威に対処するであろう。彼女は、従って、売買と性的搾取を防止し、闘う国々による努力を支援し、見習うことを推進する目的で、彼女の作業の核心となる部分として、好事例の可視性を高めるよう努力するであろう。彼女は、ガイダンスを開発し、性的搾取を観察し、評価する目的で、市民社会との協働で、性的搾取の形態に関する分類データを収集するための指定されたメカニズムを提唱するようにも努力するであろう。

72. 特別報告者は、子どもの売買と性的搾取を撤廃し、根絶する際の彼女のマニフェストのインパクト

は、すべてのステイクホルダーとの組織化された交流によってさらに強化できるかも知れないと信じている。従って、市民社会団体とのパートナーシップで、彼女はマンデートに対する意識を高める努力を強化するであろう。彼女は、マンデートに関連する人権侵害の申し立ての可能性に関する通報の受領と行動における努力を促進し、子ども被害者または危険にさらされている子どもの保護を必要とする広範な問題をカバーする通報を送ることにより、アドヴォカシー・ツールとして通報も推進するであろう。

73. 特別報告者のマンデートは、問題に対する認識、知識、理解を高め、子どもの権利の推進、保護、実現を監視し、違反の申し立てに対処し、行動を必要とする領域に明確な専門知識を提供するためのユニークなプラットフォームを提供する。しかし、国レベルでのかなりの政治的意思がなければ、進歩は継続して停滞するであろう。国々は、包括的な子ども保護制度を確立し、国境を越えてもっと効果的に協働し、子どもの虐待者が自由に歩き回ることがないことを保障するためにその司法制度を強化するために資金を誓約する必要がある。

「第 75 回第 3 委員会公式文書(2)」が続く